

平成 28 (2016) 年度

自己点検評価書



目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
1. 建学の精神	1
2. 教育の基本理念－「尚絅」の意義	2
3. 尚絅大学の使命・目的	2
4. 尚絅大学の個性・特色等	2
II. 沿革と現況	3
1. 本学の沿革	3
2. 本学の現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1. 使命・目的等	6
1-1 使命・目的及び教育目的の明確性	6
1-2 使命・目的及び教育目的の適切性	9
1-3 使命・目的及び教育目的の有効性	12
[基準1の自己評価]	20
基準2. 学修と教授	21
2-1 学生の受入れ	21
2-2 教育課程及び教授方法	24
2-3 学修及び授業の支援	28
2-4 単位認定、卒業・修了認定等	33
2-5 キャリアガイダンス	35
2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	36
2-7 学生サービス	40
2-8 教員の配置・職能開発等	43
2-9 教育環境の整備	47
[基準2の自己評価]	56
基準3. 経営・管理と財務	58
3-1 経営の規律と誠実性	58
3-2 理事会の機能	62
3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	64
3-4 コミュニケーションとガバナンス	68
3-5 業務執行体制の機能性	73
3-6 財務基盤と収支	75
3-7 会計	77
[基準3の自己評価]	79
基準4. 自己点検・評価	81
4-1 自己点検・評価の適切性	81
4-2 自己点検・評価の誠実性	83

4-3 自己点検・評価の有効性.....	85
[基準4の自己評価]	86
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価.....	88
基準A. 地域連携	88
A-1 地域連携に関する方針及び体制の整備	88
A-2 大学の有する知的資源の社会への還元	93
[基準Aの自己評価]	99
V. エビデンス集一覧.....	101

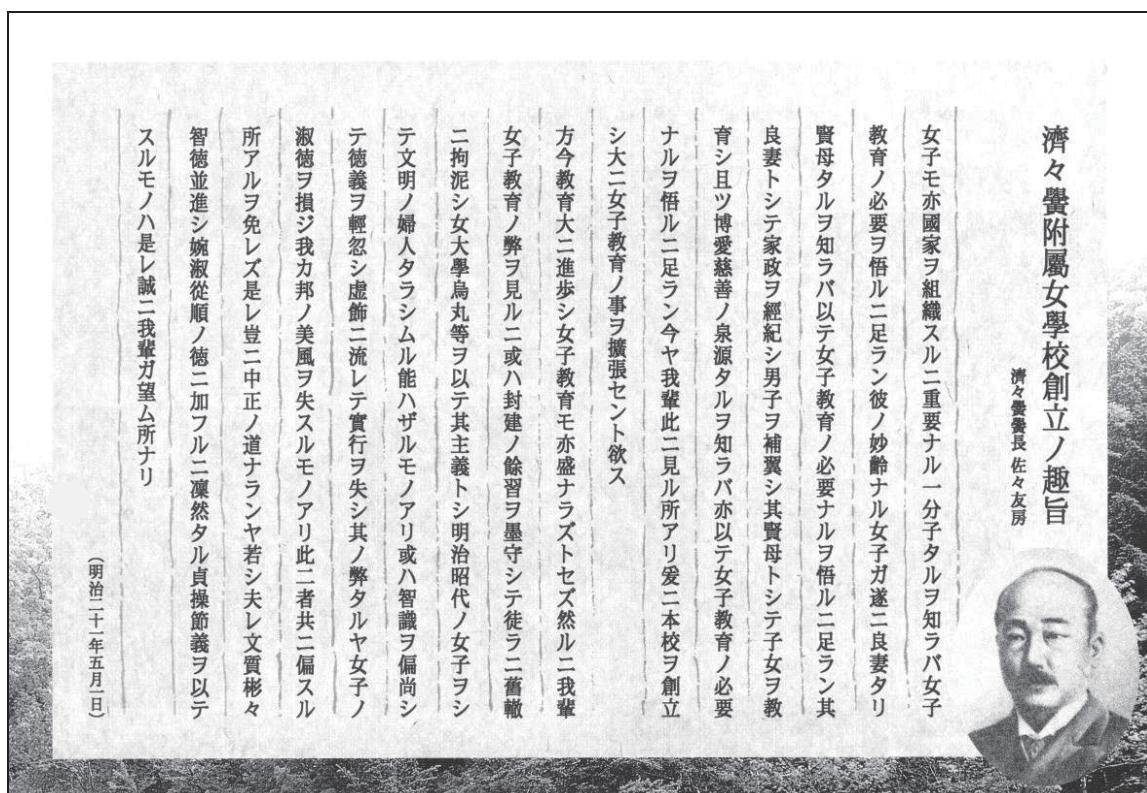
I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人尚絅学園（以下「本学園」という。）は、明治21(1888)年、当時の済々黌の黌長であった佐々友房をはじめとする木村弦雄、津田静一、内藤儀十郎、合志林蔵らの有志により創設された済々黌附属女学校（「済々黌附属女子学校」とも称した。初代校長は内藤儀十郎）を源とする。佐々友房らは同校創設の際に「済々黌附属女學校創立ノ主旨」（下図のように「趣旨」と表記する資料もある）を著した。その主旨（趣旨）には、第一段に、女性も国家を構成する重要な一員であること、家を經營し子女を教育し慈しむ女性の役割は重要であることを強調し、女子教育の必要性を説いている。ついで第二段に、当時は、文明の時代にふさわしくない封建時代の教育も残っていること、一方で知識のみを偏重して日本の女性の淑徳の伝統を損ねていると批判し、智と徳とを兼ねそなえた女性の育成こそ目指すべきところであると述べている。

九州における女子教育の先駆者でもある佐々友房らが掲げた「創立ノ主旨（趣旨）」は、明治24(1991)年に済々黌附属を離れて校名を尚絅女学校と改め、また明治29(1996)年に私立尚絅高等女学校と改称して以後も、長く学校設立の礎として引き継がれた。第二次世界大戦後の学制改革を経て、尚絅学園は、尚絅大学、尚絅大学短期大学部、尚絅高等学校、尚絅中学校及び尚絅大学短期大学部附属幼稚園を擁する女子教育の総合学園を築き上げたが、その歴史を通じて建学の精神に常に立ち返り、これを尊重し、継承してきたのである。

「済々黌附属女學校創立ノ趣旨」



2. 教育の基本理念－「尚絅」の意義

明治 24(1891)年、済々黌附属女学校は、済々黌から分離独立したのをきっかけに、校名を尚絅女学校へと改称した。

「尚絅」の校名は、儒教における「四書」の一つとして広く知られる中国の古典「中庸」の一節「錦を衣て絅を尚う」（衣錦尚絅）という句に由来する。「絅」は麻のうすぎぬを意味し、「尚」は「加える」という意である。すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという意味合いであり、人としての心構え、そのあり方を簡明に表現した言葉であると同時に、学問は自分の博学をひけらかして虚栄心を満足させるためにするものではなく、自己を磨き自己を完成させるためにするものであることを比喩した言葉でもある。こうして、「尚絅」の語は、「済々黌附属女学校創立ノ主旨」に説かれた教育理念「智徳並進」を、観点を変えて表現したものである。

3. 尚絅大学の使命・目的

尚絅大学（以下「本学」という。）の使命・目的は、建学の精神すなわち「済々黌附属女学校創立ノ主旨（趣旨）」及び本学園の教育理念である「尚絅」の精神を踏まえたものとなっている。本学の設置にあたって文部省（当時）に提出された「尚絅大学設置認可申請書」では、設置の目的を「女子教育の重要性に鑑み、かつ地域の要請と九州における女子教育の先駆者としての使命」に基づいて「高い知性と豊かな情操をもつ社会有為の女性」を育成することとしており、設置の目的に述べられている「女子教育の重要性と、時代にふさわしい知と日本古来の徳の兼備」こそ建学の精神である「済々黌附属女学校創立ノ主旨（趣旨）」において佐々友房らが強く主張していたことであった。また、尚絅大学学則（以下「学則」という。）第 1 条にも、「建学の精神に則り、健全な家庭並びに社会生活の向上に貢献し得る知性高く情操豊かな指導的女性を育成することを目的とする」と定めてあり、「高い知性と豊かな情操」こそ本学園の教育の基本理念たる「尚絅」の精神の具体化といえよう。

4. 尚絅大学の個性・特色等

少子化による 18 歳人口の減少などに起因する共学化の波は熊本県にも例外なく押し寄せており、現在では本学が熊本県で唯一の女子大学である。

明治から続く高等女学校の伝統を受けて、尚絅学園は昭和 27(1952)年に熊本女子短期大学を設置し、家政学、食物栄養学、幼児教育の分野で女子教育を行い、熊本県を中心に九州各県に人材を送り出してきた。その伝統と実績に基づき、さらなる発展を図るべく、昭和 50(1975)年 4 月には、国文学科と英文学科から成る文学部のみの単科大学として尚絅大学を設立した。平成 18(2006)年 4 月には、併設の尚絅大学短期大学部食物栄養学科における長年にわたる栄養士養成の実績を踏まえ、管理栄養士養成施設である生活科学部栄養科学科（入学定員 70 人）を開設した。こうして本学は、現在、文化言語学部文化言語学科と生活科学部栄養科学科の 2 学部 2 学科から編成されている。平成 26(2014)年 5 月 1 日現在の収容定員は 600 人（文化言語学部 300 人、生活科学部 300

人) である。

文化言語学部文化言語学科は、その前身である文学部の時代からコース制を採用している。平成26(2014)年4月には、より地域社会のニーズに応えられるように、従来の「日本文学・言語」「書道」「アメリカ・東アジア文化言語」「地域文化・社会」の4コースから、「日本文学・日本語」「書道」「現代コミュニケーション」の3コースに再編した。生活科学部では、3年次編入枠(定員10人)を設けて、併設の短期大学部食物栄養学科を卒業して管理栄養士を目指す学生の受入れにも配慮している。

文学部及びこれを改組した文化言語学部では、中学、高等学校の国語、書道、英語の教員等、各界に人材を送り出してきている。生活科学部では、管理栄養士を養成し、卒業生は学校・保育園・幼稚園・病院等の各種施設で栄養士・管理栄養士として活躍している。

本学は比較的規模の小さい大学ではあるが、それだけに、学生と教員の距離が近く、勉学のみならず学生生活、就職など学生生活全般にわたった親身な指導と支援を行うことができる。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治21(1888)年 5月	熊本市昇町に済々齋附属女学校として開校(創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎)
明治24(1891)年10月	済々齋から独立して、尚絅女学校に改称
明治29(1891)年 4月	尚絅女学校を私立尚絅高等女学校に改称
明治45(1912)年 5月	尚絅財団法人設立
大正 9(1920)年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺(現在の九品寺キャンパス)に移転
昭和23(1948)年 4月	学制改革によって尚絅高等学校発足
昭和26(1951)年 3月	尚絅財団法人から学校法人尚絅学園に組織変更
昭和27(1952)年 4月	熊本女子短期大学開学(家政科)
昭和40(1965)年 2月	尚絅学園第二校地(現在の武蔵ヶ丘キャンパス)を購入
昭和42(1967)年 4月	熊本女子短期大学家政科を家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43(1968)年 4月	第二校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44(1969)年 4月	熊本女子短期大学附属幼稚園を開園
昭和50(1975)年 1月	尚絅大学設置認可
昭和50(1975)年 4月	尚絅大学開学(文学部国文学科入学定員50人、文学部英文学科入学定員50人) 熊本女子短期大学を尚絅短期大学に、同短期大学附属幼稚園を尚絅短期大学附属幼稚園に改称
昭和61(1986)年10月	セントメアリー大学(ネブラスカ州オハマ市)と友好校協定締結
昭和63(1988)年 5月	尚絅学園創立100周年記念式典を挙行

平成 5(1993)年 4月	尚絅大学文学部国文学科に「国語・国文学コース」「書道コース」を、同英文学科に「英語・英文学コース」「英語コミュニケーションコース」を設置
平成 6(1994)年 4月	文学部英文学科コミュニケーションコースにおいてセントマリアー大学(ネブラスカ州オハマ市)への留学制度を開始
平成10(1998)年 4月	ウッドベリー大学(カリフォルニア州バーバンク市)と友好校協定締結
平成13(2001)年 4月	尚絅大学文学部英文学科の「英語・英文学コース」を「英米文化コース」に変更
平成18(2006)年 4月	尚絅大学に生活科学部栄養科学科(入学定員70人)を開設 尚絅大学文学部(国文学科・英文学科)を文化言語学部(文化言語学科)に改組するとともに、「日本コース」「書道コース」「米英コース」「英語コミュニケーションコース」の4コースを設置 尚絅短期大学を尚絅大学短期大学部に名称変更並びに家政科家政専攻を総合生活学科、家政科食物栄養専攻を食物栄養学科、幼児教育学科を幼児教育学科に改称
平成19(2007)年 7月	文化言語学部文化言語学科の「英語コミュニケーションコース」の留学制度における派遣先をセントマリアー大学(ネブラスカ州オハマ市)からモンタナ大学(モンタナ州ミズーラ市)へ変更
平成20(2008)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本コース」を「日本文化・日本文学コース」に、「米英コース」を「米英文化コース」に変更
平成22(2010)年 3月	生活科学部栄養科学科の第一期生が卒業
平成22(2010)年 4月	文化言語学部文化言語学科の入学定員を100人から75人に変更するとともに、「日本文学・言語コース」「書道コース」「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」の4コースに改編・新設
平成23(2011)年 9月	文化言語学部と台湾・慈済大学人文社会学院東方語文学系との間で学部間交流協定締結
平成23(2011)年12月	尚絅大学図書館本館(九品寺キャンパス)完成
平成25(2013)年 5月	「尚絅学園長期ビジョン(将来像)及び中期行動計画」策定 尚絅学園創立125周年記念式典を挙行
平成26(2014)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・言語コース」を「日本文学・日本語コース」にコース名を変更するとともに、「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」を「現代コミュニケーションコース」に再編統合 慈済大学(台湾)及び仁徳大学(韓国)と大学間交流協定を締結 尚絅食育研究センターを開設
平成26(2014)年 7月	尚絅ボランティア支援センターを開設
平成27(2015)年 4月	尚絅地域連携推進センターを開設

2. 本学の現況

- ・大学名 尚絅大学

・所在地

キャンパス	所 在 地
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6番78号
武蔵ヶ丘キャンパス(※)	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8番1号

※平成28(2016)年4月に榆木キャンパスから武蔵ヶ丘キャンパスに名称変更

・学部の構成

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
文化言語学部	文化言語学科	75	若干名	300
生活科学部	栄養科学科	70	10	300

・学生数、教員数、職員数(平成28年5月1日現在)

【学生数】

学 部	学 科	1 年 次	2 年 次	3 年 次	4 年 次	合 計
文化言語学部	文化言語学科	51	48	63	54	216
生活科学部	栄養科学科	79	77	75	77	308
合 計		130	125	138	131	524

【教員数】

学 部	学 科	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手	合 計
文化言語学部	文化言語学科	11	7	4	0	0	22
生活科学部	栄養科学科	5	5	2	1	6	19
合 計		16	12	6	1	6	41

【職員数】

正職員	嘱託	パート	派遣	計
18	3	11	3	35

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

«1-1の視点»

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 使命・目的及び教育目的を具体的に明文化している。

【事実の説明】

昭和 49(1974)年 6 月、尚絅学園が尚絅大学の設置にあたり文部省（当時）に提出した「尚絅大学認可申請書」（以下、「認可申請書」という。）には、「設置の目的または理由」として次のように記載している。

本学園は女子教育の重要性にかんがみ、かつ地域の要請と九州における女子教育の先駆者としての使命を思い、新たに四年制大学を設置して、従来の幼稚園、中学、高校および短期大学とあわせ一貫する教育方針の下に、学校教育法第五十二条の主旨を貫徹し、高い知性と豊かな情操をもつ社会有為の女性を育成し健全な日本文化の進展に寄与することを目的とする。

また教育職員を志望する者には所定の教職課程を履修させると共に既設の中學、高校等において実務を習得させ次代を背負う子弟の教育に当たるべき優秀かつ健全な教員を育成し教育界に貢献することも、本学設置の重要な目的の一つである。

（『尚絅学園百年史』による）

また、尚絅大学学則（以下、「学則」という。）第 1 条には、本学の目的について次のように規定している。

（目的）

第 1 条 尚絅大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学術を研究教授し、広く文化の進展に寄与するとともに、建学の精神にのっとり、健全な家庭並びに社会生活の向上に貢献し得る知性高く情操豊かな指導的女性を育成することを目的とする。

さらに、教育目的については、学則第4条で「学部の目的」として文化言語学部と生活科学部の人材養成の目的を次のように規定している。

(学部の目的)

第4条 文化言語学部は、現代及び未来を厳しく見据え、文化と言語に力点を置いた教育と研究を開拓し、将来の日本社会が必要とする国際的かつ文化的センス豊かな国内外で広く正しく活用し得る言語を身につけた人材の養成を目的とする。

2 生活科学部は、健康の保持・増進のための栄養教育、疾病構造の変化等に対応した栄養管理及び食糧問題等に関する国際的視野に立った食環境の課題など社会の要請に対応できる人間性豊かな高度専門職業人を養成することを目的とする。

さらに、平成27(2015)年11月大学評議会において、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的及び目標について次のように改めて策定した。【資料1-1-1】

(尚絅大学／尚絅大学短期大学部の理念)

尚絅大学・尚絅大学短期大学部は、明治21年創立の済々黌附属女学校に起源を有する学校法人尚絅学園が熊本に設置する私立の大学であり、地域社会に根ざし、地域社会に支えられ、地域社会の発展を期して教育研究をはじめさまざまの活動を続けてきている。われわれ尚絅大学・尚絅大学短期大学部は、創立者たちにより「済々黌附属女学校創立ノ主旨」に謳われた女子教育の重要性、智徳兼備の女子育成の理念、教育課程編成における進取の気風を尊重し、これら先人の志を継承し、校名の「尚絅」に込められた、謙虚さを忘れず内面の充実に努めるという理念のもとに、それぞれの大学が学則に定める設置目的に従って、教育・研究・社会連携・国際交流等の領域において、連携して次のような目標を掲げて活動を推進する。

(尚絅大学／尚絅大学短期大学部の目標)

- (1) 尚絅大学／尚絅大学短期大学部は、学生の主体的な学びを尊重し、尚絅の教育理念に基づき智徳を兼備する女性の育成に努めるとともに、時代の変化を的確に読み、不斷に教育課程を点検し改革し、教授法を鍛磨して、質の高い教育を実践する。
- (2) 尚絅大学／尚絅大学短期大学部は、教育研究環境を整備し学園生活上の安全及び衛生管理に努め、就学に困難な事情を有する学生の支援、学生の自治的活動、キャリア形成および進路選択に対する支援を行う。
- (3) 尚絅大学／尚絅大学短期大学部は、社会の発展・福祉の充実に寄与することを期して、研究倫理を遵守して人権の保護・環境の保全・安全の確保に配慮しつつ、自由な発想を尊重し基礎的・応用的研究を推進して、その成果を蓄積する。
- (4) 尚絅大学／尚絅大学短期大学部は、社会の要請に応えて教育研究の成果を発信し、新たな文化を創造して社会を先導するとともに、学外の諸機関とも連携して教育研究を推進し、その成果を中等教育機関及び地域社会に平易なかたちで還元する。
- (5) 尚絅大学／尚絅大学短期大学部は、教育研究の国際化を促進するために、海外の教育研

究動向に目を向け、海外の諸機関と提携して相互の研究成果を交換し、共同研究を実施し、教員及び学生の交流を推進する。

- (6) 尚絅大学／尚絅大学短期大学部は、卒業生に研修の機会を提供し生涯にわたる学修の支援を行うとともに、大学及び短期大学部の同窓会組織とそれぞれの発展を期して相互の活動を支援し、あるいは連携して活動する。

これら 6 つの目標のうち、(1) が教育に関する目標であり、ここに簡潔に文章化されている。なお、この理念・目的及び目標については尚絅学園の平成 27(2015)年 12 月開催の理事会において承認を得た。

【自己評価】

学則に大学及び学部の設置目的及び教育目的を明確に規定して、具体的な明文化が果たされていると評価している。

1-1-② 使命・目的及び教育目的は簡潔に文章化されている。

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的は、新入生・教職員に毎年度配布する「学生便覧」、入学志願者・その保護者・高等学校関係者に配布する入試広報誌「SHOKEI CAMPUS GUIDE」及び大学ホームページに掲載している。これらにおいては、建学の精神及び校名の「尚絅」の意義について平易で簡潔な解説を加え、学生、教職員、入学志願者、さらには一般の人々にも理解しやすいように配慮して文章化されている。【資料 1-1-2】～【資料 1-1-6】

また、今般策定した尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的は簡潔であり、目標も箇条書きにして簡潔に文章化されている。

【自己評価】

「学生便覧」を始めとして各種のパンフレット及び大学のホームページなどに、大学の目的及び教育目的は簡潔に文章化されていると評価している。

<資料一覧>

【資料 1-1-1】「尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的と目標の設定について」

(平成 27 年 11 月 27 日開催評議会資料・平成 27 年 12 月 18 日開催尚絅学園理事会・評議員会資料)

【資料 1-1-2】「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子）

【資料 1-1-3】大学ホームページ（大学概要）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>

【資料 1-1-4】平成 27 年度学生便覧（文化言語学部）※【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-5】平成 27 年度学生便覧（生活科学部）※【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-6】「SHOKEI CAMPUS GUIDE 2016」（入試広報誌）

※【資料 F-2】と同じ

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年 11 月大学評議会で決定した尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的及び目標は、同年 12 月開催の尚絅学園理事会で承認された。この決定を踏まえて、今後まずは学内への定着を図り、全教職員及び学生がこの理念・目的及び目標に従って活動を行うこととする。理念・目的及び目標の策定と同時に審議し、改定を決定した平成 28(2016)年 4 月 1 日に施行する学則とともに、平成 28(2016)年度の学生便覧に掲載する。また、これを大学ホームページに掲載する。さらに、新たに整理した理念・目的及び目標を学外に向けても発信し、本学の活動方針として広報し、社会の認知と理解を得ることに努める。

また、平成 27(2015)年度から学校法人尚絅学園全体で策定に取り組んでいる全学グランドデザインのなかで再確認され確定されることになる建学の精神、学園及び各学校設置の目的・使命に沿って、大学として整備の作業を進めてきたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーを確定し、これに基づく教育課程・教育体制・教育方法の改革・改善策を検討する。なお、本学の理念・目的及び目標について、大学・学部・学科・コースの 3 つのポリシーとあわせて、入学式、入部式、全学生が履修する授業等において明示して解説し、学生の理解の定着を図る。また大学ホームページ、学園・大学の広報誌等に掲載し、また機会あるごとに学外にも説明し、本学の理念・目的及び目標の社会的理解の拡大を図る。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の学則第 1 条には次のように大学設置の使命・目的及び教育目的を明記している。

(目的)

第1条 尚絅大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学術を研究教授し、広く文化の進展に寄与するとともに、建学の精神に則り、健全な家庭並びに社会生活の向上に貢献し得る知性高く情操豊かな指導的女性を育成することを目的とする。

ここに言う建学の精神とは、明治21(1888)年、本学園の起源となった済々黌附属女学校の設立にあたり、済々黌長佐々友房らが起草した「済々黌附属女学校創立ノ主旨」に説かれている、女子教育の必要性・重要性及び智徳並進の理念すなわち文明の時代の女性にふさわしい知識と日本の伝統的な淑徳の徳義を備えるべきであるという教育理念を指す。

明治24(1891)年に済々黌から独立し、校名を改めるにあたり尚絅女学校の称が選ばれたが、上記の教育理念は、校名の「尚絅」（儒教の古典『中庸』の一節「衣錦尚絅」（「錦を衣て絅を尚う」、君子のように徳を表にあらわさない）に集約されている。学則第1条には、この建学の精神にのっとることを明記し、さらに「智徳並進」の理念を継承して、「知性高く情操豊かな指導的女性を育成する」と述べている。

また、教育目的については、学則第4条で「学部の目的」として文化言語学部と生活科学部の人材養成の目的を次のように規定している。

(学部の目的)

第4条 文化言語学部は、現代及び未来を厳しく見据え、文化と言語に力点を置いた教育と研究を開拓し、将来の日本社会が必要とする国際的かつ文化的センス豊かな国内外で広く正しく活用し得る言語を身につけた人材の養成を目的とする。

2 生活科学部は、健康の保持・増進のための栄養教育、疾病構造の変化等に対応した栄養管理及び食糧問題等に関する国際的視野に立った食環境の課題など社会の要請に対応できる人間性豊かな高度専門職業人を養成することを目的とする。

さらに、平成27(2015)年11月開催の大学評議会において、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的及び目標を審議決定し、同年12月開催の理事会の承認を得た。【資料1-2-1】その理念・目的にも、「創立者たちにより「済々黌附属女学校創立ノ主旨」に謳われた女子教育の重要性、智徳兼備の女子育成の理念、教育課程編成における進取の気風を尊重し、これら先人の志を継承し、校名の「尚絅」に込められた、謙虚さを忘れず内面の充実に努めるという理念のもとに」と記載して、本学園の伝統を継承するものとなっている。【資料1-2-2】～【資料1-2-4】

【自己評価】

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示していると評価している。

1-2-② 法令への適合

【事実の説明】

学則第1条にも「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学術を研究教授し、広く文化の進展に寄与する」と明記してあるとおり、本学の設置は関係法令に基づくものである。また、文化言語学部、生活科学部の設置目的及び教育目的が学則第4条に定めてある。これは、学校教育法第83条（目的）及び大学設置基準第2条（教育研究上の目的）に合致し、法令を遵守したものとなっている。

【自己評価】

大学の目的は学校教育法及び大学設置基準に適合していると評価している。

1-2-③ 変化への対応

【事実の説明】

学校法人尚絅学園は創立125年に当たる平成25(2013)年に「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を策定し、建学の精神・教育理念・学園の使命の重要性を再確認し、学園の現状を分析し、学園を取り巻く環境変化を踏まえ、長期ビジョンと5年後、10年後の到達目標を策定した。【資料1-2-5】本学は、この長期ビジョンと中長期行動計画に沿って活動を行っている。すなわち、教育内容の改革と尚絅らしさの追求、教育指導力の向上、学修意欲あふれる学生の確保、学生支援活動のカテゴリーごとに基本方針を定め、中長期行動計画に沿って毎年度事業計画を立て、これを実施し、実施状況に点検を加え、大学評議会に報告して審議し、尚絅学園の常勤理事会・理事会・評議員会に報告している。その上で、実施状況の点検に基づいて次年度の計画を策定している。

また、平成27(2015)年度には、大学の理念・目的について見直しを行い、同年11月開催の大学評議会において、新たに尚絅大学の理念・目的及び目標を策定した。これらについては、大学評議会で審議し、尚絅学園の常勤理事会の意見を踏まえて、同年12月開催の学園理事会・評議員会に報告した。【資料1-2-1】またこれと併せて、尚絅大学学則第1条の改定案を11月開催の大学評議会で審議し、尚絅学園の常勤理事会、理事会、大学評議会に報告して承認を得た。施行は平成28(2016)年4月1日である。

【自己評価】

大学の理念及び目的について常にこれを確認し、あるいは見直しを行い、変化への対応を行っていると評価している。

<資料一覧>

【資料1-2-1】「尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的と目標の設定について」（平成27年11月27日開催評議会資料・平成27年12月18日開催尚絅学園理事会・評議員会資料）※【資料1-1-1】と同じ

【資料1-2-2】「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子）※【資料1-1-2】と同じ

【資料 1-2-3】「温故革進」（学校法人尚絅学園紹介冊子）※【資料 1-1-3】と同じ

【資料 1-2-4】大学ホームページ（大学概要）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline> ※【資料 1-1-3】と同じ

【資料 1-2-5】尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年 11 月大学評議会で決定した尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的及び目標は、同年 12 月開催の尚絅学園理事会で承認された。この決定を踏まえて、今後まずは学内への定着を図り、全教職員及び学生がこの理念・目的及び目標に従って活動を行うこととする。理念・目的及び目標の策定と同時に審議し、決定した平成 28(2016)年 4 月 1 日施行予定の学則改定とともに、平成 29(2017)年度入学者用の学生便覧、「SHOKEI CAMPUS GUIDE」（入試広報誌）等に掲載する。また、これを大学ホームページに掲載する。また、平成 27(2015)年度に決定した大学の理念・目的及び目標に沿って、学長が「平成 28 年度の基本方針及び主要施策」を教職員に提示し、これを踏まえて事業計画を策定するとともに実施体制を整備する。さらに、新たに整理した理念・目的及び目標を学外に向けても発信し、本学の方針として広報し、広く社会の認知と理解を得る。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

学校法人尚絅学園及び尚絅大学の使命・目的を記載した刊行物「尚絅」を学園事務局と大学を含めた設置学校が共同で作成し、法人の理事・監事・評議員及び学園の教職員全員に配付し周知している。【資料 1-3-1】また、学園の中長期目標として設定されている「教育内容の改革と尚絅らしさの追求」に沿って、大学が毎年度策定する事業計画と事業報告は大学評議会、常勤理事会、理事会、評議員会に報告され、承認を受けている。【資料 1-3-2】【資料 1-3-3】

なお、尚絅大学の理念・目的及び目標については、平成 27(2015)年 11 月 27 日開催の大学評議会及び同年 12 月 18 日開催の尚絅学園理事会において審議・検討が行われ、それぞれについて合意を得た。

【自己評価】

本学の使命・目的を記載した刊行物は役員及び教職員全員に配付されていること、理念目的に基づき策定される事業計画、事業報告は、各学部・学科教授会を経て、学長・学長補佐会議、大学評議会、常勤理事会での審議・検討を行った上、理事会、評議員会の承認を受けていること、さらに審議・検討の結果は、学長・学長補佐会議から教授会等へ隨時報告されることにより、本学の使命・目的及び教育目的の有効性について、役員、教職員の一定の理解と支持は得ていると判断している。

1-3-② 学内外への周知

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的の周知対象を、(ア) 入学志願者・保護者、(イ) 新入生・在学生・学園の教職員、(ウ) 卒業生・同窓生、(エ) 社会一般・企業等とし、広報媒体を学園案内パンフレット「温故革進」、学園広報誌「礎（いしづえ）」、大学案内「SHOKEI CAMPUS GUIDE」、大学ホームページ、学生便覧を主として学内外の周知に活用した。【資料 1-3-4】～【資料 1-3-10】また、建学の精神や本学の使命・目的は九品寺キャンパス正門前の看板広告にも記載されており、学外へ向けて発信されている。更に、新入生には、入学式の学長式辞やオリエンテーション、初年次教育科目である文化言語学部の「文化言語入門」（必修）や生活科学部の「基礎セミナー」（必修）の授業で周知と理解の定着を図るほか、新規採用の教職員には、採用後の研修の場を活用して周知に努めている。

平成 25(2013)年度に創立 125 周年を迎えたことを機に開催することとした「ホームカミングデイ」を同窓会の協力を得て 3 年間連続して実施したことにより、本学の使命・目的及び教育目的は定着しつつあるほか、尚絅アリーナ 1 階と中高 1 号館 2 階にアーカイブ資料展示場を設けて学内外への周知に努めた。

また、平成 25(2013)年度から実施した「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の実施・達成状況を踏まえて見直した結果、第 1 回改定版として一部修正したものを平成 27(2015)年 4 月 1 日に公表したことに加えて、平成 25(2013)年から使用し始めた尚絅学園ロゴマーク、スクールカラー、統一名刺等の使用が定着したことにより全学的なイメージの統一が図られ学園全体のアイデンティティーが浸透しつつある。

【自己評価】

広告媒体、周知目標ごとに建学の精神や教育理念、学園の使命や目的について周知を図るほか、学園ロゴマークやスクールカラー、名刺、記念マークやロゴが浸透し定着化してきていることから、本学の使命・目的及び教育目的の学内外への周知は適切になされていると判断している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及教育目的の反映

【事実の説明】

「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」において、「尚絅学園は、開校以来「建学の精神」・「教育理念」・「学園の使命」を柱に一貫して学園運営に取り組んできましたが、今回の長期ビジョン・中長期行動計画を策定するに当たり、改めてその重要性を再確認しています。」と記載されている。このことからも明らかなように、長期ビジョン・中長期行動計画は、「建学の精神」・「教育理念」・「学園の使命」が十分考慮されたものとなっている。【資料 1-3-11】

さらに、学園のグランドデザインを策定する作業に取り組んでおり、改めて建学の精神、教育理念、学園の使命・目的について議論を深めることとなっている。

【資料 1-3-12】

また、大学においても中長期行動計画の「教育内容の改革と尚絅らしさの追求」に基づき年度計画を策定して事業を行い、事業報告を行っているが、建学の精神及び教育の basic 理念を基にした各学部の教育目的に沿って 3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を定めたが、各学部の 3 つの方針は以下のとおりである。

＜文化言語学部＞

アドミッション・ポリシー	<p>文化言語学部では、文化、言語、コミュニケーションについて理解を深め、それらを活用し地域社会や国際社会で活躍したい学生を求めています。</p> <p>具体的には、3 コース別に次のような人を求めています。</p> <p>【日本文学・日本語コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本文学や日本のことば（日本語・方言など）に興味のある人 ・将来、教育者や司書等になり、有為な人材育成者を希望する人 ・日本の文化・伝統等に興味があり、これらを学ぶことで視野を広げ、国際相互理解に貢献できる人 <p>【書道コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広く書道の知識を学び、技術の向上を目指す人 ・作品制作を通して創作の喜びを味わい、自分らしさを表現したい人 ・書道文化を発展させ、発信したい人 <p>【現代コミュニケーションコース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会に求められている実践的なコミュニケーション力を身につけたい人 ・英語・中国語・韓国語を基礎から実践的レベルまで学び、国際社会で活躍したい人 ・熊本について学び、地域に貢献したい人 ・ビジネス社会で活躍したい人 <p>本学部に入学を希望する人は、文化やことばについて深く学ぶために、高等学校等においては、国語、英語、社会などの基礎学力を習得していることを望みます。</p>
--------------	---

カリキュラム・ポリシー	<p>文化言語学部では、人材育成のために以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）を編成しています。</p> <p>教養教育課程では、広範で多様な基礎的知識の修得とともに、現代社会に不可欠な情報処理能力の育成や、女性としてのキャリアデザインに繋がるキャリア教育の科目を充実させています。また、専門教育課程では、各コースにそれぞれの専門分野について体系的に深く学べるように科目を編成しています。さらに、専門性を高めるために卒業研究、及び卒業作品研究を必修化し、早期からのゼミナール制による教育を行います。そして、3コース別に次のようなカリキュラムを編成しています。</p> <p>【日本文学・日本語コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門の日本文学・日本語学だけでなく、日本の伝統・文化が理解できる力を身に付ける科目や、学際的にも幅広い視野で履修できる科目を設定しています。 ・専門的な方法論・知識を身に付けるための科目、特に教員免許「国語」・日本語教員の取得を目指す科目を設定しています。 ・卒業研究論文は必修なので、中間発表会（複数）・卒業研究論文要旨発表会を含め、丁寧な個別指導を行います。 <p>【書道コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書道文化を総合的に学べるように、実技・理論科目をバランスよく設定しています。 ・臨書から創作への学習段階を踏まえた科目設定を行っています。 ・表現力を高めるために、各書体・各分野の多彩な実技科目を充実させています。 <p>【現代コミュニケーションコース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実践的なコミュニケーション力を身につけるために、4つの領域「社会理解」「情報・ビジネス」「日本語・外国語」「マナー」に重点を置きます。 ・サービスラーニングを取り入れ、課題を自ら発見し解決に取り組むことを目指します。 ・社会で求められている日本語表現力を高めるとともに、情報・ビジネス及び外国語（英語・中国語・韓国語）の基礎を固め、実践力を身につける科目を設定します。
ディプロマ・ポリシー	<p>文化言語学部で所定の単位を修得し、かつ3コース別に次のような能力を有すると認められる学生に、卒業を認定し、「学士（文学）」の学位を授与します。</p> <p>【日本文学・日本語コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本文学・日本語・漢文学等の概論・概説・文学史等の専門基礎を固めて、人生の指針と将来の目標を自覚できる。 ・日本文学・日本語教育・創作鑑賞等の講義・講読等の専門領域の学修を踏まえて、分析能力・問題発見・解決能力を駆使できる。 ・演習での知的活動や、卒業論文作成等を通して、問題発見・解決能力を、より一層発展することができ、教職等、広く社会に貢献できる。 <p>【書道コース】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会における文化の役割について正しく認識し、書道文化の発信に努めることができる。

	<ul style="list-style-type: none"> 創作活動を通して、表現するよろこびを社会に広め、共有することができる。 作品制作で培われる豊かな感性、創造力、自己表現力などの人間力をアピールできる。 <p>【現代コミュニケーションコース】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社会理解」、「情報・ビジネス」、「日本語・外国語」、「マナー」に関する専門的な知識を身につけ、実践的なコミュニケーション力を駆使できる。 専門的な知識と社会人力をもって、ビジネス社会で活躍したり、地域や国際社会に貢献できる。 外国語（英語・中国語・韓国語）の高度な運用能力と国際的視野を発揮できる。
--	--

<生活科学部>

アドミッション・ポリシー	<p>生活科学部では、健康の保持・増進や疾病の予防・治療を目的にした栄養指導、医療・福祉・教育分野での栄養管理、食品の研究・開発などに必要な、食・栄養の専門家としての高度な知識・技能の修得と、管理栄養士の国家資格取得を目指す学生、優れた見識・国際感覚・豊かな人間性を身につけたい学生を求めています。</p> <p>具体的には、次のような人を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士養成カリキュラムの履修に必要な基礎学力を有し、主体的に勉学を遂行できる人 健康、保健、医療、福祉に強い関心をもち、管理栄養士として社会に貢献したい人 食と健康に関する現代的テーマに強い探究心をもって取り組みたい人 生物学・化学などの生命科学に興味があり、専門的な真理を探求する意欲を持つ人 他の専門職との連携やチームワークに必要な協調性を有する人 <p>本学部に入学を希望する人は、高等学校等において、生物学、化学、物理学、数学など、生命科学を学ぶための基礎を充分に習得していることを望みます。また、専門職として学び、他者とのコミュニケーションを円滑に行うための国語や英語についても、充分な学力を身につけておくことを望みます。</p>
カリキュラム・ポリシー	<p>生活科学部では、教育の基本理念に基づき、食・栄養に関する高度な専門知識・技能と総合的実践能力を兼ね備え、広い視野を持ち、人間性豊かな管理栄養士を養成することを教育目標として、次のような方針でカリキュラムを編成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「教養教育科目」を通して、高い知性、豊かな情操と高い倫理観を育成します。 「専門教育科目」を専門基礎分野と専門分野に分けて段階的、系統的に展開し、管理栄養士に必要な高度な専門知識・技能を備えた人材を育成します。 「管理栄養士総合演習」、「臨地実習」、「卒業研究」を通して専門知

	<p>識・技能の統合を図り、専門職業人としての社会性や協調性を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状取得課程（教職課程）を設置し、豊かな知性と適切な指導・教育力を有する栄養教諭（一種）を養成します。
ディプロマ・ポリシー	<p>生活科学部で所定の単位を修得し、かつ次のような能力を有すると認められる学生に、卒業を認定し、「学士（栄養学）」の学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職としての役割を理解し、協調的かつ自主的な姿勢や道徳観をもって社会の要請に対応できる。 ・健康、保健、医療、福祉・介護の分野において、食・栄養に関する高度な専門知識を応用した指導・教育が実践できる。 ・食生活や食糧の問題に対して、科学的・国際的視点での情報をもとに個々の課題に対処し、それを解決しようと努力できる。 ・食品の研究・開発分野において、最新の知見・技術を駆使し、新たな可能性を探査しようと努力できる。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、中長期行動計画及び 3 つの方針に反映されていると判断している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

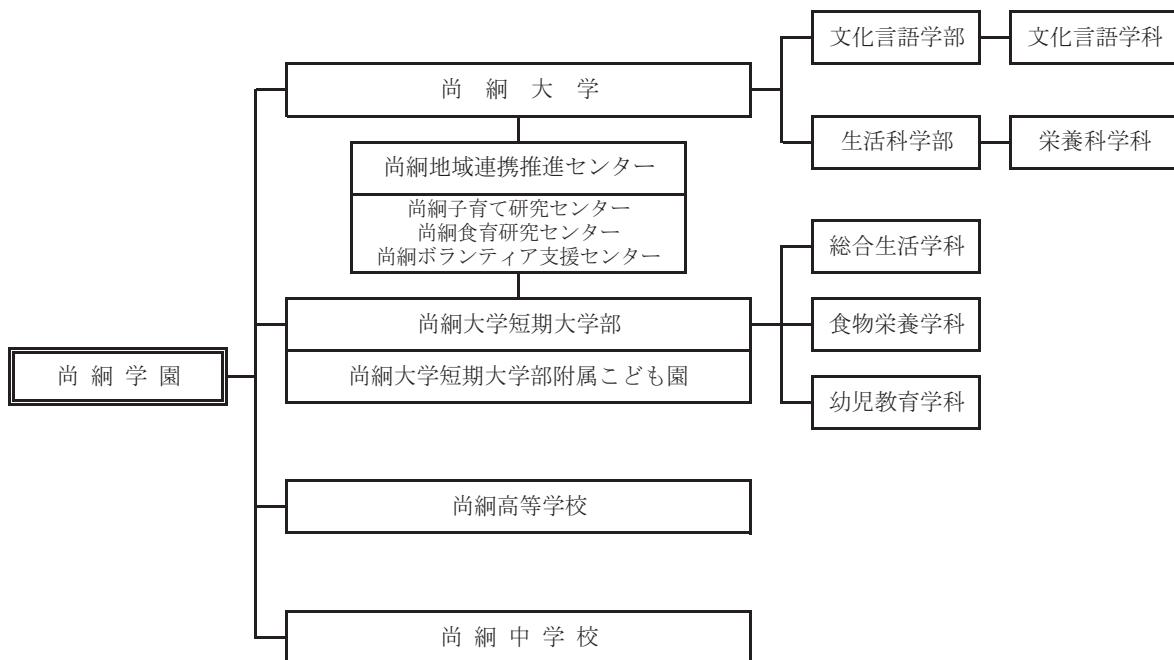
建学の精神及び校名の「尚絅」に込められた教育理念は、本学園の 125 年余の歴史を貫く精神であるとともに、本学の使命・目的及び教育目的の根源となっている。

「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の「I 長期ビジョンと中長期行動計画策定にあたって」の「はじめに」において、「尚絅学園は、…（中略）…

「建学の精神」を常に遵守し、…（中略）…女子教育の向上・発展の一翼を担ってきました。現在では大学・短期大学・高校・中学校及び附属幼稚園を擁する県下唯一の女子総合学園へと発展しています」と総括するとおり【資料 1-3-11】、学校法人尚絅学園が教育研究組織を設置し、整備し、運営していくうえで根幹をなすものであることが確認されている。本学園の組織図は【図 1-3-1】に示すとおりである。

学則第 1 条において、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学術を研究教授し、広く文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、健全な家庭並びに社会生活の向上に貢献しうる知性高く情操豊かな指導的女性を育成することを目的とする」と定めるとともに、同第 2 条において、「本学に次の学部及び学科を置く。文化言語学部 文化言語学科／生活科学部 栄養科学科」と定めている。昭和 50(1975)年、大学の開設と同時に文学部（国文学科・英文学科）を設置した。平成 18(2006)年には文学部を文化言語学部（文化言語学科）に改組し、現在は日本文学・日本語コース、書道コース、現代コミュニケーションコースを設置している。生活科学部（栄養科学科）は、管理栄養士の養成を行うために平成 18(2006)年に設置された。

【図 1-3-1】尚絅学園組織図（平成 28 年 5 月 1 日現在）



これらの教育組織に加えて、本学は併設の短期大学部とともに、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、尚絅地域連携推進センターを設置している。尚絅子育て研究センターは、「子育て全般に関する調査を行い、わが国の保育者養成のあり方及び保育所、幼稚園、家庭等における子育てのあり方について将来的展望を研究し、本学での教育に寄与するとともに社会に情報発信することを目的」（尚絅子育て研究センター規程第2条）として設置された。尚絅食育研究センターは、「食育全般に関する調査を行い、わが国や地域における食育のあり方について将来的展望を研究し、本学教育の充実・発展に寄与するとともに、社会に情報発信することを目的」（尚絅食育研究センター規程第2条）に設置されている。尚絅地域連携推進センターは、同センター規程に「本学が有する人的、知的資源の有効活用により、地域社会との多様な連携を推進し、地域の産業・文化・教育の振興を支援するとともに、社会貢献を通して人材育成やまちづくり、地域づくりに寄与することを目的とする」と定められている。尚絅食育研究センター及び尚絅子育て研究センターは、本学及び併設の短期大学部の教育研究分野と深く関連し、本学の設置理念に沿って、これらの分野の教育・研究の充実と社会的な連携を目的に設置されている。尚絅ボランティア支援センターは、「ボランティア活動に関する調査・研究及び情報の収集・発信を行うと共に、学生のボランティア活動の支援を行い、もって地域社会へ貢献することを目的」（同センター規程第3条）とすると定められている。

尚絅地域連携推進センターは、「本学が有する人的、知的資源の有効活用により、地域社会との多様な連携を推進し、地域の産業・文化・教育の振興を支援するとともに、社会貢献を通して人材育成やまちづくり、地域づくりに寄与することを目的」（同セン

ター規程第 2 条) として設置され、本学の社会との連携、社会への貢献を推進する中核的な組織である。

【自己評価】

本学は、時代の変化や社会のニーズに柔軟に対応し、時代や社会が求める人材の育成に取組み、学部・学科・コースの設置や見直し等を行うとともに、大学評議会においてその妥当性や必要性等について検証し精査を行ってきており、本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は取れていると判断している。

<資料一覧>

- 【資料 1-3-1】「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子） ※【資料 1-1-2】と同じ
- 【資料 1-3-2】平成 28 年度事業計画書 ※【資料 F-6】と同じ
- 【資料 1-3-3】平成 27 年度事業報告書 ※【資料 F-7】と同じ
- 【資料 1-3-4】「温故革進」（学校法人尚絅学園紹介冊子） ※【資料 1-1-3】と同じ
- 【資料 1-3-5】学園広報誌「礎」（vol.18 125 周年記念特集号）
- 【資料 1-3-6】「SHOKEI CAMPUS GUIDE 2016」（入試広報誌）
※【資料 F-2】と同じ
- 【資料 1-3-7】大学ホームページ（大学概要）
<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline>
※【資料 1-1-3】と同じ
- 【資料 1-3-8】大学ホームページ（学長挨拶）
<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/message>
- 【資料 1-3-9】平成 27 年度文化言語学部学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-3-10】平成 27 年度生活科学部学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ
- 【資料 1-3-11】尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画
※【資料 1-2-5】と同じ
- 【資料 1-3-12】「尚絅学園におけるグランドデザインの策定について」に関する資料

(3) 1-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の有効性については、今後も継続して役員、教職員の理解と支持を得ることができるよう努める。

過去において、広報や情宣活動にはやや消極的であった本学は創立 125 周年となつた平成 25(2013)年度から既存の媒体に限定せず、他大学の広報状況も参考にしながら学園と協力して新たな発想での広報を開始している。

また、中長期行動計画や 3 つの方針または教育研究組織の見直しを本学の使命・目的及び教育目的に立ち返って行い、平成 27(2015)年 4 月に中長期行動計画の第 1 回改定版を公表し、周知したが、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」達成のためには、状況の変化を考慮しながら適宜検証を行い見直しの必要が生じた場合

には、大学評議会、将来計画委員会、常勤理事会、評議員会、理事会の審議を経て改定を行っていく。

加えて、平成 27(2015)年度後半から取り組んでいる尚絅学園における全学グランドデザインを平成 28(2016)度中に完成させる。

[基準 1 の自己評価]

各基準項目における事実の説明及びそれぞれの自己評価に基づき総合的に判断して、基準 1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

本学の使命・目的は、建学の精神及び校名の「尚絅」の意義を踏まえて設定されており、これを文部省（当時）に提出した設置認可申請書に記載し、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的」として文章化している。その要点を学則第 1 条に簡潔に明記して盛り込んでいる。また、建学の精神及び校名の「尚絅」の意義について、学校法人尚絅学園及び大学の広報誌、学生便覧、ホームページに解説を加えて掲載して広報し、新入生のオリエンテーション等の機会に説明している。こうして、本学の使命・目的は、学校法人役員・教職員・学生が理解し尊重するとともに、入学志願者、学生の保護者、さらには広く社会の認知を得ている。

この使命・目的に立脚して、本学は文化言語学部、生活科学部を設置している。法令に基づいてそれぞれの学部の教育研究目的を定め、これに沿ってディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーを定めている。これを教職員で共有し、学生はもとより入学志願者とその保護者等にも広報して理解を求め、これを学則及び諸規程に具体化し、それに基づいて教育を行っている。また、併設の短期大学部とともに大学の使命・目的に基づいて教育・研究及び社会連携活動を推進するために、尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア推進センターを設置している。

また、学校法人尚絅学園学園の理念・歴史を踏まえて「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を策定しており、これに沿って本学は併設の短期大学部とともに「尚絅大学・尚絅大学短期大学部の目標」を掲げ、全教職員がこれを共有しながら、時代の変化、学生の状況に対応して、不斷に教育組織・教育課程を見直し、変化への対応も図りながら学生支援、社会連携、国際交流の諸活動を展開している。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

『2-1 の視点』

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

【事実の説明】

平成 25(2013)年度に各学部のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを策定したことに伴い、入学者受入れの方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）についても見直しを行った。アドミッション・ポリシーは学生便覧、募集要項及び大学ホームページに掲載しているほか、オープンキャンパスや高校の進路担当教員を対象とした入試説明会などで説明を行うなど周知に努めている。【資料 2-1-1】～【資料 2-1-4】

【自己評価】

文化言語学部と生活科学部の両学部とも、アドミッション・ポリシーを明確に定め、それを学生便覧や募集要項、大学ホームページなどで周知を図っており、かつ、入学前に履修しておくべき教科なども示しており、アドミッション・ポリシーの明確化と周知は適切に行われているものと判断している。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

【事実の説明】

平成 28(2016)年度入学者選抜で実施された入学試験の種類は、AO 入試、推薦入試、自己推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験の 8 種類である。

文化言語学部では、AO 入試、推薦入試、自己推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験の 8 種類の入試を実施している。AO 入試では、エントリーシート・活動記録書・志望動機を提出させたのち、授業体験と面談を行い、推薦入試では、コースの特色を踏まえながら、面接（書道コースは実技試験も実施）を実施し、調査書の評価を含めて適性や修学のための資質を確認している。一般入試では、国語と英語を試験科目とし、コースの特色を踏まえた傾斜配点を行うとともに、大学入試センター試験利用入試では、国語と外国語（英語、中国語、韓国語）を試験科目とし、一般入試と同様にコースの特色を踏まえた傾斜配点を行っている。

生活科学部では、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、編入学試験の4種類の入試を実施している。推薦入試では、アドミッション・ポリシーに沿って学科の特性を踏まえた面接試験と調査書の評価を含めて判定を行っている。一般入試と大学入試センター試験利用入試では、管理栄養士を目指すために必要と認められる基礎学力を判断しており、アドミッション・ポリシーに沿った試験科目となっている。

また、平成28(2016)年度入学者選抜では、大学入試センター試験における旧課程履修者用の試験科目が廃止されることや新指導要領への対応に伴い、本学の入学者選抜における出題範囲を変更した。この変更については、募集要項に記載するとともに、例年実施している高等学校の進路指導担当教員を対象とした入試説明会において説明を行い、周知を図った。

なお、一般入試などの入試問題を作成するにあたっては、実施する全ての科目で本学の教員が作問を担当しており、外部委託は行っていない。

【自己評価】

文化言語学部および生活科学部はそれぞれの入学者受入れの方針に沿って多様な入学試験を実施して、学生受け入れ方法の工夫を行っているものと判断している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

平成28(2015)年5月1日現在の収容定員と在籍学生数については、【表2-1-1】に示すとおりである。生活科学部の定員充足率は101.3%であり、適正であるが、文化言語学部の定員充足率は収容定員300人を84人下回って72.0%である。

【表2-1-1】収容定員と在籍学生数（平成28年5月1日現在）

学部	学科	収容定員 (a)	在籍学生数 (b)	定員充足率 (b)/(a)
文化言語学部	文化言語学科	300	216	72.0%
生活科学部	栄養科学科	300	304	101.3%
合 計		600	520	86.7%

過去5年間の入学者数の推移については、【表2-1-2】に示すとおりである。文化言語学部の平成28(2016)年度の入学者数は、前年度の49人から2人増加して51人となり、入学定員充足率は65.3%から68.0%に改善した。一方、生活科学部の平成28(2016)年度の入学者数は78人で、入学定員充足率は過去5年間101.4%から111.4%の範囲で推移しており、入学定員に沿った入学者数を維持している。

【表 2-1-2】入学者の推移

学部	学科	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
文化言語 学部	文化言語 学科	入学定員	75	75	75	75	75
		入学者数	64	55	61	49	51
		入学定員充足率	85.3%	73.3%	81.3%	65.3%	68.0%
生活科 学部	栄養科 学科	入学定員	70	70	70	70	70
		入学者数	78	74	71	78	78
		入学定員充足率	111.4%	105.7%	101.4%	111.4%	111.4%
合計	合計	入学定員	145	145	145	145	145
		入学者数	142	129	132	127	129
		入学定員充足率	97.9%	90.0%	91.0%	87.6%	88.9%

志願者数の増加及び歩留率の向上を目的に平成 27(2015)年度は大学としての高校訪問を 6 月から 7 月にかけて実施するとともに、文化言語学部と生活科学部では、それぞれ学部独自の高校訪問を実施した。特に文化言語学部は、年間 5 回の高校訪問を実施し、その際には、学部の教育研究活動の広報を目的とした「文化言語便り」や現代コミュニケーションコースの活動の広報を目的とした「現コミレター」「サービスラーニング通信」などを持参し、広報活動に努めた。

【自己評価】

文化言語学部は過去 5 年間入学定員を満たしていない状況にある。高校訪問や「文化言語便り」等の学部独自の広報紙を発行し、学部の教育研究活動の成果と魅力を伝えることを通じて、入学定員を確保するための努力を続けているが、改善・向上策についてさらなる検討を行い、実行することが求められる。生活科学部は入学定員に沿った適正な入学者数を維持しているものと判断している。

<資料一覧>

【資料 2-1-1】平成 28 年度文化言語学部学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ

【資料 2-1-2】平成 28 年度生活科学部学生便覧 ※【資料 F-5】と同じ

【資料 2-1-3】募集要項 2016、AO 入試募集要項 2016 ※【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-4】大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy>

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーについては、その周知に継続して努めるとともに、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試を実施に向けて、入試管理委員会が中心となって検討を行う。

生活科学部では、比較的安定して入学定員に沿った入学者数を受け入れているが、文化言語学部では過去 5 年間入学定員を満たしていない状況にある。特に文化言語学部の入学定員を確保するためには、高校訪問や広報誌の発行を継続的に行うばかりでなく、入学広報誌「SHOKEI CAMPUS GUIDE」の内容の刷新や学部・学科・コース説明資料の作成と説明の工夫に加えて、オープンキャンパスの実施方法を見直したり、県外での広報と募集活動に力を入れたりするなど、入試センターと学部が連携して取り組んでゆく。

2-2 教育課程及び教授方法

«2-2 の視点»

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

【事実の説明】

本学園の建学の精神及び教育の基本理念、学則に定められている大学の目的（第 1 条）及び学部の目的（第 4 条）を基に、学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）が策定されている。そのディプロマ・ポリシーを達成するために教育課程編成方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）が策定されており、これらのポリシーについては、アドミッション・ポリシーも含め大学ホームページ及び学生便覧に明示することで教職員・学生の認識の共有化ができている。【資料 2-2-1】～【資料 2-2-4】

なお、平成 27(2015)年 11 月 27 日開催の大学評議会において、大学の目的を定めた学則第 1 条の改正が承認されたことに伴い、本学の理念、使命・目的、学部・学科の教育（研究）等の点検に着手し、平成 28(2016)年度中の完了を目指している。【資料 2-2-5】

【自己評価】

教育課程編成方針は、教育理念及び教育目的に則り明確に定められている。この方針はカリキュラム・ポリシーとして大学ホームページ及び学生便覧に掲載されており、明確化されていると判断している。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【事実の説明】

教育課程の編成にあたっては、大学設置基準第 19 条により、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」こと、さらに、「専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間

性を涵養する」ことが求められている。この規定を受けて、各学部とも教養教育科目を適切に配置するとともに、それと連動する形で専門教育科目を系統的、段階的に編成し、各学部の教育目的に掲げる人材の養成を行っている。教育課程の編成方針及び教育課程の編成方法については、それぞれ学則第10条及び第11条に定められている。

このように体系的に編成されたカリキュラムのもと、各学部では以下のような教授方法の工夫・開発を行っている。

<文化言語学部>

1) キャップ制

履修登録単位数の上限については、単位制度の実質化の方針に基づき、教室内及び事前・事後の学習時間を確保し、教育効果を上げる観点から、尚絅大学文化言語学部履修規程第7条第1項には1年間45単位を上限と規定していたが、平成25(2013)年度の改組にあたり新たに設置された現代コミュニケーションコースにおいては、日本語教員資格を取得するのに必要な授業科目が1年次に偏っていたため、1年間に上限の45単位を超えて履修する必要が生じ、履修登録単位数の上限を49単位に引き上げた。【資料2-2-6】

2) カリキュラムマップ

カリキュラムについては、教職員と学生の双方が、「見える化」されたカリキュラムを共有することで、学士課程教育全体を俯瞰できるように、教務連絡協議会及び文化言語学部教務委員会で検討を行い、カリキュラムマップを作成した。【資料2-2-7】

3) サービスラーニング

平成26(2014)年度に新設した現代コミュニケーションコースにおいて、新たな教育方法として学外学修を重視し、大学での学びを地域での活動を通じて実践することで、学生自身の実践力や協調性を養うとともに、地域への貢献につながるサービスラーニングによる授業を導入した。さらに平成27(2015)年度は学部全体の学外学修について、効率的で効果的な教育を目指して、平成28(2016)年1月14日開催の文化言語学部教授会において、学外学修に関する申し合わせの見直しを行って改善を図った。【資料2-2-8】

【資料9】

4) PROG テスト

大手予備校の河合塾と株式会社リアセックの共同開発によるジェネリックスキル(社会人として活躍できる能力)を育成するためのプログラム「PROG(Progress Report on Generic Skills)」を平成27(2015)年4月より本格的に導入し、学生のジェネリックスキルをリテラシー(知識を活用し問題を解決する能力)とコンピテンシー(自分を取り巻く環境に実践的に対処する能力)の二つの側面から測定するPROGテストを1年生と3年生を対象に実施した。PROGテストの受験結果については、学生には個人別の詳細な報告書としてフィードバックするとともに、大学には全体集計や受験結果の一覧をフィードバックした。また、これらの結果をフィードバックするにあたっては、PROGテストの開発会社の社員により、学生及び教員向けの説明会も開催された。PROGテスト結果の活用方法として、授業におけるグループワークなどのアクティブラーニング

に際して、学生の長所を活かしたグループ分けに利用する等の試みを始めている。【資料 2-2-10】

5) 教職課程

教職課程においては、より実践的な指導を進める必要性から、「教員採用試験対策講座」及び学校支援ボランティアとして特別支援学級の合同運動会に派遣を行った。【資料 2-2-11】

6) 司書課程

司書課程においては、図書館での業務の実践に即した教授内容となるよう改善を図るとともに、熊本県内を中心とした図書館職員の募集状況等について具体的な情報提供を行った。【資料 2-2-12】

7) FD 活動

学生の要望の把握、教員の授業改善のために、前期・後期に学生へ授業改善アンケートを実施し、アンケート結果を教員へフィードバックすることで教員の授業改善につなげている。さらに、「オープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）」でも教員相互の授業参観を通して、授業の質の向上に努め、教員にアンケートを実施し、「オープンクラス・ウィーク報告書」としてまとめている。【資料 2-2-13】

<生活科学部>

1) キャップ制

履修登録単位数の上限については、単位制度の実質を保つために、1 学年に履修科目として登録できる単位数の上限を 55 単位としていたが、十分な学習時間を確保し、学修の質を担保することをさらに重視する観点から上限の見直しを行い、平成 28 年度入学者より、原則として上限を 49 単位に変更した。【資料 2-2-14】

また、1 単位を修得するために必要な学習量及びそれを満たすための予習・復習方法について、学期ごとのオリエンテーションにおいて学生に周知しており、シラバスに事前事後学修としてその方法や時間に関する記載を行っている。

2) 自学自修を促す工夫

カリキュラム・ポリシーにある「食・栄養に関する高度な専門知識・技能と総合的実践能力を兼ね備え、広い視野を持ち、人間性豊かな専門職業人を養成する」という教育目標の実現のため、教授内容・方法においても工夫・開発を行っている。具体的には、初年次の基礎セミナーにおいて、建学の精神、管理栄養士の役割の紹介、少人数グループでの討論、科学実験の基礎技術演習などを行いながら、学修の動機づけを行うとともに、大学での学修方法を修得させている。また、4 年間の履修科目一覧表を配布し、科目間の関連性を明示しており、さらに、各学年で開講する様々な実験・実習科目において、問題解決型授業、対話型授業、実践型授業などを取り入れながら主体的な学びを促すための工夫をしている。

シラバスにて授業の概要を示すとともに、学生の授業における到達目標及び成績評価を明確にするための工夫・改善を行っている。教員に対しては、シラバス作成上のガイドラインを明示し、各授業科目の教育目標との整合性の保持と授業方法の改善に役立てている。【資料 2-2-15】

3) FD活動

授業内容・方法の改善を進めるために、全学的組織として FD・評価委員会及びその下部組織として FD 推進部会が設置されており、学生による授業改善アンケート、オープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）を通した FD 活動の取組みが行われている。これらの授業改善アンケートの結果及びオープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）後の参観レポートは、各授業担当者にフィードバックされ、授業の質向上に役立てられている。【資料 2-2-16】

【自己評価】

文化言語学部では、サービスラーニングが効率的で効果的に運用できるように学外学修の申し合わせ事項の改善を行い、社会人としての基礎能力を育成するにあたり学生の現状を把握するために PROG テストの本格運用を実施し、PROG テストの結果を用いたグループ編成などの取組みを行っている。これを継続的に実施することで、より適切な指導ができる。加えて、教員の指導力向上のために「オープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）」を実施し、アンケートを介した教員間での意見交換により、さらなる改善が期待できる。また、カリキュラムマップを作成したこと、カリキュラムの「見える化」が実現された。しかし、学生の進路が多様化しているため、それに合わせたわかりやすいカリキュラムマップ再編が必要である。

生活科学部では、体系的なカリキュラム編成の大枠は維持しつつ、学部の特性を活かした授業内容の工夫・改善を継続的に行っており、より高い資質をもつ専門家の育成・輩出に努めている。授業方法の改善については、FD 推進部会による支援体制も整備・運用されており、継続的に改善することで、専門分野を学ぶための基礎教育や、学問分野の枠を越えた普遍的・基礎的能力の育成強化につながっている。

<資料一覧>

- 【資料 2-2-1】平成 27 年度文化言語学部学生便覧
- 【資料 2-2-2】平成 27 年度生活科学部学生便覧
- 【資料 2-2-3】大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー）
http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma_policy#ad01
- 【資料 2-2-4】大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー）
http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum_policy#ad02
- 【資料 2-2-5】尚絅大学文化言語学部履修規程
- 【資料 2-2-6】平成 27 年度文化言語学部教務委員会議事要録（平成 27 年 10 月 1 日）
- 【資料 2-2-7】平成 27 年度文化言語学部教授会議事要録（平成 28 年 1 月 14 日）
- 【資料 2-2-8】尚絅大学・尚絅大学短期大学部における学外学修に関する申し合わせ
- 【資料 2-2-9】平成 27 年度 PROG テストの結果分析及び活用事例について（平成 28 年 3 月文化言語学科会議配付資料）
- 【資料 2-2-10】教員採用試験対策講座等に関する資料（文化言語学科会議資料 平成 27 年 5 月 14 日、平成 27 年 8 月 6 日）

- 【資料 2-2-11】文化言語学部教職課程委員会資料（平成 27 年 11 月 5 日）
- 【資料 2-2-12】司書課程・司書教諭課程ガイダンス資料（平成 27 年 4 月 3 日前期オリエンテーション配付資料、平成 27 年 9 月 24 日後期オリエンテーション配付資料）
- 【資料 2-2-13】平成 27 年度オープンクラス・ウィーク報告書
- 【資料 2-2-14】尚絅大学生活科学部履修規程
- 【資料 2-2-15】平成 27 年度生活科学部シラバス
- 【資料 2-2-16】平成 27 年度生活科学部教授会議事要録（平成 27 年 6 月 11 日）

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

文化言語学部では、カリキュラムマップを今後のシラバス、学生便覧等に記載して周知を徹底させる。また、学生の進路が多様化しているため、それに合わせたカリキュラムマップを再編するとともに、指導内容についても検証し、引き続きカリキュラムの検討を進める。また、オリエンテーション等、学生ガイダンスの機会を活用することで周知に努め、教育目的の達成に向け継続的な取組みを行う。教職課程における指導については、引き続き教職課程委員会との連携を図るとともに、教員採用選考試験の改変状況に留意する。さらに、授業科目については、より魅力ある授業となるよう、参加型学修への取組みを促進するとともに、シラバスについても工夫を行う。

生活科学部では、カリキュラム・ポリシーに則り体系的に教育科目を配置しているが、各科目間の関連性をカリキュラムマップのような形で視覚的に明示し、学生の自主的学修の助けにする取組みを行う。また、授業内容・方法については、継続的に工夫・改善を行う。

2-3 学修及び授業の支援

«2-3 の視点»

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【事実の説明】

＜文化言語学部＞

文化言語学部では、学部内に教職員で構成する各種委員会を組織し、学生への指導及び支援を行っており、各コース・学年ごとにクラス担任を配置し、クラスの人数に応じて複数のクラス担任を配置し、適時個別面談等による指導及び支援を行っている。また、

クラス担任を中心として、怠学傾向や成績不振、家庭環境の急変等による修学意欲の低下がみられる学生に対しては、保護者との連携も図りながら助言や支援を行っている。さらに、留年者や中途退学者を減らす対策として学科会議で欠席が多いなどの問題がある学生をチェックし、学科で情報の共有および担任による面談及び指導など、退学や留年が発生する前の早めの対処を行っている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

文化言語学科では、学期初めに、学科・コース・学年別にオリエンテーションを実施し、履修指導、教職課程、司書課程の説明を教務委員、学生支援委員、教職課程委員の教職員が対処している。【資料 2-3-3】

担任は通常 1 年に 1~2 回学生との懇談を実施し、さらに修学上問題がある学生については、適時面談を実施し学生への支援にあたっている。また履修指導については、学生の学習状況に応じたきめ細かい指導を行っている。

4 年生については卒業論文執筆・卒業作品制作のためのゼミに所属し、担当教員による指導を行った。【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

全教員にオフィスアワーを設定し、シラバスへの記載、さらに学生支援課より教員とオフィスアワーの一覧を記載した「文化言語学部教員一覧」を学生および教職員へ配布し、学生からの相談に対応できる体制を整えている。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】

初年次教育科目の「文化言語入門」において、履修方法から学生生活をより良く送るための支援までを各種委員会および教職員で取り組んでいる。

授業支援の充実としては、情報処理関連の授業支援システムとして、第 1、第 2 情報処理教室へ CaLaboEX という LMS 機能を備えた CALL システムを導入し、学生の理解度や学習進度、学習内容に合わせた、効率的な学習支援を行っている。さらに「情報処理実務」等の情報処理教室を活用する授業科目では、教科指導教員と情報処理教室に常駐している実習助手とが連携して学生の指導にあたっており、理解不足の学生に対しては指導教員だけでは不充分であるために、実習助手がより時間をかけて指導している。通常の教室では電子黒板やプロジェクタ、大型モニタなどを設置して授業支援を行っている。

文化言語学部の年度ごとの退学者数の推移を【表 2-3-1】に、退学者の理由別割合を【表 2-3-2】に示す。退学者の割合は全体的に低く推移している。これは、毎月開催される学科会議において、学生個別の現況に関する情報交換や原因分析を行い、中途退学者への対処策について検討し、教員間で情報を共有し、中途退学者が発生しないよう協同して学生個別の指導に努めている成果といえる。さらに精神的な課題を抱えている学生を支援するために、カウンセラー室を設置し、毎週カウンセラーによるカウンセリングが受けられる機会を設けている。

【表 2-3-1】文化言語学部の退学者数の推移（過去 3 年間）

学年	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
	在籍者	退学者	退学率	在籍者	退学者	退学率	在籍者	退学者	退学率
1 年次	55	1	1.8%	61	1	1.6%	49	1	2.0%
2 年次	62	1	1.6%	56	2	3.6%	63	0	0.0%
3 年次	62	1	1.6%	60	1	1.7%	51	1	2.0%
4 年次	62	1	1.6%	65	0	0.0%	59	0	0.0%
合計	241	4	1.7%	242	4	1.7%	222	2	0.9%

※在籍者数は当該年度の 5 月 1 日現在の人数

※パーセントは小数点以下第 2 位を四捨五入

【表 2-3-2】文化言語学部の退学者の理由別割合（過去 3 年間）

退学理由	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
進路変更	3	75.0%	3	75.0%	1	50.0%	7	70.0%
身体疾患	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
経済上の理由	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	1	10.0%
修学意欲の低下	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	10.0%
その他	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%
合計	4	100.0%	4	100.0%	2	100.0%	10	100.0%

※パーセントは小数点以下第 2 位を四捨五入

留学生に対する学習支援としては、交換留学生補習授業科目として開講されていた日本語科目を正式科目として平成 28(2016)年度より開講する。具体的には、「初級総合日本語 I」「初級総合日本語 II」「中上級総合日本語 I」「中上級総合日本語 II」「聴解・会話 I」「聴解・会話 II」の 6 科目である。

<生活科学部>

全学組織である教務連絡協議会、学生支援委員会、FD・評価委員会及びその下部組織である FD 推進部会と、生活科学部教務委員会等が中心となり、学修及び授業支援の充実に向けた教育目的・目標達成の方針や具体的な方策について審議しており、教員と担当課職員による緊密な連携のもと、学修及び授業支援が適切に実施されている。

教員と職員の協働による学修支援及び授業支援については、教員及び職員により構成される各種委員会を組織し、学生への学修支援や授業支援に関する方針・計画・実施の体制を確保し、適切に実施されている。初年次導入教育科目や学期ごとのオリエンテーションをはじめ、必要な場合は学生個人に対してもきめ細やかに、教職員が連携協力して、授業の履修等学修全般だけでなく、有意義な学生生活や就職活動にもつながる学修支援のアドバイスや説明を行っている。【資料 2-3-8】

オフィスアワーとして専任教員は90分を設定し、実施している。シラバスでオフィスアワーを明示するとともに、初年次導入教育科目や学期ごとのオリエンテーションでこの制度について学生への周知を図っている。実際には、それ以外にも学生がアポイントメントをとり、教員は授業の空き時間に積極的に学生の相談に応じている。また、非常勤講師及び他学科兼担教員も同様、授業の空き時間あるいは電子メール等で学生の相談に応じている。【資料2-3-9】

また、教員の教育活動において、学部に所属する助手の援助を得ながら学修及び授業の支援の充実につながる方策をとっている。具体的には、実験・実習科目を中心に、資料作成補助や実験・実習の補助が行われており、教育の質の向上に効果が現れている。1年生のグループ学習・発表や、3年生及び4年生の学外実習のための事前指導、4年生の卒業研究においても、各担当教員の指導補佐を担当している。【資料2-3-10】

中途退学者及び留年者に対しては、クラス担任と教務課職員を中心として面談を重ね、必要な場合は保護者とも相談するなど、時間をかけたきめ細かな対応に努めている。怠学傾向や成績不振、家庭環境の急変等による修学意欲の低下がみられる学生に対しては、クラス担任を中心として、担当課職員だけでなく保護者との連携もとりながら助言や支援を行っている。中途退学や休学を希望する学生には、理由を明確にした申請書の提出を、クラス担任には副書の提出を義務づけており、生活科学部教授会及び学科会議において各教員に当該学生の情報は共有されている。過去3年間の生活科学部の退学者数の推移及び退学者の理由別割合は【表2-3-3】【表2-3-4】のとおりである。

【表2-3-3】生活科学部の退学者数の推移（過去3年間）

学年	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	在籍者	退学者	退学率	在籍者	退学者	退学率	在籍者	退学者	退学率
1年次	75	1	1.3%	74	5	6.8%	78	3	3.8%
2年次	79	1	1.3%	73	2	2.7%	70	1	1.4%
3年次	69	0	0.0%	82	3	3.7%	80	2	2.5%
4年次	86	0	0.0%	69	0	0.0%	77	0	0.0%
合計	309	2	0.6%	298	10	3.4%	305	6	2.0%

【表2-3-4】生活科学部の退学者の理由別割合（過去3年間）

退学理由	平成25年度		平成26年度		平成27年度		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
進路変更	2	100.0%	8	80.0%	5	83.3%	15	83.3%
身体疾患	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	1	5.6%
経済上の理由	0	0.0%	1	10.0%	0	0.0%	1	5.6%
修学意欲の低下	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	1	5.6%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	2	100.0%	10	100.0%	6	100.0%	18	100.0%

学生からの学修支援に関する改善の要望は、全学年で実施される「学生生活に関する実態調査」を基に幅広く汲み上げ、学生支援に活かしている。また、意見箱をキャンパス内に設置しており、隨時それぞれの内容に関連する委員会が案件として扱うことで支援体制の改善及び支援の充実に努めている。

【自己評価】

文化言語学部では、学修支援に対しては、各種委員会を組織し、多方面から学生への指導および支援を実施している。学生数自体が少人数であり、かつクラス担任制やゼミ制をとることで、よりきめ細かな指導や支援を実現している。また学生の学修状況等について学科会議、各種委員会等で教職員間の情報共有を図り、教職員協働で多様な指導や助言を行っている。また、初年次導入教育科目「文化言語入門」や学期ごとのオリエンテーション、授業改善アンケートなどの機会を活用した学習支援も行われている。情報処理関連の授業支援システムとして CaLaboEX という LMS 機能を備えた CALL システムを用いた支援を行い、教科指導教員と情報処理教室常駐の実習助手とが連携して学生の指導にあたり、ハード面、ソフト面からの充実した授業支援を実現している。

生活科学部では、学修・授業支援のための組織的な取組みを進めており、教職員協働で円滑かつ効果的な学修・授業支援が実施されていると判断している。

<資料一覧>

- 【資料 2-3-1】平成 27 年度文化言語学部各種委員会・クラス担任一覧
- 【資料 2-3-2】平成 27 年度文化言語学部文化言語学科会議議事要録
- 【資料 2-3-3】平成 27 年度文化言語学部オリエンテーション日程
- 【資料 2-3-4】平成 27 年度卒業研究及び卒業作品研究題目一覧
- 【資料 2-3-5】平成 27 年度第 3 回文化言語学部文化言語学科会議議事要録
- 【資料 2-3-6】平成 27 年度文化言語学部シラバス ※【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-3-7】平成 27 年度文化言語学部教員一覧
- 【資料 2-3-8】平成 27 年度生活科学部校務（平成 27 年 4 月 9 日生活科学部教授会資料 4）
- 【資料 2-3-9】平成 27 年度生活科学部シラバス ※【資料 F-12】と同じ
- 【資料 2-3-10】平成 27 年度助手配置案（平成 27 年 4 月 9 日生活科学部教授会資料 4）

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

文化言語学部では、クラス担任を中心に、教職員協働による学生指導を行っているが、月に 1 回の学科会議だけでは、学生の急激な変化に対応できない場合がある。具体的には、突然出席率が悪くなってしまう場合があるので、急激な変化に対応できるように即時性のある学生の出席及び学修状況確認や情報の共有化と教職員の連携協力が強化できる仕組みの構築を教務委員会等で検討する。

生活科学部では、教職員協働による全学組織の各種委員会及び生活科学部内の支援体制によって、きめ細かな学修・授業支援を引き続き推進する。オフィスアワー制度については、シラバスでのオフィスアワーの明示を徹底し、専任教員に留まらず、学部外の担当教員との連絡体制も充実させる取組みを行うことで、学生がより多くの教員に連絡・相談しやすい体制づくりに向け、継続的な改善を行う。中途退学者、留年者及び怠学傾向の学生への対応については、生活科学部学科会議で情報を共有し、クラス担任、教務委員、学部長、教務課職員が緊密に連携しながら、学生本人及び保護者と面談し、より良い解決ができるよう早期からの支援を引き続き推進する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

«2-4 の視点»

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

単位の計算方法については、学則第 13 条（単位の計算方法）に基づき、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習科目は、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位としている。また、実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位としている。履修した授業科目に対し、学則第 24 条（試験及び単位の認定）に基づき、学力試験等による 5 段階の成績評価に基づいて単位の認定を行っている。成績は点数（100 点満点）で採点し、5 段階評価のうち、秀（90 点以上）、優（80 点以上 90 点未満）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）を合格として所定の単位が認定される。また、単位認定に関わる成績評価基準については、シラバスに評価方法の欄を設け、全ての授業科目で明示しており、かつ、厳格な成績評価（学生の質問・異議申立て）の仕組みを整備している。【資料 2-4-1】～【資料 2-4-3】

なお、成績評価と連動して、GPA(Grade Point Average)を採用し、学生便覧に明示している。本学における GPA の算定方法は以下のとおりである。

$$\frac{(\text{秀 } 4 \times \text{修得単位数}) + (\text{優 } 3 \times \text{修得単位数}) + (\text{良 } 2 \times \text{修得単位数}) + (\text{可 } 1 \times \text{修得単位数})}{\text{総履修登録単位数}}$$

GPA は成績通知書に記載されるとともに、学生はこの指標を活用し、学修意欲の向上と計画的な履修管理による自主的学修に努めることができる。また、GPA は履修指導や教職課程における教育実習の可否判定で活用されるほか、尚絅学園育英褒賞の対象となる学生を選考する際にも用いられている。

進級については、文化言語学部では、文化言語学部履修規程第 8 条（履修状況）に基づき、正当な理由がなく、授業の出席状況が著しく不良であったとき、または単年次の履修単位数が 30 単位未満であるときに進級を認めないものとしている。一方、生活科学部では、尚絅大学生活科学部履修規程第 7 条（進級要件）に基づき、在籍する学年において、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて、30 単位以上修得すること、2 年次から 3 年次へ進級する場合にあっては、2 年次までに開講される専門教育科目のうち、講義（必修科目）を 13 科目 26 単位以上、実験・実習を 11 科目 11 単位以上修得することを進級要件としている。また、進級の認定に関しては、修得単位数の確認を行った上で、教授会の議を経て、厳正な審査を行っている。

卒業認定については、学則第 28 条（卒業の認定）に基づき、文化言語学部においては文化言語学部履修規程第 6 条（卒業要件単位）において、また、生活科学部においては生活科学部履修規程第 4 条（卒業資格）において、卒業資格取得に要する最低修得単位数を定めている。その修得単位数の確認を行った上で、教授会の議を経て、卒業認定を行っている。また、学生の修得すべき能力については、ディプロマ・ポリシーに定め、大学ホームページ及び学生便覧で学生に周知している。

【自己評価】

単位認定、進級及び卒業認定の基準については、学則及び履修規程に明確に定められており、学生へ周知している。それぞれの認定にあたって、各授業科目の到達目標や成績評価基準に基づき適正に審査されており、厳正な運用となっていると判断している。

＜資料一覧＞

【資料 2-4-1】平成 27 年度文化言語学部シラバス ※【資料 F-12】と同じ

【資料 2-4-2】平成 27 年度生活科学部シラバス ※【資料 F-12】と同じ

【資料 2-4-3】厳格な成績評価（学生の質問・意義申立て）に関する資料

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、単位認定、進級及び卒業認定の基準を明確に定め、引き続きこれを厳正に適用する。さらに、各学期オリエンテーション、授業ガイダンス等の機会を活用し、単位認定、進級・卒業認定等の基準、成績の評価方法・評価基準について学生に十分説明し、それらの根拠の周知徹底を図る。また、教員も自らが出した成績評価に対して、明確な根拠を提示できる状態にしておく。

2-5 キャリアガイダンス

«2-5 の視点»

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【事実の説明】

文化言語学部では、2年次に「キャリア形成入門」と「キャリアデザインⅠ」を必修科目として配置し、学生の就労観や社会人基礎力の育成を図り、3年次には選択科目として「インターンシップ」を配置している。【資料 2-5-1】

生活科学部では、1年次にキャリア教育の基礎となる「男女共同参画入門」を必修科目として配置し、同じく必修科目の「基礎セミナー」により管理栄養士資格取得に向けた態度や心構えを指導している。【資料 2-5-2】

正課外における支援体制としては、文化言語学部では学部の就職支援委員会が組織され、就職課職員も出席する定例の会議で、学生の就職・進学支援のあり方を協議し、具体的に実行した。3年生及び4年生の前・後期の時間割に組み込んで実施される「就職指導」の運営はその柱である。【資料 2-5-3】また、定例の教授会や学科会議で学生の現況把握と情報の共有に努め、クラス担任や卒論ゼミ担当者とも連携して必要に応じて迅速な助言を行った。

同じく生活科学部では、正課外の取組みとして、1年生前期から4年生後期まで継続して「進路指導」を実施している。その頻度は1年生～3年生は毎月1回、4年生は概ね毎月2回であるが、他学年と比較して4年生の出席率がやや低かった。【資料 2-5-4】

【資料 2-5-5】「進路指導」の内容については、生活科学部の就職委員で構成される就職支援委員会において検討した。1年生では4年間を見通した専門職へのアプローチの実際、2年生では職業人としての意識付けを図る、3年生では就職活動に向けた準備の実際、4年生ではキャリアゴールを目標に掲げ、併設の短期大学部食物栄養学科と連携し、より綿密な指導となるよう工夫した。なお4年生の進路指導では、隨時就職内定調査を行い直近の就職率を把握し、定例学科会議や定例教授会において報告し、未就職者情報を学科内で共有し学生への働きかけを円滑に行った。生活科学部の就職支援委員会では、キャリアガイダンスのプログラムの検討、卒業生の招聘人選、外部講師の招聘人選、未就職者へのアプローチの具体策などについても討議した。なお、2年生前期に行われるインターンシップの周知と学生指導、合同企業説明会への参加呼びかけと引率、卒業生の相談についても適宜対応した。

この他、大学と短期大学部の教職員で構成される全学レベルの就職支援委員会では、夏季キャリアガイダンス（全学年対象）と春季キャリアガイダンス（1～3年生対象）を主催し、学生の社会的・職業的自立に向けた意識の涵養に努めた。【資料 2-5-6】

【自己評価】

社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、教育課程の内外を通じて充分整備されている。

<資料一覧>

【資料 2-5-1】平成 27 年度文化言語学部シラバス ※【資料 F-12】と同じ

【資料 2-5-2】平成 27 年度生活科学部シラバス ※【資料 F-12】と同じ

【資料 2-5-3】平成 27 年度文化言語学部「就職指導」計画表

【資料 2-5-4】平成 27 年度生活科学部「進路指導」計画表

【資料 2-5-5】平成 27 年度生活科学部「進路指導」出席状況

【資料 2-5-6】平成 27 年度「夏季キャリアガイダンス」及び「春季キャリアガイダンス」プログラム

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

就職支援委員会は、キャリアガイダンスに関して、進路決定済みの学生向けプログラムを改善するとともに、より学生のニーズに合った企業を選び、合同会社説明会への参加を要請する。

文化言語学部では、学部の就職支援委員会と教務委員会が連携して、正課外の「就職指導」の出席率向上を図り、就職・進路支援をより確実なものとするために、3 年生前期の「就職指導」を「キャリアデザインⅡ」として正課化（必修）する。

生活科学部では、4 年生の「進路指導」への出席率向上のために、①正課外の進路指導であっても欠席届を義務付け、欠席理由の把握に努める、②再履修科目受講、臨地実習事前訪問、面接試験との重複等については明確に区別する、③就職内定者にとっても魅力のある内容となるよう学生の意見を聴取し後期の進路指導に反映させるなどの対策を取る。1 年生～4 年生の「進路指導」を円滑に運営するためには、就職委員のほかクラス担任の協力も不可欠であるが、時間割の関係で就職委員やクラス担任だけでは対応できないことも多く、学科会議の場で進路指導にかかわる体制を構築する。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

【事実の説明】

＜文化言語学部＞

文化言語学部では、単位認定、進級、卒業についてそれぞれ判定基準を設けて、学習成果を適切に評価し、文化言語学科が定める学位授与の方針に沿った学習成果を修得した者に対して卒業を認定し、学位を授与している。

本学では、併設の短期大学部も含む全学部の学生に対して、学生支援委員会が「学生生活に関する実態調査」を毎年実施している。調査票には、本人の状況として、住居・経済状況、授業・学修面、大学施設、課外活動など 49 の質問項目があるが、文化言語学部教務委員会としては、授業・学修面の 8 項目について詳細な分析を行い、各項目について対処方法等を明記して学生支援委員会へ提出するとともに、それらは、学生ホール等に掲示され、学生へのフィードバックが行われる。【資料 2-6-1】【資料 2-6-2】

さらに、教務関連施策検討会では、全学部の授業学修面の分析結果についてさらに授業時間外学習時間の比較検討を行い、今後は各学科で学習習慣の定着に向けた改善を継続させることとし、各学部の教務委員会へ伝達を行った。【資料 2-6-3】

また、ジェネリックスキル（社会人として活躍できる能力）を育成するために、大手予備校の河合塾と株式会社リアセックの共同開発によるプログラム「PROG(Progress Report on Generic Skills)」を、平成 26(2014)年 4 月より試験的に導入し、リテラシー（知識を活用し問題を解決する能力）とコンピテンシー（自分を取り巻く環境に実践的に対処する能力）を測定するための PROG テストを、平成 27(2015)年 4 月に、1 年生全員と 3 年生の希望者を対象に継続して実施しており、文化言語学部 FD・評価委員会で PROG テストの分析を行った。この結果に基づき、今後 AO 入試・推薦入試による入学者に対する指導への活用や、習熟度別クラス分けの指導への活用などの提案がなされた。なお、すでに結果の一部を活用しての授業内でのアクティブラーニングでのグループ編成に用いるなどしてフィードバックを行っている。【資料 2-6-4】～【資料 2-6-6】

学生の学修状況の把握については、クラス担任の面談を実施し、成績を確認するとともに、大学生活や学修状況、日常生活等について個別に確認を行っている。さらに、学科会議において、学生の現況を確認し、出席状況や学修が困難である学生への対応などを全教員で共有し、学生指導などでフィードバックしている。

＜生活科学部＞

授業改善アンケートの集計結果を通して、教員は各担当科目における学生の学修状況を把握している。このアンケートでは、授業運営方法に関する教員への評価だけでなく、学生の授業に対する取組みの程度や授業理解度を測る質問項目も設定されており、自由記述項目を除くアンケートの集計結果を全専任教員に公開することで、学生の学修状況をより広い範囲で把握し、教育目的の達成状況を点検・評価している。【資料 2-6-7】～【資料 2-6-9】

併設の短期大学部も含む全学部生を対象に実施される学生生活に関する実態調査で授業・学修面に関する項目を設定し、学生の学修行動を調査している。教務関連施策検討会において、学生の主体的な学修の充実に向けた方策として、学修時間等を把握し学修状況の充実を図る目的で、「履修計画をたてる基準」「授業時間外の学習時間」「授業

内容の理解が困難な理由」「学習時に利用する情報機器の種類」等の結果に対する集計・分析を行い、生活科学部学科会議及び教務連絡協議会で報告している。1年次からの学習意欲の向上及び学習習慣の形成のための継続的な取組みが重要であることが確認されている。【資料 2-6-3】

さらに、教育目的達成状況の点検・評価として、学生の意識調査等の各種アンケート、管理栄養士国家試験模擬試験、国家試験合格状況・就職状況の調査等を実施し、それらの結果については、各担当教職員が分析し、教授会及び学科会議にて評価し、現状把握と対策検討を行っている。【資料 2-6-10】

【自己評価】

文化言語学部では、学修成果を適切に評価しており、学生生活についてもアンケートを採るなどして、学生生活のサポート体制に生かすなどのフィードバックを行っている。PROG テストの結果を利用した取組みも徐々に始まっているが、さらなる学生への指導方法向上策や、今後の活用方法の検討と準備が必要である。また、学生の学修状況の把握については、学修状況に関する情報の共有のスピード化が課題と考えられる。

生活科学部では、学修の達成状況・満足度に関する学生からの意見聴取、管理栄養士国家試験合格状況、卒業後の進路状況実績の分析を行うことで、教育目的の達成状況把握ができていると判断している。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【事実の説明】

＜文化言語学部＞

平成 27(2015)年度も授業改善アンケートを実施し、分析結果を全教員に配布とともに、担当教員からのコメントや次年度開講に向けての改善点などを明記し、学内専用サイトを通じて公表している。【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】平成 27(2015)年 2 月 9 日には、FD 研修会として、学生もパネラーに加え、授業改善アンケート及びオープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）をテーマにしたパネルディスカッションを行い、文化言語学部の教員も多数出席し、積極的に発言した。

また、「学生生活に関する実態調査」に記入されていた学生からの授業やカリキュラム等教務に関する質問事項について、カリキュラム・ポリシーに基づいてわかりやすく回答し、公表してフィードバックを図っている。このほかにも、前述の PROG テストについては、PROG 開発会社から講師を迎えて PROG テストの受験結果および分析結果に関する説明会を学生・教職員に対しそれぞれ開催し、フィードバックを図っている。

＜生活科学部＞

授業改善アンケートの結果は、各担当教員の授業改善、即ち教育内容・方法の改善や学修指導の改善のための検討資料として活用されている。また、授業改善アンケート結果に対し、各担当教員が作成する「教員による分析・評価と今後の取り組み」をアンケート結果の集計データと併せて学内専用サイトに公開することで、全学的にも教育目的の達成状況の点検と学修指導の改善状況を把握している。【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】

【自己評価】

教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けた教員へのフィードバックとして、授業改善アンケートを中心とする授業改善のための組織的な取組みは適切に機能していると判断している。

<資料一覧>

【資料 2-6-1】「平成 27 年度学生生活に関する実態調査」調査票

【資料 2-6-2】平成 27 年度学生支援委員会議事要録（平成 27 年 11 月 25 日、平成 27 年 12 月 17 日）

【資料 2-6-3】平成 27 年度教務関連施策検討会議議事要録（平成 27 年 12 月 17 日、平成 28 年 2 月 5 日）

【資料 2-6-4】平成 27 年度文化言語学部教務委員会議事要録

【資料 2-6-5】平成 27 年度文化言語学部教授会議事要録

【資料 2-6-6】平成 27 年度文化言語学科会議議事要録（平成 28 年 3 月 10 日）

【資料 2-6-7】平成 27 年度 FD 推進部会議事要録

【資料 2-6-8】平成 27 年度授業改善アンケート実施要領

【資料 2-6-9】授業改善アンケート集計結果の公開に関する資料

【資料 2-6-10】平成 27 年度生活科学部教授会議事要録

【資料 2-6-11】授業改善アンケート集計結果の公開に関する資料

※ 【資料 2-6-9】と同じ

【資料 2-6-12】授業改善アンケート集計結果の公開の学内 Web サーバー

<http://skw.sk.shokei-gakuen.ac.jp/FD/>

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

文化言語学部で実施している PROG テストについては、今後も継続して実施とともに、文化言語学部教務委員会を中心に PROG テストの結果について分析を行う。具体的には、教務委員会と FD・授業評価委員会が協力して、①受験対象学年を広げることで経年変化について分析を行うこと、②リテラシー能力の向上を図るための初年次教育の充実を図ることを予定している。①については、新年度の受検結果・分析結果の提出を受けて、前年度からの変化を検証し、年度内に資料としてまとめる予定である。今後、この資料等を活用して学生面談等を行い、学生の学士力等の向上に役立てる。

文化言語学部の学生の学修状況の把握に関して、情報の共有化を図るために、平成 27(2015)年度に引き続き各コースおよび教職・司書課程のカリキュラムマップの作成を行い、「履修カルテ」の作成に向けての準備作業をさらに進める。

生活科学部では、学生の学修状況や意識調査、管理栄養士国家試験合格状況等に関する各種調査の結果を点検・評価することで、教育目的の達成状況把握に継続的に取組む。

また、それらの内容を学部全体にフィードバックし、教育内容・方法と学修指導の改善を継続的に推進させる。加えて、学修成果の把握に向けた方策の検討に着手する。

2-7 学生サービス

«2-7 の視点»

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

【事実の説明】

学生サービス、厚生補導のための組織として、大学と短期大学部の教職員から構成される全学レベルの学生支援委員会を設置するとともに、その下部組織としてキャンパスごとに部会（武藏ヶ丘キャンパス部会、九品寺キャンパス部会）を設置している。また、各キャンパスには、学生支援課、保健室及びカウンセリング室を設置し、教職協働による支援体制が整備されている。

学生の心身面でのサポートについては、文化言語学部では、毎月、学生支援委員が保健室及びカウンセリング室の利用状況と内容について確認し、情報の共有化を図るとともに【資料 2-7-1】、生活科学部では、毎月、九品寺キャンパス部会長が養護教諭日誌の記載事項を確認し、相談内容や問題を抱えている学生の早期発見及び対応に努めている。

学生の心身面での現状を把握するために、7月下旬に「疲労蓄積度調査」を実施した。

【資料 2-7-2】文化言語学部では、アンケート分析担当者のコメントを学科会議で周知し、対象者の情報についても全教員での共有を図り、担任だけではなく全教員で対応できる体制を整えた。生活科学部では、アンケート結果を担任に配付し対応を促している。

学生の安全・健康を守る生活指導として、毎年「学生支援講座」を開講している。文化言語学部では、1 年生を対象に、「保健指導講座」「カウンセラー指導」「防犯対策講座」「消費者対策講座」「薬物乱用防止講座」を開講し、生活科学部では、「薬物乱用講座」「消費者教育講座」「セクハラ・DV 講座」、「心の健康講座」、「女性の健康講座」を開講している。【資料 2-7-3】

奨学金などの学生に対する経済的な支援については、「授業料免除制度」「如蘭学寮寮費免除制度」「姉妹入学金減免制度」「併設高入学者入学金免除制度」「職員子女授業料減免制度」「海外留学奨学金制度」等の奨学金制度を整備し、適切に運用している。なお、本学では近年、国際交流を推進しており、「海外留学奨学金制度」を利用して留学する学生が増加傾向にある。平成 27(2015)年度は奨学金の新制度運用から 2 年目となるため、各種奨学金についての検証を行う予定である。

学生の課外活動の支援については、文化言語学部では、学生支援委員が学生会の主催行事である「新入生歓迎行事」「七夕祭」「尚絅祭」「語学成果発表会」等において連携

を強化し取り組んだため、例年以上の成果が見られた。また、11月にクラブ長会議を実施し、各クラブ・サークルからの要望に対し速やかに対応をおこなった。【資料 2-7-4】また、生活科学部では、年に3回学生会との意見交換会などを実施している。クラブ・サークル活動については、顧問や指導員と連携しながら活性化に取り組んでいる。また、クラブ・サークル活動の実態を把握するために、各キャンパス部会でアンケート調査を実施する予定である。【資料 2-7-5】学生の課外活動に対する経済的支援としては、尚絅学園の施設設備の改善・充実や課外活動を資金面から支援することを目的に設立された尚絅学園後援会より、各クラブ・サークルに対して資金助成が毎年行われている。

【自己評価】

学生の心身面のサポートについては、各学部と関係部署との連携が取られている。学生の安全や健康面については、「学生支援講座」において各種講座が開講され、経済的支援については奨学金制度を始め、様々な制度が整備されている。また、課外活動の支援についても学生会との意見交換会等を通して要望を汲み上げるなど、学生生活全般にわたった支援が適切に行われている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【事実の説明】

学生生活に関する意見や要望についての対応として、「学生生活に関する実態調査」を7月に実施した。このアンケートについては、本年度アンケート項目について見直し、新たに作成した。【資料 2-7-6】アンケート結果については、「集計結果についてのコメント」と「記述への回答」としてまとめ、平成28(2016)年1月に両キャンパスの学生ホールに掲示した。【資料 2-7-7】アンケート結果のコメントについては、文化言語学部では「集計結果についてのコメント」は今まで学生支援委員が担当していたが、項目ごとに密接な関係性のある委員会担当者にも依頼した。さらに、その項目の集計結果の問題点の解明及び問題解決について担当者に要望した。生活科学部では学生支援委員がコメントを担当した。「記述への回答」については、文化言語学部では、それまで事務職員の担当であったものを教員も含めての分担制とした。生活科学部では、学生支援委員を中心に、学部長、事務職員で担当した。両調査結果については、文化言語学部では全教員に配布し、学部に対する要望については学科会議で諮り適切に対応し、また調査結果で見られた問題点についての問題解決に取り組んだ。生活科学部でも学科会議で全教員に配布し適切に対応した。「学生生活に関する実態調査」のアンケート項目については、本年度検討を加え次年度からの調査に反映させる予定である。

学生生活に関する学生からの直接の意見や要望を汲み上げるシステムとして、両キャンパスの学生ホールに「意見箱」を設置している。内容についてはそれぞれのキャンパス部会で検討し、対応している。その他の意見や要望についても隨時学生支援課で対応している。

【自己評価】

学生生活に関する意見や要望については、全学生を対象とした「学生生活に関する実態調査」の実施、調査結果への対応及び学生への周知や、また隨時学生からの直接の意見を汲み上げる「意見箱」の設置等で適切に対応はなされている。

<資料一覧>

【資料 2-7-1】平成 27 年度保健室・カウンセリング室における文化言語学部学生相談状況の報告

【資料 2-7-2】疲労蓄積度調査

【資料 2-7-3】平成 27 年度学生支援講座一覧

【資料 2-7-4】平成 27 年度文化言語学部クラブ長会議議事録

【資料 2-7-5】平成 27 年度クラブ・同好会活動報告書

【資料 2-7-6】「平成 27 年度学生生活に関する実態調査」調査票

※ 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 2-7-7】平成 27 年度学生生活に関する実態調査集計結果

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

委員会組織として、全学レベルの学生支援委員会とその下部組織である武藏ヶ丘キャンパス部会と九品寺キャンパス部会があるが、意思決定まで時間がかかり過ぎる場合もあるので、委員会の開催方法を見直す。

学生の心身面での問題については、各学部での対応となっているので、全学でサポートできる体制を整える。また、学生の課外活動である学生会活動やサークル活動については、学生の自治活動であることを踏まえ、できる限り学生の自主性を尊重した支援を前提としていたが、学部によっては組織又は運営上の理由により困難な場合もあったので、課外活動の活性化に向けて、学生会及びサークル活動の実態を把握し、支援体制を強化する。学生生活に関する意見や要望についての対応としては、「学生生活に関する実態調査」は重要な役割を担っているが、アンケートの実施から集計結果の公表まで半年近く要しているので、期間短縮のためタイムスケジュールを見直す。また、アンケート結果についての活用については、キャンパス単位で取り組むのではなく、全学レベルで統一性を持たせる。

2-8 教員の配置・職能開発等

«2-8 の視点»

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【事実の説明】

本学は、文化言語学部文化言語学科及び生活科学部栄養科学科で構成されており、本学の教員組織は【表 2-8-1】に示すとおり、大学設置基準上の必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしているとともに、生活科学部においては、栄養士法で定める管理栄養士養成施設としての必要専任教員数及び必要専任教授数についても満たしている。なお、文化言語学部は、中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語・書道）の教職課程を、生活科学部は、栄養教諭一種免許状の教職課程を有するが、そのいずれにおいても、教職課程認定基準上の必要専任教員数を満たしている。また、卒業時に授与する学位の種類及び分野は、文化言語学部においては学士（文学）、生活科学部においては学士（栄養学）であるが、各学部とも教育目的及び教育課程との整合性を十分に考慮して、専任教員の確保と配置を行っている。

【表 2-8-1】専任教員数（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学 部	専任教員数					助手	設置基準上 必要専任教員数	設置基準上 必要専任 教授数
	教授	准教授	講師	助教	合計			
文化言語学部	11	7	4	0	22	0	8	4
生活科学部	5	5	2	1	13	6	10	5
大学全体の収容定員 に応じて定める 専任教員数							10	5
合計	16	12	6	1	35	6	28	14

専任教員の年齢構成は【表 2-8-2】に示すとおり、文化言語学部については、51 歳以上 60 歳以下の教員の比率が 36.3% と他の年代に比べて高く、また、生活科学部においても、51 歳以上 60 歳以下の教員の比率が 46.2% と他の年代に比べて高くなっているが、これは前述のとおり、保有する学位及び専門性と学部が必要とする人材との適合性を優先した結果である。

【表 2-8-2】専任教員の年齢構成表（平成 28 年 5 月 1 日現在）

学 部	職位	61 歳 以上	51 歳～ 60 歳	41 歳～ 50 歳	31 歳～ 40 歳	30 歳 以下	合 計
文化言語学部	教授	3	6	2	0	0	11
	准教授	0	2	2	3	0	7
	講師	0	0	2	2	0	4
	助教	0	0	0	0	0	0
合 計		3	8	6	5	0	22
比 率		13.6%	36.3%	27.3%	22.7%	0.0%	100.0%
生活科学部	教授	2	2	1	0	0	5
	准教授	0	3	2	0	0	5
	講師	0	1	1	0	0	2
	助教	0	0	0	1	0	1
合 計		2	6	4	1	0	13
比 率		15.4%	46.2%	30.8%	7.7%	0.0%	100.0%

【自己評価】

各学部とも、大学設置基準及び職業資格関連の指定基準における必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしているとともに、教育目的及び教育課程との整合性を十分に考慮して、専任教員を配置しており、教員の確保と配置は適切になされていると判断している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

【事実の説明】

教員の採用・昇任については、「尚絅大学教員採用選考規程」及び「尚絅大学教員昇任選考規程」に基づき、行われる。採用にあたっては、これらの教授、准教授、講師、助教の資格要件を有すると認められる者のうちから、教授会及び大学評議会の議を経て学長が選考し、理事長が採用を決定する。また、昇任にあたっては、上述の資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び大学評議会の議を経て候補者を選考し、理事長が昇任を決定する。【資料 2-8-1】【資料 2-8-2】

また、教員の人事評価については、平成 24(2012)年 4 月に制定された「尚絅学園大学教員人事評価規程」に基づき実施されている。【資料 2-8-3】また、被評価者に対する公正・公平な評価を実施するため、年度ごとに評価者訓練を実施し、評価者目線の統一を図るとともに、評価制度に対する信頼を高めるために確実なフィードバックを行うこととしている。【資料 2-8-4】

FD 活動については、「授業改善アンケート」及び「オープンクラス・ウィーク（全学の一斉授業公開制度）」を中心に活動を行っている。

授業改善アンケートについては、前期・後期に各 1 回、試験前の最終授業時間中に実施している。授業改善アンケートは、受講者 5 名以下の科目やオムニバス形式の科目などのアンケート対象外科目を除く科目で実施される。授業改善アンケートの集計結

果は、後日自由記述とともに教員に返却され、教員は、集計結果や自由記述をもとに分析・評価を行い、その結果は PDF ファイルにまとめられ、学内専用サイトで学生及び教職員に公開される。【資料 2-8-5】

また、教員相互の授業参観については、オープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）を設定している。これは、相互評価によるティーチング能力の向上を目的に、一定期間、原則として全ての授業を公開して、誰もが参観可能な状態とし、授業を参観した教員は、授業を公開した担当教員に「参観レポート」を提出する制度である。平成 27(2015)年度は、6月 15 日から 7月 3 日にかけて実施され、本学の専任教員の全てが少なくとも一度は他者の授業を参観したという結果を得ることができた。また、授業を公開するにあたっては、非常勤講師の協力も得ており、今年度は非常勤講師 80 人中 26 人から授業を公開することに同意を得ている。【資料 2-8-6】

平成 28(2016)年 2 月には、「より良い授業を目指して－オープンクラスと授業評価を経て－」をテーマに、パネルディスカッション形式による FD 研修会も開催され、教員 3 人に学生 2 人を加えたパネリストらによる活発な意見交換が行われた。研修会は武蔵ヶ丘キャンパスで開催されたが、その模様はテレビ会議システムを利用して、九品寺キャンパスにも中継され、両キャンパスの出席者は合計で 32 名であった。【資料 2-8-7】

【自己評価】

教員採用・昇任等に関しては、規程等に基づき厳格に運用している。教員の人事評価については、年度ごとに人事評価分析を実施し、それに基づいた評価者訓練等の研修を実施している。制度導入から日が浅いこともあり、評価者、被評価者双方が経験不足ではあるが、被評価者に対して確実なフィードバックを行うことで評価制度に対する信頼を高めながら公正・公平かつ納得性のある評価のための技法を今後も継続して研究していくこととしている。

授業改善アンケートやオープンクラス・ウィーク（全学的一斉授業公開制度）については、継続的に実施されており、FD 研修会の開催についても、本学初の試みであったが、期待以上の成果を得ることができたことから、教員の資質・能力向上への取組みは、まだ改善の余地はあるが、適切に行われているものと判断している。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【事実の説明】

平成 28(2016)年 4 月より施行される学則第 1 条において、「建学の精神に則り、先進的知識と高度な技能を修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成する」ことを大学の目的として掲げている本学においては、教養教育は、専門教育を深く学修し教育目的に適った人間形成を行う上で基礎となるものとして重視している。このことから、教務連絡協議会議長、教育担当学長補佐、学部長等から構成される教務連絡協議会において、全学に係る教育の理念や教育に関する中長期行動計画の策定、教養教育を含む教育全般に関する全学的調整について審議を行っている。また、今後の基礎学力強化の方策や、教養教育の体系的な配置に

に関する検討について平成 27(2015)年 10 月 28 日開催の教務連絡協議会で検討を行っている。【資料 2-8-8】～【資料 2-8-10】

また、他学部の教養教育科目を担当する教員が多い文化言語学部においては、教養教育担当者で教養教育会議を開催し、教養教育に関しての活動や審議を行っている。【資料 2-8-11】

【自己評価】

教務連絡協議会において、全学レベルでの教養教育の実施についても審議が行われており、教養教育実施の体制は整備されていると判断している。

<資料一覧>

- 【資料 2-8-1】 尚絅大学教員採用選考規程
- 【資料 2-8-2】 尚絅大学教員昇任選考規程
- 【資料 2-8-3】 尚絅学園大学教員人事評価規程
- 【資料 2-8-4】 評価者訓練に関する資料
- 【資料 2-8-5】 授業改善アンケート集計結果
- 【資料 2-8-6】 平成 27 年度オープンクラス・ウィーク報告書 ※【資料 2-2-13】と同じ
- 【資料 2-8-7】 FD 研修会資料
- 【資料 2-8-8】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部教務連絡協議会規程
- 【資料 2-8-9】 尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画
※【資料 1-2-5】と同じ
- 【資料 2-8-10】 平成 27 年度教務連絡協議会議事要録（平成 27 年 10 月 28 日）
- 【資料 2-8-11】 平成 27 年度教養教育会議議事要録

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教員の人事評価については、公正・公平かつ納得性のある評価体制の確立が急務であり、人事評価の確実なフィードバックや評価内容のブラッシュアップを図る。

建学の精神・教育の基本理念に沿った教育目的を達成する基礎となる教養教育の充実については、永続的に検討していく。さらに、教養教育科目のあり方については、基礎学力の更なる向上及び専門教育の学修に必要なアカデミックスキルの修得を図るため、平成 29(2017)年度以降の実施に向けて、科目の新設及び改廃、内容の見直し等について、各学部の教務委員会及び教務連絡協議会において具体的な計画策定を進める。

2-9 教育環境の整備

«2-9 の視点»

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

【事実の説明】

＜校地・校舎＞

本学は、武藏ヶ丘キャンパスと九品寺キャンパスの二つのキャンパスを有している。両キャンパス間の距離は約 10km で、車で移動した場合、約 30 分を要する。両キャンパスの校地面積は、大学の専用部分 38,943 m²と短期大学部との共用部分 21,414 m²の計 60,357 m²である。大学設置基準上、必要とされる校地面積は、本学の収容定員 600 人に 10 m²を乗じた 6,000 m²であるが、本学の校地面積はそれを十分に満たしている。

（エビデンス集（データ編）【表 2-18】参照）

また、本学の校舎面積は、大学の専用部分 11,367 m²、短期大学部との共用部分 13,744 m²の計 25,111 m²である。大学設置基準上、必要とされる校舎面積は 6,610 m²であるが、本学の校舎面積はそれを十分に満たしている。武藏ヶ丘キャンパス及び九品寺キャンパスの校舎配置は、【図 2-9-1】【図 2-9-2】のとおりである。

耐震工事については、九品寺キャンパスの再開発事業と並行して、武藏ヶ丘キャンパスの大学及び短期大学部の校舎の耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事を実施し、平成 25(2013)年 3 月末に完了している。

＜設備・実習施設＞

施設・設備に対する学生の意見・要望は、「学生生活に関する実態調査」「授業改善アンケート」「意見箱」などで汲み上げており【資料 2-9-1】、和式トイレから洋式トイレへの改修やロッカールームの整備、バリアフリー化など、緊急性及び必要性を勘案しながら、予算編成時に優先順位を協議・検討し、計画的教育環境の整備に努めている。

【図 2-9-1】【図 2-9-2】に示すとおり、武藏ヶ丘キャンパス、九品寺キャンパスの両キャンパスとも、運動場や体育館などの体育施設を設置しており、講義室、実習室、演習室、情報処理教室などの教育施設については、学部・学科の教育目的や規模に応じて適切に整備している。また、両キャンパスとも図書館、保健室を設置するとともに、専任教員に対しては個室の研究室を提供している。

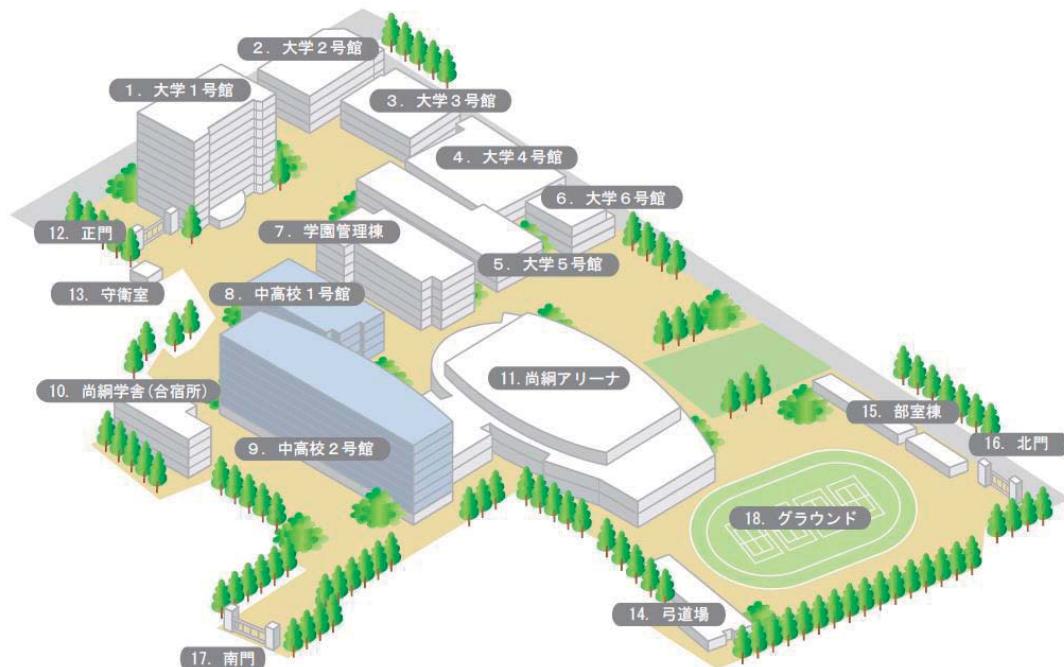
以上の校地、校舎及び施設設備等の維持管理については、「学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程」に基づき、適正に行われている。【資料 2-9-2】

【図 2-9-1】武藏ヶ丘キャンパス校舎配置図



1	大学1号館	1F 第1～第4講義室、学生会室 2F 研究室、第5、第6講義室、美術室 3F 第7、第8講義室、研究室、イングリッシュラウンジ、書道実習室					
2	大学2・3号館	1F 第3演習室、第9～第12講義室 2F 図書館分館 3F 情報処理教室、生物学教室、多目的室					
3	短大1号館	1F 図工教室、研究室、学生会室、学生支援課、就職課、学生ホール 2F ピアノ個室、音楽教室、研究室、リトミック室					
4	短大2号館	1F 第1～第3講義室、実習指導室、研究室、雑誌閲覧室 2F ピアノ個室、第5講義室、パソコン自習室、研究室、視聴覚室					
5	短大3号館	1F 調理実習室 2F 第6講義室 3F ピアノ個室					
6	管理棟	1F 事務室、保健室、応接室 2F 講師控室、役員室、学長室、尚絅子育て研究センター兼地域連携推進センター、カウンセリング室、3F 研究室、卒論演習室 4F 会議室、研究室 5F 大講義室					
7	正門	8	守衛室	9	学生食堂・売店 学生ホール、茶室	10	短大ロッカ室
11	駐輪場	12	体育館	13	プール	14	如蘭学寮
15	グラウンド	16	こども園園舎	17	大学ロッカ室		

【図 2-9-2】九品寺キャンパス校舎配置図



1	大学1号館	1F 学生食堂・売店 2F 大学事務局長室、1201号室、カウンセリング室、保健室、尚絅食育研究センター 3F 1301号室、1302号室、大会議室、小会議室 4F 栄養調理実習室、更衣室 5F 栄養教育実習室、リフレッシュルーム、卒業研究室 6F 臨床栄養実習室、食品加工・食品学実習室 7F 精密機器室、卒業研究室 8F 教員室 9F セミナー室、教員室 10F 大講義室						
2	大学2号館	1F 納食経営管理実習室、試食室 2F 解剖生理病理臨床栄養研究室、共同実験室 3F 情報処理教室 4F 講堂						
3	大学3号館	BF 地下会議室 1F 入試センター、講師控室、学生支援課、就職課、就職資料室・就職指導室 2F 3201号室、3202号室 3F 3301号室						
4	大学4号館	1F 第2調理実習室、学生ホール、尚絅サポートセンター 2F デザイン演習室、衣服実習室、研究室、尚絅ボランティア支援センター						
5	大学5号館	BF 卓球室、学生ロッカー室 1F 事務室、第3調理実習室 2F 学長室、FD・評価事務室、5201号室、染色実習室、研究室、会議室 3F 生化学・食品化学実習室、食品衛生・解剖生理実習室、研究室						
6	大学6号館	1F 食品加工実習室、学生会室、クラブ部室 2F 6201号室、6202号室						
7	学園管理棟	BF 会議室、和室 1F 学園事務局、理事長室、常務理事室、会議室 2F 管201号室 3F 管301号室、管302号室 4F 管401号室、管402号室 5F 中学多目的室						
8	中高校1号館	中高校事務室他			9	中高校2号館	1F 大学図書館本館 2F 中高校図書館 3F~8F 中高校教室他	
10	尚絅学舎	11	尚絅アリーナ	12	正門	13	守衛室	14 弓道場
15	部室棟	16	北門	17	南門	18	グラウンド	

<IT施設>

本学は、武藏ヶ丘キャンパスと九品寺キャンパスの2つのキャンパスを有するが、キャンパス間を専用線で結び、全ての建物に学内LANを敷設しており、教員研究室をはじめ、情報処理教室、講義室及び事務室からファイアウォールを介してインターネットへ接続することができる。更に、各クライアントには本学が提供しているウィルス対策ソフトをインストールし、セキュリティ対策を講じている。

情報処理教室は、2台のディスプレイの間に、中間モニタを設置し、教師卓のパソコンの画面や教材提示装置の画像を表示し学生に分かりやすい環境を整備しており、授業以外でも自由に利用できるようにしている。情報処理教室パソコンの更新は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づき、5年を目途に計画的に整備及び技術的資源の更新を行っており、授業や学校運営に十分に活用できる整備状況である。また、学内ネットワークを利用したテレビ会議システムを導入し、教職員はそれぞれのキャンパスに設置したテレビを利用して各種委員会の会議等を行っている。【資料2-9-3】

学内ネットワークに対しては、学内基幹ネットワーク構成図を作成し【資料2-9-4】、全ての学内ネットワークを洗出し調査を実施した結果、サーバー等のシステム管理については、大半が学内の情報システム管理者が管理する設備内にシステムを導入、設置して運用するオンプレミス型であり、ハード面・ソフト面での老朽化と需要に対する容量等の限界、運営・管理面におけるシステム管理者個人への負担増等により不具合発生頻度が増加していたことが判明した。そこで、特に不具合の発生があったWebサーバーについては、アウトソーシングを実施し、管理を外部委託することとした。【資料2-9-5】更には、導入から10年近く経過していたメールサーバーについても、老朽化による容量不足やシステムダウン等のトラブルが発生していたことから、Webサーバーと同様にアウトソーシングし、現在は外部システムのG-Mailを利用しクラウド化を図った。

【資料2-9-6】他のシステムについても再構築の検討を開始している。

<図書館>

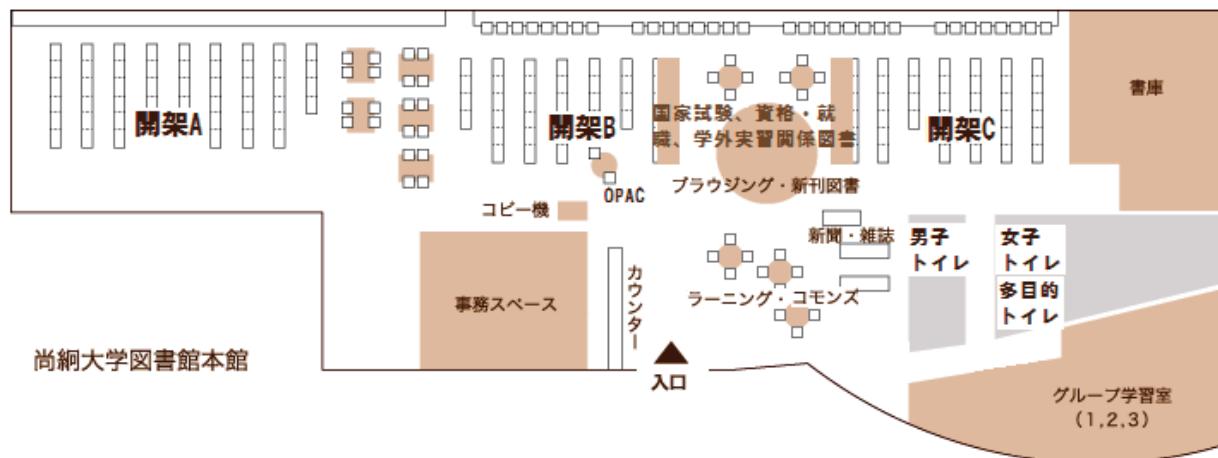
本学図書館は、九品寺キャンパスに本館と武藏ヶ丘キャンパスに分館をそれぞれ設置している。各館の図書冊数、雑誌タイトル数、座席数、延床面積は【表2-9-2】に、各館のレイアウトは次のとおり【図2-9-3】に示すとおりである。

【表2-9-2】各館の状況（平成28年5月1日現在）

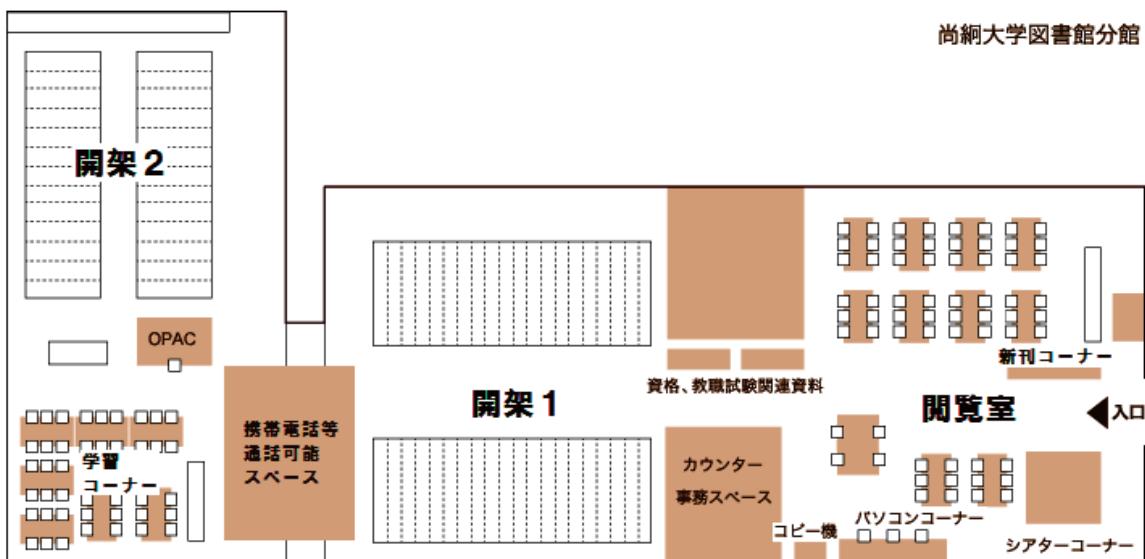
図書館名	図書冊数	雑誌タイトル数	座席数	延床面積
本館	123,389 冊	637 点	64 席	1,263 m ²
分館	102,699 冊	1,774 点	100 席	898 m ²
合計	226,088 冊	2,411 点	164 席	2,161 m ²

【図 2-9-3】尚絅大学図書館レイアウト図

<本館レイアウト図>



<分館レイアウト図>



図書館運営に関する事項の審議を行うため、図書館運営委員会を設置し、本館部会、分館部会にて各館の運用を行っている。【資料 2-9-7】～【資料 2-9-12】

資料の選定にあたっては、本館に「生活科学部・総合生活学科・食物栄養学科資料選定会」、分館に「文化言語学部資料選定会」及び「幼児教育学科資料選定会」を設置し、「尚絅大学資料収集方針」に基づき、各館の資料選定会の承認を得て選定が行われております、各キャンパスにおける学問領域の専門性を考慮した選書や学生、教員からのリクエストに迅速に対応するため、随時選書及び発注を行っている。なお、図書の廃棄の際は、「尚絅大学図書館資料除籍取扱内規」を定めており、廃棄予定リストを図書館運営委員会での議を経て、除籍簿を作成するとともに、台帳からの削除及び会計処理をしている。

【資料 2-9-13】～【資料 2-9-15】

開館時間は、通常期は、本館が 9 時から 19 時まで、分館が 9 時から 18 時までとしている。なお、閑散期の開館時間については、本館、分館とも 9 時から 16 時半までである。

利用者へのサービスとして、図書館資料の館外貸出、利用者からの参考調査や文献検索、図書館ウェブサイトから蔵書検索が行えるほか、本館分館間での資料の相互貸借、学外から文献を取り寄せるサービスを行っており、利用者が十分に利用できる環境を整備している。また、本学卒業生や地域住民、公開講座受講生といった社会人を対象とした図書館の地域開放を行っており、図書館資料の館内閲覧及び館外貸出を行っている。

各館とも利用者が資料を利用しやすいよう、資料の配置に配慮しているほか、館内では資料の閲覧や休憩等自由に利用できる椅子やソファー、飲み物の持ち込みを許可しており、快適に過ごせるようにしている。

本館では個人での自学自習に利用できるスペースに加え、グループ学習室（3 部屋）、アクティブ・ラーニングスペースといったグループでの学修支援に対応しているほか、利用者用のコンピュータ（10 台）を配置し、学生の自学自習やレポート作成等に利用している。分館では学習コーナーに個人用学習机を設置し、自学自習を支援するためサイレントスペースとして運用することに加え、グループでの学修活動にも対応できるよう、閲覧室及びシアターコーナーは会話をしながら学べるスペースとして運用している。また、利用者用のコンピュータ（10 台）を配置しているほか、レポート作成のためのノートパソコンの貸出を行うなどの学修支援も行っている。【資料 2-9-16】～【資料 2-9-20】

【自己評価】

校地・校舎については、大学設置基準上必要な校地面積及び校舎面積を満たしており、かつ、教育目的を達成するために必要な施設設備の整備及び運営・管理は適切になされているものと判断している。

学内の IT 施設の整備状況については、学生及び教職員ともパソコン 1 人 1 台の環境にあることはもちろん、大学のキャンパスが 2 つに分かれていることを考慮した、合理的なネットワーク環境を整備している。また、学内ネットワークを利用したテレビ会議システムの導入により、教職員は各キャンパスで行っていた各種委員会・会議の移動時間が大幅に削減できることとともに、旅費の削減にもつながり、更には執務にも専念でき

ている。アウトソーシングした Web サーバーやメールサーバーについては、管理の運営・管理面が安定し、不具合も大幅に減少し改善している。

図書館については、図書館運営員会を中心に本館部会及び分館部会において適切に運営されている。資料の選定も適切に行われており、各館ともに図書を中心に各専門分野に関する学術資料を十分確保している。各館では資料の館外貸出を中心に各種サービスの提供をはじめ、資料の配置の工夫など利用者へのサービス向上に取り組んでいる。本館ではグループでの学修に対応できるようアクティブ・ラーニングスペースを設置しているほか、バリアフリーにも配慮している。分館では自学自習の支援のため、サイレントスペースの設置を行うなど各館で学習環境の整備に努めている。

また、本館分館間での資料の相互貸借サービスを行うなど、利便性の向上に努めているほか、地域住民等への図書館の開放を行っている。以上の理由から図書館の適切な運営・管理が行われているものと判断している。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

文化言語学部及び生活科学部の授業形態別のクラスサイズは【表 2-9-3】のとおりである。

文化言語学部においては、学生数自体が比較的少人数であることも含め、履修者数が過大になっている授業はなく、おおむね適切な履修者数を維持している。【資料 2-9-21】また、教養科目のうちの外国語科目の 1 年生を対象とした英語は、最初に学力テストを行い習熟度に応じたクラス別編成を実施している。また、各コースの専門教育科目のうち選択科目となっている授業等については、履修者数が少ない科目も散見される。

生活科学部においては、講義科目は学年（2 クラス）単位、実験・実習・演習等は 1 クラス単位で運営しており、学生の多様化に対応しつつ、恒常的な教育の質保証を確保している。また、実験・実習科目等においては、専門の担当教員に加えて、助手を配置し、教育効果の向上を図っている。【資料 2-9-22】

【表 2-9-3】授業形態別クラスサイズ（平成 27 年度）

学部	教養・専門の別	授業形態	10人以下	11人以上 30人以下	31人以上 60人以下	61人以上	合計
文化言語学部	教養教育 科目	講義	3	14	7	2	26
		演習	3	10	5	0	18
		実習	1	0	0	0	1
		講義・実技	0	1	1	0	2
		実技	0	2	0	0	2
	小計		7	27	13	2	49
	専門教育 科目	講義	18	26	24	2	70
		演習	69	23	7	0	99
		実習	1	10	0	0	11
		講義・実技	0	1	0	0	1
	小計		88	60	31	2	181
	合計		95	87	44	4	230
生活科学部	教養教育 科目	講義	4	9	5	6	24
		演習	6	3	9	4	22
		実技	0	0	0	2	2
	小計		10	12	14	12	48
	専門教育 科目	講義	0	4	2	37	43
		演習	11	0	1	4	6
		実習	0	0	32	0	32
		実験	0	0	4	0	4
	小計		11	4	39	41	95
	合計		21	16	53	53	143

【自己評価】

文化言語学部においては、少人数によるきめ細かな指導を実践できているという点で、現状の履修者数についてはおおむね適正と考える。一部科目について、履修者数が極端に少ない科目があり、履修者数の維持が課題と考えられる。

生活科学部においては、教務課と協働して、授業科目ごとに適切なクラス統合や分割処理を行うことで、適切な学生数管理ができていると判断している。また、科目によっては、担当教員の補佐として助手を配置する、もしくは少人数を対象とした授業を行うことで、多様化する学生へのきめ細やかな教育に努めている。

<資料一覧>

【資料 2-9-1】平成 27 年度学生生活に関する実態調査集計結果

※ 【資料 2-7-7】と同じ

- 【資料 2-9-2】学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程
- 【資料 2-9-3】テレビ会議システムの導入について（会議資料）
- 【資料 2-9-4】尚絅基幹ネットワーク構成図
- 【資料 2-9-5】大学・学園ホームページリニューアルに係る学内ウェブサーバー管理から学外ウェブサーバーへの移行について（会議資料）
- 【資料 2-9-6】尚絅学園のネットワークにおける統合アカウント管理システムの導入と電子メールサーバーの更新について
- 【資料 2-9-7】尚絅大学図書館規則
- 【資料 2-9-8】尚絅大学図書館運営委員会規程
- 【資料 2-9-9】尚絅大学図書館運営委員会部会規約
- 【資料 2-9-10】平成 27 年度図書館運営委員会議事要録
- 【資料 2-9-11】平成 27 年度図書館本館部会議事要録
- 【資料 2-9-12】平成 27 年度図書館分館部会議事要録
- 【資料 2-9-13】尚絅大学図書館資料選定会規約
- 【資料 2-9-14】尚絅大学資料収集方針
- 【資料 2-9-15】尚絅大学図書館資料除籍取扱内規
- 【資料 2-9-16】尚絅大学図書館利用規程
- 【資料 2-9-17】尚絅大学図書館社会人利用規程
- 【資料 2-9-18】尚絅大学図書館ホームページ
<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/library>
- 【資料 2-9-19】本館利用案内
- 【資料 2-9-20】分館利用案内
- 【資料 2-9-21】平成 27 年度文化言語学部履修者数一覧
- 【資料 2-9-22】平成 27 年度生活科学部履修者数一覧

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

武蔵ヶ丘キャンパスの校舎については、耐震補強工事は完了したものの、経年劣化による老朽化が進んでいるため、毎年度の予算編成時に、校舎や施設設備の改修・保守管理に要する費用を計画的に計上し、継続的に整備を行う。

オンプレミス型サーバーの状況調査、アウトソーシングした場合の利点と問題点の検討、クラウド化の研究とクラウドの導入可能なシステムの範囲の調査を実施するとともに、学生・生徒の要望や教職員からのアンケート調査などにより、現在の情報システムの課題と将来的なシステム構築の方向性を検討する。なお、セキュリティ面にも十分考慮し、ネットワーク改善に向けた学内の体制を強化し、計画的に環境整備を実施する。

図書館本館では、学生自らが自発的に学修を行う教育環境の充実を図るため、アクティブ・ラーニングスペースの整備を継続的に進めるとともに、免許資格等取得のための資料の充実を図る。一方、分館では、建物の竣工から 40 年以上経過していることから、平成 25(2013)年度に閲覧室の床の張り替え工事を実施したが、今後も施設設備の現状を定期的に点検するなど教育環境の充実に努める。

授業を行う学生数の管理については、文化言語学部は、引き続き適正な履修者数による授業の実践に努める。履修者数が極端に少ない科目については、履修者数の確保に努めるが、継続的に少ない場合は、カリキュラムの再編に向けて、科目の改廃等についても検討を進める。一方、生活科学部は、授業を行う学生数について、引き続き、授業形態ごとにクラスサイズを工夫し、助手の配置を行うことで、適切な学生数管理を行う。

[基準2の自己評価]

各基準項目における事実の説明及びそれぞれの自己評価に基づき総合的に判断して、基準2「学修と教授」を満たしていると評価する。

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを明確に定めて、学生便覧や募集要項、ホームページ等を通して周知している。アドミッション・ポリシーに沿った学生受け入れのために入学試験の多様化、試験方法の工夫を行っている。文化言語学部では過去5年間入学定員を満たしていないため、学生募集活動やカリキュラムの再検討等の対策の強化・充実が必要である。生活科学部は入学定員に沿った適正な入学者数を維持している。

教育課程及び教授法については、教育理念及び教育目的に則り定められた教育方針と教育目標を明示し、学生・教職員に周知している。教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に編成されている。アクティブラーニングの導入と、文化言語学部ではサービスラーニングを導入、PROGテストの活用を試みている。キャップ制の見直し、カリキュラムマップの整備、FD活動等により教授方法の改善工夫を行っている。

学修支援については、クラス担任制やゼミ制を設け、学修状況等について教職員間の情報共有を密にし、協働的体制できめ細かな支援を行っている。初年次導入教育科目や学期ごとのオリエンテーションをはじめ、個別指導にも力を入れている。授業支援については、ゼミ制による少人数教育やオフィスアワーの実施、情報処理関連の授業では、LMS機能を備えたCALLシステムを用いた支援を行っている。

単位認定、卒業、修了認定等については、学則及び履修規程に明確に定められており学生へ周知している。それぞれの認定にあたっては、各授業科目の到達目標や成績評価基準に基づき適正に成績評価が行われ、厳正に運用されている。

キャリアガイダンス等の社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、教育課程の内外を通じて整備されている。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、単位認定等について判定基準を設けて学修目標の達成度を適切に評価している。学生アンケートやPROGテストの活用、管理栄養士国家試験合格状況、卒業後の進路状況、卒業生や就職先関係者からの意見聴取等を行い、達成状況を評価している。授業改善アンケートでは、担当教員の対応コメントを全教員に義務付け、学内専用サイトで公表している。

学生サービスについては、各学部と関係部署との連携による教職協働の支援体制を構築している。毎年、「疲労蓄積度調査」、「学生支援講座」を実施し、健康で安全な学生生活を支援している。経済的支援については、奨学金制度を始め様々な制度が整備されている。また、課外活動についても学生会との意見交換会等を通して各種活動を支援する

など、学生生活全般に亘って適切な支援がなされている。さらに、「学生生活に関する実態調査」の実施や「意見箱」の設置等により学生の意見・要望を汲み上げ、学生サービスの向上を図っている。

教員の配置については、大学設置基準及び職業資格関連の指定基準における必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。教育目的及び教育課程との整合性を十分に考慮して、専任教員を配置しており、教員の確保と配置は適切になされている。教員採用・昇任等に関しては、規程等に基づき適正に行っている。人事評価については、年度ごとに人事評価分析を実施し、フィードバックを行っている。教員の職能開発については、授業改善アンケートやオープンクラス・ウィークの実施やFD研修会を開催して資質・能力の向上を図っている。

教育環境の整備については、大学設置基準が定める校地及び校舎の要件を満たしている。教育目的を達成するために講義室、実験・実習室、図書館、体育施設、学内LAN等の各施設設備の整備及び運営・管理は適切になされている。アウトソーシングによるWebサーバーやメールサーバーについては、管理の運営・管理面が安定し、不具合も大幅に減少し改善している。建物のバリアフリー化については、順次整備に努めている。学生数の適切な管理については、文化言語学部では、履修者数が極端に少ない科目があり、履修者数の維持が課題である。生活科学部については、授業科目ごとに適切なクラス統合や分割を行うことで、適切な学生数管理ができている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

【事実の説明】

尚絅学園寄附行為第 3 条の目的に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」として明確に定めている。【資料 3-1-1】また、建学の精神や教育理念等についても、平成 25(2013) 年度から実施している「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の中に記載し、学内外に向けて表明している。【資料 3-1-2】

【自己評価】

学園の寄附行為第 3 条の目的に、関連法令等の遵守及び学校の設置、人類社会に貢献できる人材の育成を目的と定めているほか、平成 25(2013) 年度に策定した「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」においても、建学の精神、教育理念、学園の使命・目的の重要性を再確認し、学園広報紙「礎」、学園案内パンフレット「温故革進」や学園ホームページ等で広く周知しており、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」に沿って経営の規律が保たれ、誠実に運営されている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

前述の「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」において、学園の存在意義（ミッション）である「建学の精神」「教育理念」「学園の使命」を最上位として位置づけ、このミッション実現のためのビジョンとして具体的に 5 年後、10 年後のあるべき姿をゴールイメージとして示し、ビジョン具現化の為の重点施策（戦略）である中長期行動計画を策定している。更に、戦略を実現するための実行計画やアクションプランを単年度事業計画に落とし込み、それらを実施するために日常のマネジメントと業務という体系化（ヒエラルキー）を明示した。中長期行動計画の遂行や単年度事業計画

の着実な積み重ねが、使命・目的の実現に寄与することから、経営改革、学校改革と合わせて、業務執行における不断の諸改革を実施している。【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

【自己評価】

使命・目的の実現へ向け、平成 27(2015)年 4 月に学園を取巻く環境変化やその進捗状況等を勘案し、スタートから 2 年経過した「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の第 1 回目の改定を行った。この改定にも各学部学科の教職員や事務局職員が参画し、各教授会、教務連絡協議会、大学評議会を経て、将来計画委員会、常勤理事会で協議検討し、評議員会へ諮問の後、理事会で審議決定しており、計画策定までの間に教職員の共通認識が醸成された。また、改訂版については、具体的計画や施策も含め、学園広報誌やホームページで学内外に周知するなど、学園の公約として明示されている。それら施策の実現のための諸改革については、現状分析を行いながら、優先順位を付け実施している。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に 関連する法令の遵守

【事実の説明】

本学の寄附行為や学則、諸規程は関係法令に従って作成され、法人や大学の運営管理に関しても、関係法令等を遵守し適切に励行されている。また、各法令に基づき義務が伴う報告、調査等及び法令改正等の通知文書の取扱についても、従来の文書取扱規程が、平成 13(2001)年に制定されてから見直しがなされず、規程と現行の運用に齟齬が生じていたため、平成 26(2014)年 4 月 1 日に改正し、文書管理責任者の明確化、起案書の書式統一、決裁済み文書の処理方法や保存年限、廃棄方法等に関して明文化した。【資料 3-1-5】

法令で定める申請や届出、報告や調査に関しては、「尚絅学園決裁権限規程」に基づき、起案書により、上長の承認や関係部署の合議を経ないと決裁がなされない仕組みが定着しており、有効に機能している。【資料 3-1-6】

【自己評価】

関係法令に基づき、寄附行為及び学則等学内規程等を制定しており、関係法令を遵守し適切に運営されていると判断している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

平成 25(2013)年度に、昨今の異常気象等による自然災害を視野に入れ、災害備蓄用品等の調査と必要資材の調査を実施し、その結果を踏まえ平成 26(2014)年度から 3 カ年の予定で計画的な備蓄に着手した。また、災害時の飲料水確保の為の自動販売機設置及び AED（自動体外式助細動器）の配備に関して充実を図ったほか、防犯面からは、教職員の顔写真登録による教職員名簿の設置により、守衛室での認証を徹底している。

新たに発足した制度への対応として、マイナンバー制度については特定個人情報保護責任者及び事務取扱担当の選任をすると同時に「尚絅学園個人情報保護規程」の改正や「尚絅学園個人情報取扱規程」の制定等を通じて速やかな対応を行った。また、ストレスチェックについても衛生委員会を中心として規程の制定や準備を進め、全教職員を対象に説明会を行った後、平成 28(2016)年 2月 1日～2月 10日にかけてストレスチェックを実施した。【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】

本学園の様々な危機に対し、平成 24(2012)年に危機管理委員会を設置したほか、危機管理体制及び対処方法を定め、上位規程として「危機管理規程」、学園全体に関する緊急時の行動基準を定めた「コンティンジェンシープラン(緊急時行動マニュアル全体編)」、具体的行動事例を明示した「アクションプラン」を制定している。【資料 3-1-9】～【資料 3-1-11】また、各事業年度に実施する主要施策(安全教育や訓練等)を「危機管理プログラム」とし、実施体制を整えている。更に、「安全衛生管理規程」、「学校法人尚絅学園公益通報に関する規程」、「尚絅学園ハラスメント等防止規程」を制定している。【資料 3-1-12】～【資料 3-1-14】

平成 27(2015)年度は、ハラスメント事案には至らなかったものの、類似の事案が発生するなど、ハラスメントの根絶には至っていない。ハラスメント委員会は、事案発生の都度開催し適切に対応してきたものの、ハラスメント防止については、学園ホームページでの掲載、オリエンテーション時の説明に留まり、具体的な防止策の策定までには至っていない。

また、最近の情報化社会の急速な変化と高度化に伴い、個人情報を含めた各種リスクが顕現化することに対応するため、平成 26(2014)年度に学園全体の「個人情報保護方針」及び「尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」を制定し、教職員・学生・生徒・保護者を含め啓蒙に努めている。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

【自己評価】

人権・安全に関する規程を整備しつつ、学生や教職員に対しては、逐次印刷物や Web ページを使った啓発活動も行っている。また、新たな制度としてスタートしたマイナンバー制度やストレスチェックに対しても規程の整備をはじめ、実効性のある体制を整備し、制度に対応している。

また、個人情報保護に関しては、具体的なガイドラインを更に検討して策定するほか、情報セキュリティについても早急に対策を練る必要があると認識している。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【事実の説明】

法人の基本情報、法人の経営及び財務に関する情報、法人が設置する学校の教育研究に関する情報、自己点検・評価に関する情報、第三者評価に関する情報、その他の情報を、刊行物及び学園ホームページ及び大学ホームページによって広く公開している。【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】また、地域社会との連携の観点から、教育研究に関する情報として、マスメディアからの取材や地域との連携情報を学園ホームページのトップに「学園の取材・放送情報」のバナーを設けて、より広く公開している。【資料 3-1-19】

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 条）による教育研究活動等の状況についての情報公開は、大学ホームページに「教育情報及び財務情報の公表について」のリンクを設定し情報を提供しており、アクセスまでの手順のほか掲載内容を利用者目線で工夫するなど、逐次見直しを行っている。【資料 3-1-20】更に、財務情報等については、平成 22(2010)年度から学園ホームページに掲載しているほか、平成 25(2013)年度からは、学園広報誌「礎（いしづえ）」にも決算の概要や「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の概要を掲載している。【資料 3-1-21】

財務情報については、（ア）財務情報を全般的に説明する資料、（イ）各科目の平易な説明資料、（ウ）経年推移の状況がわかる資料、（エ）財務比率等を活用して財務分析をしている資料、（オ）グラフや図表を活用した資料、（カ）学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料など、閲覧者の理解とニーズに応える平易で解りやすい情報提供を心掛けている。

さらに、平成 26(2014)年度に開始された大学ポートレート（私学版）への掲載も実施しており、本学の情報発信ツールとして活用している。

【自己評価】

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令による教育研究活動等の状況については、大学ホームページに「教育情報及び財務情報の公表について」のリンクを設定し情報を提供しているが、利用者目線に立った工夫を継続的に実施する。

財務情報に関しては、年度ごとに改善され、以前よりは理解しやすくなっているが、他大学の公開情報を参考に更に工夫を加えることとしている。

<資料一覧>

【資料 3-1-1】学校法人尚絅学園寄附行為 ※【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画
※【資料 1-2-5】と同じ

【資料 3-1-3】平成 28 年度事業計画書 ※【資料 F-6】と同じ

【資料 3-1-4】「尚絅学園におけるグランドデザインの策定について」に関する資料
※【資料 1-3-12】と同じ

【資料 3-1-5】学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程

【資料 3-1-6】尚絅学園決裁権限規程

【資料 3-1-7】平成 27 年度個人情報保護委員会議事要録

【資料 3-1-8】平成 27 年度衛生委員会議事要録

【資料 3-1-9】危機管理規程

【資料 3-1-10】コンテンジエンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）

【資料 3-1-11】アクションプラン

【資料 3-1-12】安全衛生管理規程

【資料 3-1-13】学校法人尚絅学園公益通報に関する規程

【資料 3-1-14】尚絅学園ハラスメント等防止規程

【資料 3-1-15】個人情報保護方針

【資料 3-1-16】尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン

【資料 3-1-17】学園ホームページ（事業報告・財務状況）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/disclosure>

【資料 3-1-18】大学ホームページ（大学評価）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka>

【資料 3-1-19】学園ホームページ（学園の取材・放送情報）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/media-keisai>

【資料 3-1-20】大学ホームページ（情報公表）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure>

【資料 3-1-21】学園広報誌「礎」（vol.22 2015年春夏号）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性の維持のために「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の実施から 2 年経過したことから、平成 26(2014)年度に PDCA サイクルの一環として「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の見直しを実施し、平成 27(2015)年 4 月に第 1 回改定版として公表した。

平成 27(2015)年度は、学生のメンタルヘルス支援について教職員研修会を開催したほか、ハラスメントに関するホームページを見やすく改良するなど、その手順や相談窓口を明確にし、わかりやすく、利用しやすい相談体制を研究する。また、これらの施策を実施するに当たり、事案の発生のみに対応していたハラスメント委員会を活性化させ、予防や防止に努める。また、大学ホームページ及び広報誌等の刊行物に掲載している各種情報については大学が公的な機関であるという自覚のもと、常にわかりやすい内容とするための検討を行い、説明責任を果たしていくこととしている。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関である理事会は、3 月、5 月、7 月、10 月、12 月及び臨時で適宜適切に開催されている。【資料 3-2-1】審議事項は寄附行為第 17 条に規定する業務の決定に関し、同 43 条に基づき「尚絅学園理事会付議事項に関する規程」にお

いて、①寄附行為に規定された事項、②就業規則及び給与規程における人事給与制度の改正、③学則及び園則の改正、④役員報酬に関する規程の改正、⑤その他学校法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項と規定している。【資料 3-2-2】理事の選任は寄附行為第 7 条の規定に基づき適切に行われており、理事会欠席時の委任状については平成 27(2015)年度から議案ごとに賛否を表明する議決権行使書の様式に改めている。また、寄附行為第 19 条に基づき評議員会を設置し、同 21 条で諮問事項を定めているほか、同 25 条の顧問に関しては平成 24(2012)年度から設置している。なお、平成 24(2012)年 4 月には寄附行為を変更し、理事の定数 8~12 人を 7~9 人、評議員の定数 19~25 人を 18~21 人へと減じて、より機動性を高めた。

平成 27(2015)年度は理事会を 5 回開催し重要事項の審議決定がなされた。また、理事会付議事項に関する規程については、一部不明瞭であった部分を明確化するとともに、学則変更に伴う審議において迅速化、効率化の観点から改正を実施した。平成 27(2015)年度の理事会の開催状況及び出席状況は【表 3-2-1】のとおりである。

【表 3-2-1】平成 27 年度理事会開催状況及び出席状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席者数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
理事会	7~9 人	9 人	平成27年5月22日	9 人	100%	1 人	2/2
	7~9 人	9 人	平成27年7月17日	9 人	100%	1 人	2/2
	7~9 人	9 人	平成27年10月16日	9 人	100%	1 人	1/2
	7~9 人	9 人	平成27年12月18日	8 人	88.9%	0 人	1/2
	7~9 人	9 人	平成28年3月18日	8 人	88.9%	0 人	2/2

平成 24(2012)年 10 月に設置した常勤理事会は、常勤理事である理事長、常務理事、学長、校長、学園事務局長で構成され、「尚絅学園常勤理事会規程」第 2 条の目的に、学園の業務の円滑な運営を図るために、業務に関する重要な事項について報告、協議すると定め、隔週 1 回の開催を原則とし、平成 27 年度は、28 回開催している。【資料 3-2-3】

【自己評価】

本学においては、理事会、評議員会に加えて常勤理事会が隔週ごとに開催され戦略的な課題についても協議する体制となっていることから、機動性を持った組織運営が有効に機能していると評価している。

<資料一覧>

- 【資料 3-2-1】平成 27 年度理事会議事録
- 【資料 3-2-2】尚絅学園理事会付議事項に関する規程
- 【資料 3-2-3】尚絅学園常勤理事会規程

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会を最高意思決定機関とし、戦略的意思決定ができる体制は整っており、それぞれの機関の開催状況からも機動性は確保されている。これからも引き続き、常勤理事会での協議を通じて法人部門と教学部門の連携を密にし、適切な理事会運営を継続していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性
- 3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの發揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

【事実の説明】

学則第 56 条に学長、教授その他の職員として次のように定めている。

(学長、教授その他の職員)

第 56 条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 本学に前項のほか、副学長、学長補佐、学部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学長補佐は、学長の職務を助ける。
- 6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 7 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

また、学則第 59 条に大学評議会、第 61 条に教授会、第 62 条に委員会及び部会の設置について定めている。

(評議会)

第 59 条 本学に評議会を置く。
2 評議会に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第 61 条 本学の学部に教授会を置く。
2 教授会に関する規程は、別に定める。

(委員会及び部会)

第 62 条 本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。
2 委員会及び部会に関する規程は別に定める。

さらに、学則第 4 条の 2 に学長権限について定めている。

(学長権限)

第 4 条の 2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

これら及びこれらに関する諸規程に基づいて本学は運営されている。

本学の教学に関する基本的事項、重要事項を審議するのは大学評議会であり、学長が議長を務め、尚絅大学評議会規程第 3 条に次のとおり審議事項について定めている。【資料 3-3-1】

(審議事項)

第 3 条 評議会は、次の事項を審議する。
(1) 尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下「本学」という。）の教育上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
(2) 学則その他重要な規則の制定又は廃止に関する事項
(3) 学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止及び定員に関する事項
(4) 教員の人事に関する事項
(5) 本学の教育課程の編成に関する事項
(6) 本学の入学、卒業その他在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
(7) その他本学の教育研究に関する事項

また、文化言語学部及び生活科学部にはそれぞれ教授会が設置され、学部長が議長を務め、それぞれの教授会規程に審議事項について次のように定めている。【資料 3-3-2】

【資料 3-3-3】

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学則及び規程に関する事項
 - (4) 教育課程の編成に関する事項
 - (5) 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍等に関する事項
 - (6) 学生の賞罰に関する事項
 - (7) 教員の人事に関する事項
 - (8) 評議会から審議を附託された事項
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 試験に関する事項
 - (2) 免許・資格の取得に関する事項
 - (3) 校務分掌に関する事項
 - (4) 教育研究上必要と認める事項
 - (5) その他教授会において必要と認める事項

各種委員会は、学園全体にわたる委員会等、大学及び併設の短期大学部にわたる委員会等、学部及び短期大学部それぞれの委員会等に分けて課題ごとに設置され、審議実施が行われている。そのうち、入試管理委員会、FD・評価委員会、大学企画委員会等の重要委員会の委員長は学長が務めている。

以上により、学長の権限と責任のもとに、教育組織ごとに、ある場合にはキャンパスごとに、また課題ごとに必要な会議体が置かれ、大学としての意思決定を行う体制が整備されている。

大学及び併設の短期大学部全体の課題を扱う大学評議会は、学長を議長として、学長補佐、図書館長、各学部長及び短期大学部部長及び学科長等の管理業務に責任を有する教員のほか、学校法人尚絅学園の常務理事、学園事務局長、大学事務局長が委員となり、各部局及び学校法人との密接な関係を保ちながら、毎月1回定期的に開催されている。審議事項・報告事項は大学及び短期大学部の教学上の重要事項の中から学長が選定し、学園、大学及び短期大学部の理念・目的及び使命に沿って方向付けを行い、審議が行われる。必要な事案については、大学の教授会、短期大学部教授会及び各学科の会議での検討を経て、大学構成員の意見をも汲み取りながら、大学としての意思決定を行い、業務が執行されている。

【自己評価】

学則及び各種の規程並びに会議体が整備されており、学長、学長補佐、学部長、学科長等の権限と責任を明確に定めてあり、かつ学則を始め各種の規程が適切に運用・運営されており、大学の意思決定及び業務運営が適切に行われていると評価している。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【事実の説明】

平成 27(2015)年度は、学長補佐を 3 名置き、それぞれ教育、研究、地域連携を担当している。教育担当の学長補佐は、教務連絡協議会、学生支援委員会等の委員長を、研究担当の学長補佐は研究倫理委員会、動物実験委員会等の委員長、地域連携担当の学長補佐は高大連携推進協議会、就職支援委員会等の委員長を務め、学長の管理運営業務の補佐を行っている。学長・学長補佐会議規程に従って、会議を隔週 1 回開催し、大学評議会で審議予定の事案等について調査・検討を行い、学長の管理運営業務の補佐体制が機能している。【資料 3-3-4】

また、IR 機能を有する大学企画室を置き、室長（大学事務局長が兼務）のほか職員 3 名を配置して、学長の特命事項に関する調査・分析・提言を行っている。【資料 3-3-5】

学則第 56 条第 4 項に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と定めてあるが、現在副学長は配置していない。

学長が教授会の意見を聴く事項については、各学部の教授会規程に次のように定めている。なお、定めのない事案については、大学評議会における審議または報告、あるいは学長・学長補佐会議における検討を経ている。

以上のとおり、教授会の役割及び学長の決定及び大学評議会での審議との関係は明瞭に規定されている。

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び規程に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 評議会から審議を附託された事項

【自己評価】

学長が大学運営にリーダーシップを発揮できるよう、大学の意思決定の方法に関する規程及び学長を補佐する体制が整備されていると評価している。

<資料一覧>

- 【資料 3-3-1】尚絅大学評議会規程
- 【資料 3-3-2】尚絅大学文化言語学部教授会規程
- 【資料 3-3-3】尚絅大学生活科学部教授会規程
- 【資料 3-3-4】学長・学長補佐会議規程
- 【資料 3-3-5】尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27(2015)年度に新たに学長・学長補佐会議の規程を作り、制定された学長補佐の体制は、1 年間の運用を経て見直しと更なる整備を行う。現在配置している教育担当の学長補佐は業務が多岐にわたるため、教育担当と学生支援担当とに分ける。地域連携担当は、地域連携推進センターの運営が軌道に乗っているため廃止する。一方で、文化言語学部の新カリキュラムの策定と教育組織の検討、4 年制幼稚教育課程の検討と教育組織の検討に力を注ぐ必要があることから、種々の調査と分析を担当する特命の学長補佐を置くこととしたい。

なお、大学として的確かつ迅速な意思決定と、実効性のある施策を策定するために、学長・学長補佐会議を活性化する。その具体策として、学長補佐のほかに各学科長を構成員に加え、教員組織との意思疎通を図ることに努める。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

«3-4 の視点»

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関であるとともに、法人の管理運営機関でもある理事会の決定事項は、直近の大学評議会、各学部の教授会で報告され、理事以外の教職員にも周知されている。

常勤理事会は、業務の円滑な運営を図るために、業務に関する重要な事項について報告・協議する機関として平成 24(2012)年 10 月に設置され、原則隔週 1 回の開催により、

管理部門と教学部門の迅速かつ機動的な意思決定が可能な体制として機能している。

【資料 3-4-1】加えて、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門の連携強化が必要な各種委員会には、法人部門の学園事務局長がメンバーとして参画している。【資料 3-4-2】また、教職員全体のコミュニケーションの円滑化のための親睦組織として「なごみ会」があり、普段は別のキャンパスに勤務する教職員も年数回の会合を通じて交流を深めている。

常勤理事会と同時期に、学園の事務を円滑に執行するため所管事務に関する事項について報告・協議する機関として事務部門会議を設置している。これにより、法人部門と設置している各学校の事務部門との間の連携強化が図られている。【資料 3-4-3】

理事長、常務理事、学園事務局長の法人役員及び学長、校長の少人数で構成される常勤理事会は 2 週間ごとに定期的に開催され、学長は大学の代表として、法人と大学の情報交換と協議・報告により、意思疎通の場として機能し、迅速に意思決定が行われている。また、法人及び設置校の事務の管理職で構成される事務部門会議は報告・協議事項がない場合を除き毎週水曜日に開催することを原則にしており、常勤理事会での協議事項等が報告されるとともに、学園全体の情報を共有している。常勤理事会で審議された事項が事務部門会議で報告、諮問され、また事務部門会議で審議された事項が常勤理事会へ上申、報告されるなど、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションの円滑化により意思決定が迅速に行える組織となっている。

法人部門と教学部門並びに各部門間の意思決定の迅速化と協力体制強化のため、平成 24(2012)年 10 月に設置した常勤理事会及び事務部門会議を、平成 27(2015)年度はそれぞれ 28 回と 15 回開催するなど、有効かつ機動性を持った取組みを実施した。

また、平成 27(2015)年度には、学長・学長補佐会議を設置し、本学の教育・研究・学生支援等に係る業務運営に関する重要な事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要な事項について報告・協議している。常勤理事会開催週の金曜日に開催しているが、平成 27(2015)年度は、25 回開催し本学にとって重要な機関として機能している。

【自己評価】

理事会、常勤理事会、大学評議会、教授会、事務部門会議がそれぞれ有効に機能しており、各部門間のコミュニケーションの確保と同時に円滑な意思決定が行われている。新たな機関として、平成 27(2015)年度に設置した学長・学長補佐会議は、本学の教育・研究・学生支援等に係る業務運営に関する重要な事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要な事項について概ね隔週で報告・協議しており、本学にとって重要な機関である。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

【事実の説明】

学校法人の最高意思決定機関は合議制機関である理事会であり、学校法人を代表する理事長をはじめ教学部門の学長、校長のほか 2 名の合計 5 名の学内常勤理事と 4 名の学外非常勤理事で構成されており、学長、校長は理事として経営に参画している。理事会は最終的な意思決定と共に、理事の職務の執行を監督している。また、理事会の諮問

機関としての評議員会は、寄附行為第22条の規定に従って選任された職員や卒業生・保護者・学識経験者を構成メンバーに、理事の定数の2倍の定数で構成され、寄附行為に定められた事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととなっている。更に、寄附行為第8条の規定に従い、評議員会の同意の下、理事・職員・評議員以外から理事長が選任する監事を2名設置している。2名の監事はそれぞれ、金融機関の監査役経験者及び弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後、文部科学省主催の研修会に参加するなど研鑽を積み、学校法人の業務、財務状況等の監査を行っている。平成27(2015)年度に開催された評議員会の開催状況及び出席状況は、【表3-4-1】のとおりである。

【表3-4-1】平成27年度評議員会開催状況及び出席状況

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席者数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	18~21人	19人	平成27年5月22日	19人	100%	2人	2/2
	18~21人	19人	平成27年10月16日	19人	100%	1人	1/2
	18~21人	19人	平成27年12月18日	18人	94.7%	2人	1/2
	18~21人	19人	平成28年3月18日	17人	89.4%	1人	2/2

また、監事による業務監査及び会計監査のほかに、公認会計士による会計監査も行われ、会計帳簿書類等による監査が定期的に行われている。公認会計士は、独立性を確保しつつ、理事長に対して運営方針等の聴取、監事との意見交換等も行っており、監査機能の充実と強化を図っている。

教学面では、教授会のほか、各学部学科横断的な組織として主に教員を中心に大学評議会を設置し、教学に関する予算、組織、規則、人事、教育課程、学生の在籍方針や学位授与方針等を審議している。【資料3-4-4】大学評議会には、法人部門から常務理事・学園事務局長もメンバーとして加わり、各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス機能の有効性を担保している。また、職員も参画した各委員会組織を編成し、それぞれの目的を明確にした上で、業務執行に当たっている。経営面では、理事会・監事・評議員会に加え、教学と経営の円滑なガバナンスの機能性の観点、機動性と有効性の観点から平成24(2012)年に設置した常勤理事会が有効に機能している。

【自己評価】

法人及び大学の各管理運営機関については、理事会・監事・評議員会、大学評議会・教授会・各種委員会のほか、常勤理事会についても相互チェックによるガバナンス体制がそれぞれ有効かつ機動的に機能している。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【事実の説明】

理事長は、全教職員が参加する年頭交流会でその年の経営方針を明確に表明しているほか、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」や年度ごとの事業計画・事業報告を、学園ホームページや学内広報誌「礎（いしづえ）」に掲載し周知を図るなど、教職員全員が共有化するよう努めている。【資料 3-4-5】～【資料 3-4-7】

平成 24(2012)年度に設置した常勤理事会は、隔週 1 回開催を原則に、常に経営と教学の問題点や改善に対する具体的な施策を打ち出し、クイックレスポンスな対応を行っている。また、事務部門会議は、常勤理事会での決定事項の伝達のほか、日々の業務執行における改善や施策について協議検討し、経営判断を仰ぐ必要がある事項については常勤理事会等に意見具申できる体制となっている。

法人における教職員及び委員会等の提案を汲み上げる仕組みとしては、常勤理事会や事務部門会議に提案する体制としている。また、大学においては、大学評議会、教授会、学科会議、各種委員会等が教員の意見を汲み上げる機能を果たしている。更に、事務職員からの提案等については、関係する職員が大学評議会をはじめ各種委員会に出席し、各事務部等からの提案等を反映させる仕組みとなっている。

また、主に事務効率化の観点から、事務職員からの提案・具申について平成 26(2014)年度に設置した「提案制度」を活用することにより、事務職員のモチベーションアップも含め機動的に機能している。これまでに採用された提案は【表 3-4-2】のとおりである。

【表 3-4-2】提案制度採用提案一覧表

年度	提案名	効果
平成 26 年度	一時期に数百件の現金を徴収する場合の領収書の発行について	事務の簡素化と効率化
	学内用書類封筒の再利用及び受け渡し用紙の利用	利便性の向上
	年次有給休暇請求書の様式の変更	休暇日数管理の利便性向上
	フラットファイルを再利用し新しいファイルに変身させる	資源と経費の節減
	プレスリリースの導入	無料での広告効果
	引継書の制定について	スムーズな事務の継承
平成 27 年度	学内ワークスタディ事業	経済的な学生支援
	防犯対策訓練の開催と防犯グッズの設置	意識の醸成と実際の防犯
	出張伺（命令）の様式犯行及び決裁権者の変更	出張申請手続きの簡素化
	Web 学内掲示板への各種様式類の整備について	必要書類入手の利便性向上
	申請等の手続きのマニュアル化	申請手続きの確実性向上

	代休伺の様式変更	振替休日管理の簡素化
	広報ツールとしての LINE の活用	志願者・入学者の増加
	SNS に対する本学の公式アカウントの作成	志願者・入学者の増加
	横断幕などの掲示場所に関するルール作成について	掲示スペースの有効利用
	新規採用者のメールアドレス取得について	メールと名刺の即日利用

理事長方針等の周知については、常勤理事会、事務部門会議、大学評議会、教授会等を通じて、各構成員に周知されている。また、事務的な事項については、全教職員各々に対してメールでも伝達される場合もある。

【自己評価】

新たな施策が決定した場合は、その成因がトップダウン、ボトムアップを問わず、決定事項等を迅速かつ的確に周知し、実行する体制をとっている。また、常勤理事会や事務部門会議は常に課題の抽出とその解決に取組み、学内の連携強化を推進しながら有効に機能している。本学においては、リーダーシップとボトムアップのバランスは取れていると評価している。

理事長方針については、速やかに周知され、教職員が有する意見は、各種委員会や学科会議等において集約されたものが、必要に応じて、大学評議会で審議・報告されバランスのとれた運営ができている。

また、平成 26(2014)年度から始めた「提案制度」が定着し、積極的な提案が多数寄せられるようになってきており、提案された案件は、事務部門会議において採否の決定をし、実行可能なものについては、日々の業務執行に早期に反映していくなど、事務の効率化に寄与する提案を積極的に採用することによって、更なるモチベーションのアップにも結びついている。

<資料一覧>

【資料 3-4-1】尚絅学園常勤理事会規程 ※【資料 3-2-3】と同じ

【資料 3-4-2】平成 27 年度委員会等編成表 ※【資料 3-3-1】と同じ

【資料 3-4-3】尚絅学園事務部門会議規程

【資料 3-4-4】尚絅大学評議会規程

【資料 3-4-5】学園ホームページ（長期ビジョンと中長期行動計画）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/gakuen/vision.pdf>

【資料 3-4-6】学園ホームページ（事業報告・財務状況） ※【資料 3-1-17】と同じ

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/disclosure>

【資料 3-4-7】学園広報誌「礎」(vol.22 2015 年春夏号) ※【資料 3-1-21】と同じ

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

理事会・評議員会は、そのメンバーが現役で活躍されている方が多く、また、地域社会のリーダー的立場の人も含まれており多忙であることから、一堂に会するための日程調整が課題であったが、理事会・評議員会ともに定例の理事会・評議員会については、次年度の年間開催予定を年度末に公表することによって、各理事・評議員の日程調整が容易になり、出席率の向上に寄与している。

また、管理部門と教学部門の連携がスムーズに行われ、各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスも機能しており、リーダーシップとボトムアップのバランスもとれていることから、現在の体制を今後も引き続き維持・継続していくこととしている。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

【事実の説明】

大学の教員組織等については、学則第 7 章の職員組織等で、事務組織については、「尚絅学園事務組織規程」で明確に定め、その所轄業務の範囲と権限を明示している。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】更に、設置している各種委員会等についても、学園全体に関わる委員会等を A 委員会等、主に学部・学科に跨る大学全体の委員会等を B 委員会等、その他の委員会等を C 委員会等とし、委員会等編成表や組織図を基に編成され、各々の委員会規程を定めて所轄業務を明らかにしている。【資料 3-5-3】

配置について、教員に関しては大学設置基準の遵守を基本に必要な人員配置に考慮し、事務職員に関しては業務量と効率性の観点から不断の見直しを実施し、人事採用や適材適所の配置を行っている。また、平成 27(2015)年度は、事務職員に関しては、より優秀な人材を確保するため、採用時期を年度後半から年度前半に繰り上げたが、組織改革等に伴い一部の人材については年度後半での採用となっている。

また、平成 24(2012)年度から開始した職場実態調査を基に、平成 25(2013)年度以降は職場環境の改善と合わせて事務職員配置の過不足を検証し人事異動に反映させる仕組みを構築し、更に、本人の退職動向や配置転換要望を吸い上げる仕組みとして、自己申告制度を導入した。その上で、教職員間での意思疎通や業務施行をスムーズに行うた

め、平成 25(2013)年度から顔写真付きの職員名簿を所轄部署に常置するなど、対応を進めている。

【自己評価】

組織体制については、学則や諸規程等で定められ、それぞれの所轄業務や責任・権限についても明確化されている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

【事実の説明】

業務執行の基本的・具体的な施策については、教学・経営の両面から協議検討する機関として常勤理事会が設置され、決定事項等は事務部門会議や大学評議会を通して、直ちに周知される仕組みが整っている。また、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図るため、職務の権限委譲に関する「尚絅学園決裁権限規程」を定めており、適切な権限委譲による効率的な運用を行っている。【資料 3-5-4】

また、平成 27(2015)年度には、学長・学長補佐会議を設置し、本学の教育・研究・学生支援等に係る業務運営に関する重要な事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要な事項について報告・協議している。常勤理事会開催週の金曜日に開催しているが、平成 27(2015)年度は、25 回開催し本学にとって重要な機関として機能している。

そのほか、大学の意思決定に関する主要な会議である大学評議会においても事務職員が陪席し参画することにより機能性の向上を図っている。

【自己評価】

業務執行・管理体制は、常勤理事会や事務部門会議、大学評議会等により有効かつ機動的に運営管理されており、その機動性は確保されていると評価している。更に、適切な権限委譲により、業務執行における遅滞や停滞は発生していない。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【事実の説明】

平成 24(2012)年度までは、新規採用の教職員に対して、採用時の基礎研修を行うにとどまり、特に事務職員については、採用後の研修は配属部署に任せていたことから、平成 25(2013)年 8 月に学内研修を中心とした階層別研修、学外研修を主に部門別研修という研修体系を定めた。【資料 3-5-5】更に、自己申告制度を取り入れて、人事異動に反映させたほか、一部署に滞留年数が長い者の異動などにより組織の活性化を図った。

【資料 3-5-6】

毎週水曜日の「ノー残業デイ」の設定による残業圧縮や「バースデイ休暇」・「リフレッシュ休暇」の設定による有給休暇取得の向上により、余暇時間を創出し、自己啓発の機会を増やしている。更に、平成 24(2012)年度から導入した「人事評価制度」を活用して、評価者からのフィードバックによる能力向上や人材育成を図っている。

【自己評価】

研修体系については、学外研修による部門別研修に注力しているが、学内による階層別研修は、内部講師の選定・研修内容の吟味などの課題もあり、まだ未着手である。自己申告書については、人事異動方針や異動案件作成時に活用しているほか、日常の人事管理に活用するなどその用途は広く、職員の資質・能力向上のための有効なツールとして機能している。更に、ノー残業デイや各種有給休暇取得向上策については、徐々に定着してきているが、自己啓発に有効に作用しているかどうかの検証には至っていない。また、平成 27(2015)年度は、年度当初に年度内の研修計画を策定し提出、予算化することで、研修の機会を増やすこととした。また、人事評価規程を改正し、評価者によるフィードバックを明文化した。

<資料一覧>

- 【資料 3-5-1】 尚絅大学学則 ※ 【資料 F-2】と同じ
- 【資料 3-5-2】 尚絅学園事務組織規程
- 【資料 3-5-3】 平成 27 年度委員会等編成表 ※ 【資料 3-4-2】と同じ
- 【資料 3-5-4】 尚絅学園決裁権限規程 ※ 【資料 3-1-6】と同じ
- 【資料 3-5-5】 研修体系に関する資料
- 【資料 3-5-6】 自己申告制度に関する資料

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

人事評価のフィードバックについては、評価者訓練等でその重要性を強調しており、評価制度に対する信頼性を高めるためにもフィードバックを確実に行うこととしているが、効果が十分に反映されているかについては、今後検証していく必要がある。

3-6 財務基盤と収支

«3-6 の視点»

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

中期財務計画については、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を基本に、常勤理事会、将来計画委員会、評議員会、理事会での審議検討を経て、向こ

う 5 年間の中期財務計画を策定し、平成 25(2013)年度から実施している。【資料 3-6-1】

【資料 3-6-2】

収入については、収入の太宗を占める学生・生徒納付金収入の安定確保を主眼に、大学・短期大学部すべての学部学科が中期財務計画の最終年度である平成 29(2017)年度に収容定員を確保すること、支出については、限られた財源を有効活用するための効率的な予算配分に取組み、適正な人件費と経費圧縮を図りつつ、教育研究目的を達成し、安定した財政を維持することとしている。また、事業年度ごとに中期財務計画と予算との整合や乖離を検証してその順守に努めることに加え、従前から、単年度の補正前の当初予算と決算の乖離が大きいことから、当初予算の精緻化と予算執行状況の精査・検証を行い、補正予算等によるこまめな運営に努めている。更に、将来に向けた学園全体の価値向上を目指して実施した九品寺キャンパス再開発事業や武蔵ヶ丘キャンパス耐震化補強工事等の一連の大規模な財政支出が完了したことに伴う減価償却費の増加分の吸収に加え、将来的な施設設備の充実のための積立金の確保に注力した財務運営を実施するとともに、各年度の事業計画については、各部署からの予算要求に基づき、計画との妥当性、全体とのバランスや将来展望を加味して年度予算の作成にあたっている。【資料 3-6-3】

【自己評価】

中長期行動計画に基づいた中期財務計画を策定するとともに、その確実な履行に努めており、適切な財務運営が確立されていると判断している。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

安定した財務基盤を確立するために、中期財務計画に基づいた単年度収支を均衡させる予算編成に努めている。帰属収入の現状分析として、平成 23(2011)年度分から部門別（学校別、学部・学科別）損益分岐点分析及び自己分析を実施している。また、収入の太宗を占める学生・生徒納付金確保のため、特に定員割れしている学部・学科については、学生の志望動機や就職動向を見据えながら、改組やカリキュラムの見直しを行うと同時に、入学試験会場の拡大（宮崎市・鹿児島市）や姉妹入学金減免制度や寮費免除制度などの奨学金制度の再構築に着手した。一方、支出の太宗を占める人件費については、収支バランスや将来の施設設備費用の蓄積を考慮しつつ、適正な人件費支出のための人事評価制度の導入や賞与支給率の一部低減に取組んでいる。【資料 3-6-4】【資料 3-6-5】加えて新たな財源確保として、外部資金確保のための規程等の改正や職員の積極的な関与やアンケート、奨学資金の財源としての寄付金募集に着手している。【資料 3-6-6】【資料 3-6-7】

【自己評価】

単年度の収支均衡を前提とした予算を編成するとともに、部門別損益分析やカリキュラムの見直し、人件費の適正管理等の各種施策を通して、安定した財務基盤の確立及び収支バランスの確保がなされていると判断している。

<資料一覧>

- 【資料 3-6-1】 尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画
※ 【資料 1-2-5】と同じ
- 【資料 3-6-2】 中期財務計画
- 【資料 3-6-3】 平成 28 年度予算書
- 【資料 3-6-4】 尚絅学園大学教員人事評価規程
- 【資料 3-6-5】 尚絅学園事務職員人事評価規程
- 【資料 3-6-6】 尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程
- 【資料 3-6-7】 寄附金募集要項

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

平成 25(2013)年度にスタートした中期財務計画は、平成 27(2015)年度終了時点で折り返しを過ぎるが、当初予定されていなかった設備投資等も実施されたことから、見直しが必要となっている。平成 28(2016)年度及び平成 29(2017)年度の 2 ヶ年は中期財務計画を見直した上で単年度事業計画を策定する。

3-7 会計

«3-7 の視点»

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

年度予算に基づく予算執行伝票である会計伝票は、各部署で起票され、部門や経費の区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付される。総務部経理課では、回付を受けた会計伝票と証憑書類の内容を、学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を正確に行っている。また、これらの処理を正確に行うため、経理規程、経理規程施行細則、固定資産及び物品調達規程、固定資産及び物品管理規程、資金運用管理規程、旅費規程、決裁権限規定、文書取扱・管理規程などの諸規程を整備している。【資料 3-7-1】～【資料 3-7-8】一方、予算編成は、各部門・部署などの予算単位ごとに概算要求予算が提出され、教育研究目的の達成と収支バランスの観点

から精査・検証されて 3 月に当初予算が編成されるとともに、予算の執行状況は毎月末に当該年度の収支状況を学園事務局で精査・検証し、特に 9 月の中間収支状況は年度末の決算見通しとともに理事会に報告している。また、当初予算額と著しく乖離がある勘定科目については、補正予算を編成することにより対処しており、平成 27(2015)年度は、平成 28(2016)年 3 月 18 日開催の理事会にて補正予算が審議・承認された。【資料 3-7-9】～【資料 3-7-11】

【自己評価】

会計処理は、学校法人会計基準に則り、法令や関連規程等を遵守して、真実正確・明瞭に行われており、会計処理は適切に行われていると判断している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

監査システムは、監事による監査と、監査法人による会計監査から成っている。

監事は学外の非常勤監事 2 人から構成され、私立学校法第 37 条及び寄付行為第 14 条に規定された業務監査と財産状況の監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成後、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。【資料 3-7-12】～【資料 3-7-14】更に、監事は理事会・評議員会に出席し、予算・決算等の審議のほか、中長期計画に関する審議、事業計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関し意見を述べている。平成 27(2015)年度は、理事会が 6 回、評議員会が 3 回開催されたが、2 人の監事のうち、双方もしくはどちらか一方が毎回出席した。

また、監査法人による監査は、私立学校振興助成法第 14 条に基づく監査のほか、法人や大学の運営全般について、管理・運営が適正に行われているか財務面を通して監査し、毎会計年度終了後、理事会に対し独立監査人の監査報告書を提出している。平成 27(2015)年度の監査法人による往査は、12 回 45 人日（1 人で 1 日かかる仕事の量を「1 人日（にんにち）」とする）であった。【資料 3-7-15】

なお、監事と監査法人の間では監査状況に関する報告や意見交換も適宜行われており、会計監査・業務監査の実効性を高めるとともに、学校法人のガバナンス向上にも寄与している。

【自己評価】

監事による監査及び監査法人による監査とも、十分な体制が整備され、適切に実施されていると判断している。

<資料一覧>

【資料 3-7-1】学校法人尚絅学園経理規程

【資料 3-7-2】学校法人尚絅学園経理規程施行細則

【資料 3-7-3】尚絅学園固定資産及び物品調達規程

【資料 3-7-4】学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程

【資料 3-7-5】学校法人尚絅学園資金運用管理規程

【資料 3-7-6】尚絅学園旅費規程

【資料 3-7-7】尚絅学園決裁権限規程 ※【資料 3-1-6】と同じ

【資料 3-7-8】学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程 ※【資料 3-1-5】と同じ

【資料 3-7-9】平成 28 年度予算書 ※【資料 3-6-3】と同じ

【資料 3-7-10】平成 27 年度決算報告書 ※【資料 F-11】と同じ

【資料 3-7-11】平成 27 年度理事会議事録 ※【資料 3-2-1】と同じ

【資料 3-7-12】学校法人尚絅学園寄附行為 ※【資料 F-1】と同じ

【資料 3-7-13】監査報告書 ※【資料 F-11】と同じ

【資料 3-7-14】理事会・評議員会開催状況 ※【資料 F-10】と同じ

【資料 3-7-15】独立監査人の監査報告書

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理の正確性・迅速性・効率性の観点から各関連部署への会計ソフトの導入を計画していたが、学園ネットワークシステムの整備とともに実現に至っておらず、平成 28(2016)年度の実施に向け、学園事務局総務部が主体となって取組んでいく計画である。

会計監査の体制は整備されていると認識しているものの、更なる改善・向上に向け、監査法人監査に学園監事が立会い意見交換を行うほか、監事単独での業務監査を実施するといった方策を検討・計画していく。また一方で、内部監査体制が不十分であるとの認識も持っております、内部監査体制の強化に向け、内部監査室の設置について調査・研究を続け、平成 28(2016)年度の設置を予定している。これにより監事、監査法人及び内部監査室の連携による三様監査体制を構築することとしている。

[基準 3 の自己評価]

各基準項目における事実の説明と自己評価から総合的に判断した結果、基準 3「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

経営の規律と誠実性については、教育基本法及び学校教育法に従う旨を学校法人尚絅学園寄附行為第 3 条に明記しているほか、平成 25(2013)年度からスタートした「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」についても、学園を取巻く環境変化や行動計画の進捗状況を勘案して、平成 27(2015)年度に第 1 回目の改定を行い、単年度事業計画に反映させるなど、使命・目的の実現へ向けた継続的努力を行っている。また、これらは各広報媒体を通して学内外に広く表明している。コンプライアンスについては、関係法令に基づき学則をはじめとする学内規程等を制定し、法令等の改正や新制度への対応を図るとともに、環境、人権、安全への配慮についても適宜適切に見直しを行うなど整備を進めている。特に、危機管理における災害対策には平成 26(2014)年度から 3 か年を目標に備蓄を行うなど計画的な対応を図っている。更に、教育情報や財務情報はア

カウンタビリティーの観点から、学園のステークホルダーに対し解りやすい情報公開に努めるよう改良を加えている。

理事会の機能については、理事会を学校法人の最高意思決定機関と位置付け、評議員会とともに寄附行為及び関連する規程に基づき適切に開催している。また、機動性・迅速性を含めた戦略的意見決定を行うため設置した常勤理事会がその機能を発揮している。

大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップについては、大学評議会をはじめ各委員会等の合議体が組成され、各々の規程等が整備されており大学の意思決定に関する組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性が担保されている。また、学長のリーダーシップを発揮するために、平成27(2015)年度には、原則隔週開催の学長・学長補佐会議及びIR機能を有する大学企画室を設置している。

コミュニケーションとガバナンスについては、法人及び大学の各管理運営機関は、理事会、常勤理事会、大学評議会、教授会、事務部門会議を中心に、それぞれ有機的に機能し、各部門間のコミュニケーションの確保とともに、トップダウンとボトムアップのバランスを取った円滑な意思決定が行われている。また、理事会の諮問機関である評議員会は適切に開催されているほか、各管理運営機関については、主要な委員会についても法人部門と教学部門からなるメンバー構成を図っており、相互チェック体制を敷いている。加えて、監事による業務監査及び会計監査のほか、公認会計士による監査も定期的に実施されており、ガバナンス体制は有効かつ機動的に機能している。

業務執行体制の機能性については、業務執行・管理体制について各管理運営機関はそれぞれの規程等に基づき適切な権限委譲と責任の明確化がなされている。また、職員の資質・能力向上に関し、研修体制を平成25(2013)年度から実施しているが、階層別研修については未だ未着手のため今後の課題として捉えている。なお、自己申告制度や人事評価制度、ノー残業デイ等の諸施策は徐々に定着化の傾向にある。

財務基盤と収支については、中長期行動計画に基づく中期財務計画を策定し、その着実な履行に努めており、適切な財務運営が確立している。また、安定した財務基盤の確立のため、単年度の収支均衡を前提に予算編成するとともに部門別損益分析や財務分析を実施し、改組やカリキュラムの編成の見直し、人件費の適正管理等に活用している。

会計については、学校法人会計基準に則り、法令や関連規程等を整備し、適切な会計処理を実施している。会計監査については、監事監査と公認会計士による監査の二様監査体制で適切に実施資されているが、平成28(2016)年度からは、内部監査体制の充実の観点から、内部監査室を設置し三様監査体制による、より厳正な実施を計画している。

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

『4-1の視点』

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

【事実の説明】

自己点検・評価については、学則第74条第1項で「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」旨規定している。【資料4-1-1】本学では、平成11(1999)年度に自己点検運営審議会及び自己点検実施委員会を設置し、第三者評価が法的に義務付けられた平成16(2004)年度以前より自己点検・評価活動に自主的に取り組んできた。その後、自己点検運営審議会の行ってきた自己点検・評価活動は、平成16(2004)年4月にFD・評価委員会へと引き継がれ、FD・評価委員会が策定した基本方針に基づき、その下部組織である大学自己点検・評価実施部会及び短期大学部自己点検・評価実施部会が具体的な自己点検・評価活動を行っている。

【自己評価】

自己点検・評価を行う組織は平成11(1999)年度より継続的に設置されており、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が行われていると判断している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

【事実の説明】

FD・評価委員会の審議事項については、尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会規程第4条において、次のように規定している。【資料4-1-2】

- ・FDの基本方針の策定に関すること。
- ・自己点検・評価の基本方針の策定に関すること。
- ・FD及び自己点検・評価の報告・公表に関すること。
- ・FD及び自己点検・評価に関する全学的な連絡・調整に関すること。
- ・認証評価機関の決定に関すること。
- ・その他委員会の目的を達成するために必要なこと。

また、FD・評価委員会の下部組織である大学自己点検・評価実施部会の審議事項については、尚絅大学自己点検・評価実施部会規程第3条において、次のように規定している。【資料4-1-3】

- ・自己点検・評価の基本計画の策定に関すること。
- ・自己点検・評価項目の策定に関すること。
- ・自己点検・評価の実施組織に関すること。
- ・自己点検・評価の実施に関すること。
- ・その他自己点検・評価に関し必要なこと。

前述のとおり、FD・評価委員会の下部組織には大学自己点検・評価実施部会のほかに短期大学部自己点検・評価実施部会、FD推進部会があり、本学の自己点検・評価活動は、FD・評価委員会を中心に、短期大学部も含めた全学的な体制により実施されている。また、平成27(2015)年9月には、平成29(2017)年度の認証評価の受審に備え、学長をリーダーとする認証評価プロジェクトチームが組成された。

なお、平成27(2015)年度には、自己点検・評価シートの様式を改め、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準の「基準項目」または「評価の視点」ごとに担当部局を割り当て、自己点検・評価を担当する各部局が、適切かつ効率的な自己点検・評価活動を行うことができるよう改善を図った。【資料4-1-4】【資料4-1-5】

【自己評価】

FD・評価委員会が中心となり、経営部門と教学部門の連携により、適切な自己点検・評価体制が構築されている判断している。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【事実の説明】

平成11(1999)年9月に大学設置基準が改正され、自己点検・評価が義務付けられたのに伴い、平成11(1999)年12月に、理事長を議長とする自己点検運営審議会と、その下部組織として自己点検実施委員会を組織し、平成12(2000)年度に本学初となる自己点検・評価報告書「尚絅学園の現状と課題」を刊行し、学内の教職員に配付した。

その後、平成16(2004)年4月に第三者評価が法的に義務付けられたのを機に、前述の自己点検運営審議会及び自己点検実施委員会を発展的に解消し、学長を委員長とするFD・評価委員会へと組織を改編した。

平成20(2008)年度には「平成19(2007)年度自己評価報告書」を刊行し、平成22(2010)年度に刊行した「平成22年度自己評価報告書」は、日本高等教育評価機構から「日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。さらに、平成25(2013)年度には、平成22(2010)年度に認証評価を受審した際に提出した報告書において記載した改善・向上方策の実施状況及び当該報告書に対する日本高等教育評価機構の調査報告書及び評価報告書に記載された評価に対する学内の取組み状況について取りまとめた「平成24(2012)年度自己点検報告書」を刊行し、平成27(2015)年度には、

新しい大学評価基準に基づき、点検・評価を行った「平成 26(2014)年度自己点検評価書」を刊行した。【資料 4-1-6】～【資料 4-1-9】

【自己評価】

定期的に自己点検・評価を行うとともに報告書もその都度刊行しており、自己点検・評価書作成の周期等は適切であると判断している。

<資料一覧>

【資料 4-1-1】 尚絅大学学則 ※ 【資料 F-2】と同じ

【資料 4-1-2】 尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会規程

【資料 4-1-3】 尚絅大学自己点検・評価実施部会規程

【資料 4-1-4】 大学自己点検・評価シート担当部局一覧表

【資料 4-1-5】 自己点検・評価シート様式

【資料 4-1-6】 平成 19(2007)年度自己評価報告書

【資料 4-1-7】 平成 22(2010)年度自己評価報告書

【資料 4-1-8】 平成 24(2012)年度自己点検報告書

【資料 4-1-9】 平成 26(2014)年度自己点検評価書

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

FD・評価委員会又は大学自己点検・評価実施部会において、自己点検・評価シート作成の担当部局と「基準項目」又は「評価の視点」との適合性について、定期的に検証を行うとともに、自己点検・評価シートの様式については、担当部局の意見をフィードバックしながら、一層の改善を図る。

4-2 自己点検・評価の誠実性

«4-2 の視点»

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

【事実の説明】

「平成 19(2007)年度 自己評価報告書」についてはデータ編を、また、認証評価を受審した際の「平成 22(2010)年度自己評価報告書」及び大学独自で自己点検・評価を行

った「平成 26(2014)年度自己点検評価書」についてはデータ編及び資料編を作成し、報告書本編の記述をエビデンスにより裏付けることのできる自己点検・評価を行っている。

【自己評価】

本学における自己点検・評価はエビデンスに基づいて適切に行われており、透明性が確保された自己点検・評価が行われていると判断している。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

入試、教務、学生支援、就職など学内の様々なデータは、事務部門の担当部署が、日常的に収集・蓄積を行っており、そのデータは必要に応じて、入試管理委員会、教務委員会、学生支援委員会、就職支援委員会などの委員会に提供されている。

また、認証評価や自己点検・評価の際に必要となるデータや資料などのエビデンスについては、自己点検・評価の担当部署である大学企画室（旧・FD・評価事務室）が中心となって関係する委員会や事務部門などに働きかけ、情報の収集と蓄積を行っている。

なお、大学企画室は、平成 27(2015)年度事業計画の重点施策に基づき、平成 27(2015)年 8 月に FD・評価事務室から組織改編を行い設置された部署である。この組織改編によって、FD・評価事務室が従来有していた FD と自己点検・評価といった二つの機能に加え、新たに IR(Institutional Research)機能が追加されることになり、単に学内のデータを収集して蓄積するだけでなく、収集・蓄積されたデータを分析して、大学の意思決定や企画立案に役立てるための体制が整備された。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

【自己評価】

学内の様々なデータは、事務部門の担当部署により適切に収集・蓄積されており、現状把握のためのデータの収集・蓄積は適切に行われていると判断している。また、平成 27(2015)年 8 月に IR 機能を有した大学企画室が設置されたことにより、収集・蓄積されたデータを分析し、大学の意思決定や企画立案に役立てるための体制が整備された点は評価できる。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【事実の説明】

本学は、平成 16(2004)年 4 月に第三者評価が法的に義務付けられて以降、「平成 19(2007)年度自己評価報告書」「平成 22(2010)年度自己評価報告書」「平成 24(2012)年度自己点検報告書」「平成 26(2014)年度自己点検評価書」の 4 冊の報告書を刊行している。これらは、学内で自己点検・評価の結果を共有できるよう、関係教職員に配付された。また、認証評価を受審した際の「平成 22(2010)年度自己評価報告書」及び直近の「平成 26(2014)年度自己点検評価書」については、大学ホームページ上でも公表している。【資料 4-2-3】～【資料 4-2-7】

【自己評価】

自己点検・評価の結果をまとめた報告書は、過去刊行したいずれの報告書もが関係教職員に配付されており、また、大学ホームページを通して公表も行われており、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表は適切に実施されていると判断している。

<資料一覧>

【資料 4-2-1】平成 27 年度評議会議事要録（平成 27 年 9 月 25 日）

【資料 4-2-2】尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程

※【資料 3-3-5】と同じ

【資料 4-2-3】平成 19(2007)年度自己評価報告書 ※【資料 4-1-6】と同じ

【資料 4-2-4】平成 22(2010)年度自己評価報告書 ※【資料 4-1-7】と同じ

【資料 4-2-5】平成 24(2012)年度自己点検報告書 ※【資料 4-1-8】と同じ

【資料 4-2-6】平成 26(2014)年度自己点検評価書 ※【資料 4-1-9】と同じ

【資料 4-2-7】大学ホームページ（大学評価）

<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka>

※【資料 3-1-18】と同じ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR 機能を持つ大学企画室が設置されたことにより、自己点検・評価に関するデータの収集のみならず、大学運営の企画・立案に資する有効なデータも視野に入れて収集する必要性が出てきた。大学企画室におけるデータ収集の方針及び収集の対象となるデータの入手先等を明確にし、自己点検・評価及び IR に必要とされるデータ収集の仕組みを平成 28(2016)年度中に構築する。

4-3 自己点検・評価の有効性

«4-3 の視点»

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【事実の説明】

本学では、第三者評価が法的に義務付けられた平成 16(2004)年 4 月以降、FD・評価委員会の主導により、平成 19(2007)年度、平成 22(2010)年度、平成 24(2012)年度、平成 26(2014)年度と計 4 回の自己点検・評価を行ってきた。特に、平成 24(2012)年度の自己点検・評価では、平成 22(2010)年度に認証評価を受審した際に提出した報告書に

おいて記載した改善・向上方策の実施状況及び当該報告書に対する日本高等教育評価機構の調査報告書及び評価報告書に記載された評価に対する学内の取組み状況を中心まとめたもので、自己点検・評価の結果を学内で共有するとともに、改善に向けた学内の取組みを促進するきっかけとなった。

また、平成 27(2015)年度を対象年度とした自己点検・評価では、自己点検・評価を担当する各担当部局が PDCA サイクルを意識し、評価の視点に沿った適切な自己点検・評価ができるよう、自己点検・評価シートの様式を改めた。具体的には、各担当部局が自己点検・評価を行う際に常に各基準項目の評価の視点、エビデンス、自己判定の留意点、関連する参考法令等を意識できるよう、あらかじめこれらの項目を様式に記載するとともに、基準項目に対する自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）や改善・向上方策を記述する際の留意点についても記載している。【資料 4-3-1】～【資料 4-3-3】

【自己評価】

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みについては、ある程度確立されているが、結果をより早くフィードバックさせるための機能性といった面では、さらなる工夫が必要である。

<資料一覧>

【資料 4-3-1】平成 24(2012)年度自己点検報告書 ※【資料 4-1-8】と同じ

【資料 4-3-2】大学自己点検・評価シート担当部局一覧表 ※【資料 4-1-4】と同じ

【資料 4-3-3】大学自己点検・評価シート様式 ※【資料 4-1-5】と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果を早期にフィードバックさせるための方策について、FD・評価委員会や大学・短期大学部の自己点検・評価実施部会で審議し、自己点検・評価シートを用いた毎年の自己点検・評価を定着させる。

[基準 4 の自己評価]

各基準項目における事実の説明と自己評価から総合的に判断した結果、基準 4「自己点検・評価」を満たしていると評価する。

本学は、学則第 74 条に基づき、本学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価を実施する組織としては、FD・評価委員会を中心に、その下部組織である大学自己点検・評価実施部会、短期大学部自己点検・評価実施部会を設置し、また法人組織及び大学事務組織とも連携して、全学的な自己点検・評価体制で取り組んでいる。平成 27(2015)年には、学長をリーダーとする認証評価プロジェクトチームを組成し、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準の「基準項目」

または「評価の視点」ごとに、適切かつ効率的な自己点検・評価活動を行うことができるよう改善を図った。

適正な現状把握のために、学内データは日常的に事務部門の担当部署から、自己点検・評価に必要なデータ・資料は大学企画室が中心となり各部署・委員会から適切に収集・蓄積され、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。なお、大学企画室は、平成 27(2015)年度事業計画の重点施策により、平成 27(2015)年 8 月、FD・評価事務室を大学企画室に組織改編して設置されたものである。大学企画室が有する IR 機能によって、収集・蓄積したデータを分析して大学の意思決定や企画立案に活用できる体制が整備された。

本学は、平成 16(2004)年 4 月に第三者評価が法的に義務付けられる以前に 1 回、それ以降に 4 回、自主的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価報告書は全教職員に配付され、学内で共有されるとともに、直近 2 回の報告書は大学ホームページを通して社会へ公表されている。

自己点検・評価の結果の活用については、平成 22(2010)年度に受審した認証評価の結果に対する大学の取組みが「平成 24(2012)年度自己点検報告書」にまとめられている。また、平成 27(2015)年度を対象年度とする自己点検・評価では、PDCA サイクルの仕組みを概ね確立したところである。今後は自己点検・評価の結果をより迅速にフィードバックさせ、PDCA サイクルの機能性を向上させることが課題である。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1 地域連携に関する方針及び体制の整備

«A-1 の視点»

A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学園では、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」（平成 25(2013)年 4 月 1 日制定、平成 27(2015)年 4 月 1 日第 1 回改定）【資料 A-1-1】において、本学園のミッション（使命・理念）として、「智と徳を備えた人材の育成（建学の精神）」「尚絅らしさを体現する人材の育成（教育理念）」「人類社会に貢献できる人材の育成（学園の使命）」の 3 つを掲げ、そのミッションを実現するために、主要なステークホルダー（学園、学生、地域社会等）が求める将来像を前提に、本学園が目指すべき姿（将来像）として、「智と徳を兼備え、社会に貢献できる自立心豊かな近代女性の育成を目指す学園」「尚絅で学んで良かったと学生・生徒・卒業生が真に思う学園」「地域で存在感のある学園」の 3 つの学園像を掲げている。この学園の目指すべき姿（将来像）に基づき、9 項目の将来の到達目標を設定し、その中の一つに「地域連携・地域貢献の推進」がある。長期ビジョン・中長期行動計画の概要図は【図 A-1-1】に示すとおりである。また、将来の到達目標の一つである「地域連携・地域貢献の推進」の 5 年後、10 年後の到達目標は【図 A-1-2】に示すとおりである。なお、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」については、教職員専用サイトに掲載して教職員に周知するとともに、学園ホームページにおいて公表している。

平成 27(2015)年 11 月開催の大学評議会及び同年 12 月開催の尚絅学園理事会において尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念及び目標が承認された。尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念において、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部は、…（中略）…、地域社会に根ざし、地域社会に支えられ、地域社会の発展を期して教育研究をはじめさまざまの活動を続けてきている」と明記し、また、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の地域連携に関する目標においても、「尚絅大学・尚絅大学短期大学部は、…（中略）…、その成果を中等教育機関及び地域社会に平易なかたちで還元する」と明記しており、地域連携に関する方針は、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念及び目標においても明らかにされている。

【図 A-1-1】長期ビジョン・中長期行動計画の概要図



【図 A-1-2】地域連携・地域貢献の推進における到達目標

5.地域連携・地域貢献の推進

10年後

- 学園が有する知的資源が、社会の各層に直接的・間接的に幅広く提供され、地域社会にとって身近な存在となり、社会人教育に大きく貢献している。
- 地域に開かれた教育研究機関として、学園の強みや専門分野の特性を活かし、地域への還元事業を主催するほか地域関連事業等に積極的に参加している。

5年後

- 尚絅学園の特色を活かしたオープンキャンパスの拡充を図り、全学協力の下、講演会や市民講座、公開講座、研究支援講座、リカレント教育等、独自講座が拡充されている。
- 学園の立地条件の良さを活かし、アーナや図書館・グラウンド等を利用した各種研究発表や大会・イベントが開催されている。
- 熊本都市圏の地公体や企業との連携が強化され地域の特色に応じた地域貢献・地域連携機能の推進が図られている。

【自己評価】

地域連携に関する方針は、本学園のミッション（使命・理念）を踏まえ、明確化されており、かつ、周知も適切に行われていると判断している。

A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

【事実の説明】

本学では、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の到達目標の一つである地域連携・地域貢献をより促進するために、平成 27(2015)年 4 月に尚絅地域連携推進センターを設置した。【資料 A-1-2】尚絅地域連携推進センターの理念と目標は以下のとおりである。

尚絅大学及び尚絅大学短期大学部が有する人的、知的資源の有効活用により、地域社会（地方公共団体・企業及び事業者（教育機関含む）・地域住民）との多様な連携を推進し、地域の産業・文化・教育の振興を支援するとともに、社会貢献を通して人材育成やまちづくり・地

域づくりに寄与し、地域において信頼感と存在感のある大学・短期大学部を目指す。

尚絅地域連携推進センターは、センター長 1 名、副センター長 2 名、各学部及び短期大学部各学科の教員各 1 名、武蔵ヶ丘キャンパス教務課長、両キャンパス事務部の教務課員各 1 名から構成される。尚絅地域連携推進センターには尚絅地域連携推進センター運営委員会が設置され、センター職員が企画立案した事業について運営委員会が審議し、審議した事業についてセンター職員が中心となり全学的に実施することとしている。【資料 A-1-3】

尚絅地域連携推進センターでは、センター職員が企画立案した事業について運営委員会が審議し、審議した事業についてセンター職員が中心となり全学的に実施する。

尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター及び尚絅ボランティア支援センター等他の委員会等が審議した地域連携に関わる事業については、運営委員会が報告連絡事項として処理することによって、尚絅地域連携推進センターが一元管理する。

地域連携推進センターの事業内容は以下のとおりである。

(1) 相談業務

- ・子育てに関する助言
- ・食育に関する助言
- ・その他大学・短期大学部が有する研究分野に関する助言

(2) 共同研究及び受託研究並びに事業化支援

- ・研究者情報の提供
- ・地方公共団体との共同研究及び地方公共団体からの受託研究
- ・企業及び事業者との共同研究及び企業及び事業者からの受託研究
- ・新商品・新製品に関する共同開発等による事業化の支援

(3) 生涯学習事業の開催

- ・公開講座の開催
- ・授業開放
- ・公開シンポジウムの開催
- ・研修会・講演会等の開催
- ・リカレント教育の実施

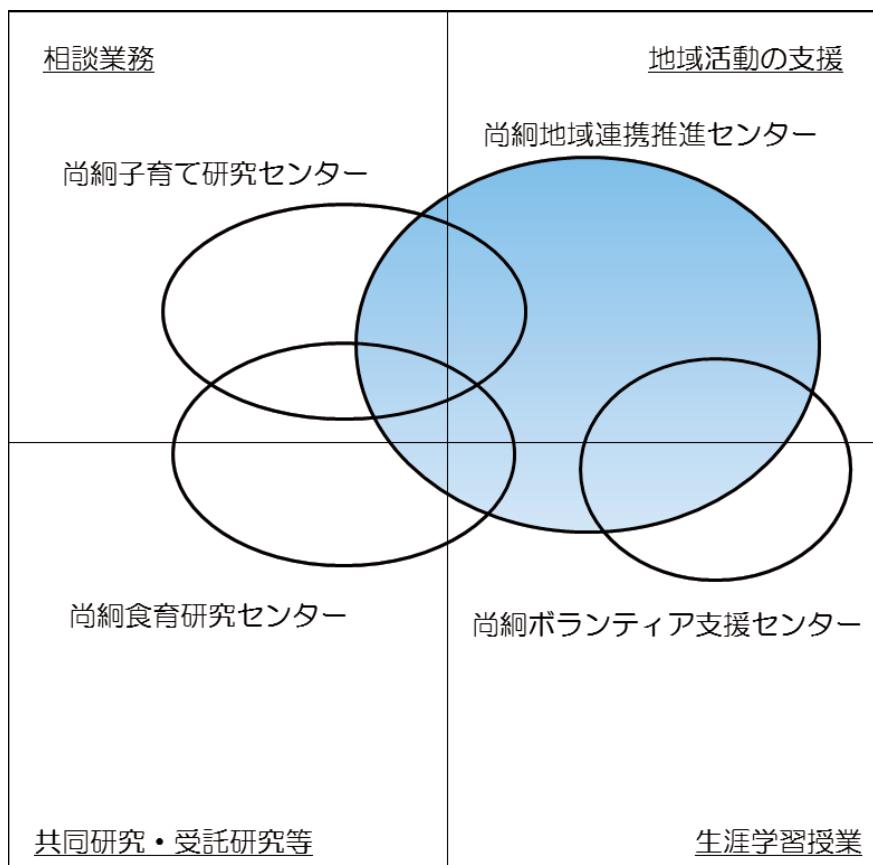
(4) 地域活動の支援

- ・地方公共団体や各種団体等が主催する事業への参加
- ・地方公共団体との共催事業の実施
- ・各種団体との共催事業の実施
- ・他の研究機関との連携事業の実施
- ・小・中・高校との連携事業の実施
- ・サービスラーニング等学外学修を通じたまちづくり・地域づくりに関する支援
- ・通訳や語学学修等国際交流に関する支援

- ・学生のボランティア活動の支援
 - ・学生のインターンシップ活動の支援
- (5) 施設開放
- ・図書館開放
 - ・アリーナ・体育館・講義室等の貸出
- (6) その他地域との連携事業の推進

【図 A-1-3】は、本学における尚絅地域連携推進センターの位置付け及び尚絅子育て研究センター・尚絅食育研究センター・尚絅ボランティア支援センターとの関係について、前述の地域連携推進センターの主な事業内容を4象限に区分して表したものである。尚絅地域連携推進センターは、尚絅子育て研究センター及び尚絅食育研究センターが行う学内で完結する調査・研究を除く活動並びに尚絅ボランティア支援センターが行う中・高校に関わる活動を除く活動を含めた様々な地域社会との連携事業に関わるため、本学が行う地域連携事業の全てを尚絅地域連携推進センターが一元的に管理することとしている。

【図 A-1-3】尚絅地域連携推進センターと他の3センターとの関係



【自己評価】

地域連携を促進するための体制は十分に整備されていると判断している。

<資料一覧>

【資料 A-1-1】 尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画

【資料 A-1-2】 尚絅地域連携推進センター規程

【資料 A-1-3】 尚絅地域連携推進センター運営委員会規程

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」における「地域連携・地域貢献の推進」に関する到達目標を実現し、平成 27（2015）年度に策定した尚絅大学・尚絅大学短期大学部の地域連携に関する目標を達成するために、まず本学方針の学内におけるさらなる定着を図り、広報活動に努めて、社会的認知を得つつ、平成 27(2015)年 4 月に設立された尚絅地域連携推進センターを中心に、単年度計画に基づいた重点施策の確実な遂行に努める。

A-2 大学の有する知的資源の社会への還元

«A-2 の視点»

A-2-① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

【事実の説明】

<尚絅地域連携推進センター>

尚絅地域連携推進センターは、本学の有する知的資源を社会へ還元するため、自治体等と包括協定を締結し【資料 A-2-1】～【資料 A-2-3】、連携推進のための会議を切り口に、研究活動による成果を社会へ還元する活動に取り組んでいる。平成 27(2015)年度は初年度であったため、まず自治体と包括協定を結び、大学の有する知的資源を社会に還元する基盤整備を中心に行うため、尚絅地域連携推進センター運営委員会を 10 回開催し、菊陽町、合志市及び大津町町議会の 3 つの自治体・町議会と包括連携協定を締結した。【資料 A-2-4】【資料 A-2-5】

<尚絅食育研究センター>

尚絅食育研究センターは平成 26(2014)年 4 月に発足し、尚絅食育研究センター規程及び尚絅食育研究センター運営委員会規程に基づいて活動を行っている。【資料 A-2-6】

【資料 A-2-7】尚絅食育研究センター運営委員会は毎月一回定期的に開催され、年間行

事計画、役割、予算措置、学生への周知活動等について協議し活動している。【資料 A-2-8】

知的資源を社会へ還元する取組みは、地域の食育関連行事における「講演会講師として参加」「食育に関する媒体作成展示及び住民への説明」「体験型の食育活動の実施」などを柱としている。また活動の場面には、可能な限り学生を伴い、地域における食育の課題やその解決策を考察する機会となるよう心掛けている。平成 27(2015)年度における具体的な活動は事業報告書に記載している。【資料 A-2-9】

＜尚絅ボランティア支援センター＞

尚絅ボランティア支援センターは、平成 26(2014)年 7 月に開設されて以来、次のような活動を行ってきた。第 1 に、熊本市主催の熊本城マラソンへのボランティア参加である。【資料 A-2-10】平成 28(2016)年 2 月に行われた第 6 回大会には、教職員・学生を含め、総勢 108 人がボランティアとして参加し、熊本県内の大学では最多のボランティア参加者数を達成した。第 2 に、熊本市が主催する「火の国まつり」が終了した後の清掃活動への団体参加である。【資料 A-2-11】教職員・学生を含め、10 人で「火の国まつり」終了後の翌朝に会場周辺の清掃作業を行った。この清掃活動には 20 を超える県内の企業・団体が参加するなかで、唯一の大学からの参加であった。

上記以外にも、定期的な学外からのボランティア依頼（社会福祉施設からのイベントボランティア依頼、企業・団体からのボランティア依頼）に対して、学生を中心に派遣を行った。

＜尚絅子育て研究センター＞

今日、0～2 歳児の待機児童解消のための認定こども園や地域型保育事業の増設が相次ぐ中、量的確保の一方で、特に人間形成の土台となる重要な時期の保育の質保証が課題となっている。そこで、尚絅子育て研究センターの研究員が中心となりながら、附属幼稚園教諭、外部の保育・福祉関係施設職員による共同研究「乳児保育研究会」を平成 27(2015)年 6 月より毎月定例で行い、毎回の現場の実践報告に対して大学の知的資源を還元することができた。また、平成 27(2015)年 8 月に公開シンポジウムを県内の保育・教育関係者・市民に向けて開催し、社会への知的資源の還元とともに意見交流を行うことができ、子育てや保育についての取組みや考え方を参加者と共有することができた。【資料 A-2-12】【資料 A-2-13】

＜尚絅公開講座＞

尚絅公開講座は、平成 2(1990)年から開講され、平成 27(2015)年度で 26 回目を迎える。平成 27(2015)年度尚絅公開講座は、「人間探究－地域コミュニティと暮らし－」をテーマに、平成 27(2015)年 8 月 31 日(月)から 9 月 4 日(金)の 5 日間、講義時間は 9 時 30 分から 12 時 40 分、九品寺キャンパスにて開講された。講師は 10 人で、その内訳は尚絅大学 4 人、尚絅大学短期大学部 4 人、尚絅大学名誉教授 1 人、尚絅大学客員教授 1 人である。また、受講者数は 71 人で、5 日間の延べ受講者数は 548 人であった。受講者の年代は 10 代から 80 代までと幅広いが、60 代から 70 代が全体の 66% を占める。直近 3 年の延べ受講者数は横ばい状態であるが、申込者数は年々増加し、平成

22(2010)年度の47人に対し、平成27(2015)年度は83人であった。なお、全講座受講者が増加傾向にあり、平成27(2015)年度は受講者71人のうち31人が全講座を受講した。【資料A-2-14】【資料A-2-15】

＜尚絅大学文化言語学部公開講座＞

平成19(2007)年に開始された「尚絅大学文化言語学部公開講座」は、文化言語学部独自の公開講座である。武蔵ヶ丘キャンパスが位置する菊陽町周辺で唯一の高等教育機関として、学部所属の教員が持つ知的資源を地域社会に還元する役割を果たしている。平成19(2007)年度の第1回から平成27(2015)年度の第9回にかけて本講座を受講した市民は延べ3,191人に及ぶ。本講座の受講生には「図書館利用カード」を配布し、大学施設の一般開放を行っている。【資料A-2-16】【資料A-2-17】

＜国際交流＞

慈済大学（台湾）と仁徳大学（韓国）との大学間交流協定に基づき実施された平成27(2015)年度の国際交流の状況は【表A-2-1】に示すとおりである。【資料A-2-18】

また、受入中の交換留学生の日本文化理解と熊本・九州理解促進及び在学生との交流促進のために、交換留学生向けアクティビティとして日帰りバス旅行を前期と後期で各1回実施した。前期は阿蘇・高千穂で神社等の見学を行い、後期は阿蘇神社の見学やそば打ち体験を行った。

【表A-2-1】平成27年度国際交流状況

内 容	慈済大学（台湾）	仁徳大学（韓国）
相互研修旅行	8人	—
短期語学留学の派遣	6人	8人
短期語学留学の受入	10人	—
交換留学の派遣	1人	2人
交換留学の受入	2人	2人

＜大学コンソーシアム熊本＞

本学は、熊本県内の大学・高等専門学校などの高等教育機関14校と行政（熊本県・熊本市）から構成される大学コンソーシアム熊本の正会員を務めており、各部会及び委員会の構成員として参画している。部会の一つである地域創造部会においては、熊本県生涯学習推進センターが主催する「平成27年度くまもと県民カレッジリレー講座『キャンパスパレア』」に本学の教員が講師として参加した。【資料A-2-19】

また、同じく部会の一つである学生教育部会においては、熊本県内の大学が合同で開催するオープンキャンパス「進学ガイダンスセミナー」を企画実施しており、平成27(2015)年度は、7月5日（日）に開催され、模擬授業32講座（うち実習体験4講座）を開講し、そのうち本学（大学・短期大学部）の教員も講師として2講座を担当した。なお、今年度の本進学ガイダンスセミナーの参加者数は、高校生延べ1,984名であった。【資料A-2-20】

【自己評価】

＜尚絅地域連携推進センター＞

尚絅地域連携推進センター運営委員会の開催によってもたらされた成果・結果から、大学の有する知識資源を社会に還元する基盤整備活動が組織的継続的に行われたと評価する。また、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」（以下、「COC+」という。）参加校にエントリーし、熊本 8 高等教育機関の一つとして活動を開始し、本学単独ではできない知的資源の社会還元について、他教育機関と協働して進める活動も行った。

＜尚絅食育研究センター＞

尚絅食育研究センターの活動は 2 年目を迎えたが、運営体制づくり、学外の諸団体との連携活動など着実に実施していると判断している。

＜尚絅ボランティア支援センター＞

尚絅ボランティア支援センターが設置されてからの 2 年間を振り返り、着実にボランティア活動の掘り起しにつながっている。毎年、定期的なボランティア依頼に対する参加者数は増加しており、当センターの学生への認知度が浸透していると判断している。

＜尚絅子育て研究センター＞

「乳児保育研究会」における研究成果は、待機児童解消のための認定こども園等の増設が相次ぐ中、0~2 歳児の乳児保育にはじめて取り組む保育施設も少なくなく、そのような施設も含めて、熊本の保育の質低下を防ぎ、保育の水準を引き上げて行くための一翼を担うことができるものと評価できる。また、本研究成果は、地域の未就学児の家庭における子育て支援においても、その活用が期待される。具体的には、平成 28(2016) 年 4 月より尚絅子育て研究センターにおいて、この知的資源を活用した支援を行う予定である。また、妊娠期からの子育て支援におけるワンストップサービスの構築を検討している自治体の子育て支援策についても、この知的資源を還元することができ、今後は自治体のアドバイザーとしての役割も期待されている。

平成 27(2015) 年 8 月に開催された公開シンポジウムでは、専門職だけでなく、子育て中の一般市民にも対象を拡大し、特別支援や子育ち・子育て支援についての理解や学習の場にもつながった。

＜尚絅公開講座＞

公開講座の目的に従って 10 講座を開講し、専門的な立場から発表があり、参加者と共に地域コミュニティと暮らしの関係について共に考える機会を持つことができ、公開講座の目的を達成したものと判断している。

＜尚絅大学文化言語学部公開講座＞

「尚絅大学文化言語学部公開講座」は近隣地域の市民より高い評価を得ており、学部に所属する教員の知的資源を地域社会に還元するという使命を十分果たしている。ただし、受講生の大学施設（図書館）の利用者数はまだ少ない。

<国際交流>

大学間交流協定校との各種交流活動は、段階を踏んで交換留学等の長期留学につながるように計画されており、相互研修旅行に参加した学生の多くは、これをきっかけに次のステップである短期語学留学、交換留学を志している。また、交換留学生向けのアクティビティは、留学生が日本文化体験を通じ、学びを深めると同時に在学生との交流の機会をもたらした。

<大学コンソーシアム熊本>

大学コンソーシアム熊本へ積極的に参画することにより、大学の有する知的資源を社会へ還元していると判断している。

<資料一覧>

- 【資料 A-2-1】菊陽町包括連携協定書
- 【資料 A-2-2】合志市包括連携協定書
- 【資料 A-2-3】大津町議会包括連携協定書
- 【資料 A-2-4】平成 27 年度地域連携推進センター運営委員会議事要録
- 【資料 A-2-5】平成 27 年度尚絅地域連携推進センター活動報告書
- 【資料 A-2-6】尚絅食育研究センター規程
- 【資料 A-2-7】尚絅食育研究センター運営委員会規程
- 【資料 A-2-8】平成 27 年度食育研究センター運営委員会議事要録
- 【資料 A-2-9】平成 27 年度食育研究センター活動報告書
- 【資料 A-2-10】平成 27 年度尚絅ボランティア支援センター運営委員会議事要録（平成 28 年 3 月 16 日）
- 【資料 A-2-11】平成 27 年度尚絅ボランティア支援センター運営委員会議事要録（平成 27 年 11 月 24 日）
- 【資料 A-2-12】子育て研究センター研究誌『児やらい』第 13 卷（活動報告）
- 【資料 A-2-13】自治体との地域連携会議の議事録
- 【資料 A-2-14】平成 27 年度尚絅公開講座講義録
- 【資料 A-2-15】平成 27 年度公開講座委員会議事要録（平成 28 年 3 月 25 日）
- 【資料 A-2-16】「尚絅大学文化言語学部公開講座」に関する資料（全体）
- 【資料 A-2-17】「尚絅大学文化言語学部公開講座」に関する資料（年度別）
- 【資料 A-2-18】平成 27 年度国際交流委員会議事要録
- 【資料 A-2-19】「平成 27 年度くまもと県民カレッジリレー講座『キャンパスパレア』」パンフレット
- 【資料 A-2-20】「進学ガイダンスセミナー2015」パンフレット

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

＜尚絅地域連携推進センター＞

COC+参加校として、研究（产学連携）部会、雇用推進部会、教育プログラム部会における活動状況等を、尚絅地域連携推進センター運営委員会で情報共有し、さらに大学2学科、短期大学部3学科が複合的に協力し合うことで、本学の強みをいかした大学の有する知的資源を社会へ還元していく。そのため、平成28(2016)年度も月1回程度、年10回の委員会開催を通じ、研究部会では食育、子育ての部門での研究成果を社会へ還元、雇用推進部会では地元就職の魅力を学生に訴求する場の提供、教育プログラム部会では地元を知るための地域関連科目を開催し、地方創生に資する活動として社会に還元していく。

＜尚絅食育研究センター＞

尚絅食育研究センターは、「大学内外における食育活動」「地域との連携行事への参画」等を継続的に推進するために、尚絅食育研究センター運営委員会において年間行事計画を作成し綿密な行動工程表に基づき実施する体制づくりを検討する。

＜尚絅ボランティア支援センター＞

尚絅ボランティア支援センターの課題は以下の2点である。1点目は、九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパス間の活動状況の格差である。つまり、尚絅ボランティア支援センターの事務局が九品寺キャンパスにあるため、必然的に九品寺キャンパスの方が活動的になる傾向があった。学生へのボランティア情報は両キャンパスに同じ内容が周知されているが、九品寺キャンパスでは参加者数が多く、武蔵ヶ丘キャンパスの参加者数が少ない。この点については、武蔵ヶ丘キャンパスにおいてボランティア募集活動の強化を図るため、ボランティア掲示板の工夫や教員主導による積極的な声かけ等を行っていきたい。

2点目は、学生主導によるボランティア活動の推進である。現在は主に尚絅ボランティア支援センター運営委員会を中心に学生へのボランティア啓発を行っているが、ボランティア学生の人材養成の観点から、ボランティア学生の登録制度を導入し、登録した学生には随時ボランティア情報の連絡が届く仕組みを構築していきたいと考えている。

＜尚絅子育て研究センター＞

平成28(2016)年度は、「乳児保育研究会」のメンバー拡大を一層広く呼びかけ、知的資源の貢献に努めていくものとする（4月～8月）。

また、尚絅地域連携推進センターの委員とともに、自治体との連携会議の開催（7月～3月）を検討し、子育て支援に関する自治体施策への知的資源の貢献に努めていく。

さらに、平成28(2016)年4月より開設する尚絅こども園における乳児保育、尚絅子育て研究センターにおける地域の未就学児家庭の子育て支援の取組みを通して、より実践的な乳児保育の課題を明らかにし、それらの課題を「乳児保育研究会」で共有し研究に生かしていく。また、その成果を還元すべく、尚絅子育て研究センターの研究員を派遣し、地域の子育て中の保護者にむけた専門知識の提供（講演会の開催やおしゃべり広場の開催等）にも取り組んでいく（9月、12月）。

平成 28(2016)年度公開シンポジウムの開催については、尚絅子育て研究センターに所属する研究員のチームで検討し、子どもの育ちに必要な遊びテーマにしながら、現場実践者や子育てに関心のある市民に向けて、知的資源を活用した貢献ができるよう企画・開催する（4月～8月）。

＜尚絅公開講座＞

公開講座委員会において、新たな共通テーマについて、平成 28(2016)年 4 月から 6 月にかけて検討する。また、アンケートの要望事項である交通アクセスの表示については、チラシ等に掲載するなど、参加しやすい工夫を行うとともに、マスメディア、在校生や同窓会を通じて広く告知し、申込者数、受講者数、延べ受講者数の増加を目指す。

＜尚絅大学文化言語学部公開講座＞

「第 10 回尚絅大学文化言語学部公開講座」を平成 28(2016)年度に開催する。広報活動に使用する案内冊子に本学部の教育プログラム（教員紹介・シラバスなど）を組み込むことで、本講座ならびに本学部の広報を更に具体化するように工夫する。講座の内容面においては、本学部の特色を生かした講義内容・講師配置とする。また、近隣の教育委員会との共同開催である市民講座（講演、講座）を実施するために、地域社会に具体的に働きかけていく予定である。

＜国際交流＞

中国の大学との大学間交流協定締結を目標とし、双方向で交流が可能な大学を視察する。これまで交流があった大連交通大学については、留学生の受け入れに対しては前向きだが、双方向での交流が難しく、またキャンパスが大連市内ではなく、旅順市内にあることから学生同士の交流にも問題があった。そこで、現在コンタクトを取っている山東省煙台市に位置する魯東大学が双方向での交流に前向きであることから、平成 28(2016)年度中に学生も同行の上、同大学を視察し、大学間交流協定締結に向けて交流を推進する。

＜大学コンソーシアム熊本＞

本学の時間割編成上の理由により、学外での講座を担当できる教員が限られているため、講師派遣の際は講義内容が偏らないように推薦していく必要がある。次年度の講師派遣の際には、前年度の講義内容等も十分に配慮の上、選考を行う。

[基準 A の自己評価]

本学園のミッション（使命・理念）を踏まえた地域連携に関する方針は、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」において明確化されており、かつ、周知も教職員専用サイト、学園ホームページにおいて適切に行われている。また、地域連携を促進するための体制として、尚絅地域連携推進センター、同センター運営委員会が設置され、同運営委員会で審議した事業についてセンター職員が中心となり全学的に実施されている。同センターは尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター及び尚絅ボランティア支援センター等、他の委員会等が審議した地域連携に関わる事業について一元

管理を行い、地域との連携を促進させている。これらを総合的に判断すると、「本学における地域連携に関する方針は、本学園のミッション（使命・理念）を踏まえており、かつ明確化、周知も適切に行われている」、さらに、「地域連携を促進するための体制は十分に整備されている」と評価できる。

大学の有する知的資源を社会へ還元するための取組みについては、尚絅地域連携推進センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センター、尚絅子育て研究センター、尚絅公開講座、尚絅大学文化言語学部公開講座、国際交流、大学コンソーシアム熊本といった8つの委員会等の具体的取組み事実とこれに伴う詳細評価を行っている。すべての委員会等で、大学の有する知的資源を社会へ還元するための取組みを着実に実施しており、また、その結果、ほぼすべての委員会等で取組みに対する目的を達成、さらなる社会への還元を目指し、取組みの拡大と充実に向け準備している。以上のことから、本学は小規模大学でありながら、「大学の有する知的資源を社会へ還元するため、8つの委員会等から、具体的取組みが着実に実行され、結果として地域社会の期待に応え、地域社会の発展に貢献しており、一層の社会貢献に向け継続的に取り組んでいる」と評価できる。

V. エビデンス集一覧**エビデンス集（データ編）一覧**

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部・研究科構成	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
----------	-----------------------------------	--

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人尚絅学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	SHOKEI CAMPUS GUIDE 2016	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	尚絅大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	募集要項 2016	
	AO 入試募集要項 2016	
【資料 F-5】	学生便覧	
	文化言語学部学生便覧（平成 27 年度、平成 28 年度）	
	生活科学部学生便覧（平成 27 年度、平成 28 年度）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度事業報告書	
	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
【資料 F-8】	アクセスマップ	
	校舎案内図	
	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
【資料 F-9】	学校法人尚絅学園規程一覧	
	尚絅大学・尚絅大学短期大学部規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分）	
	理事・監事名簿	
	評議員名簿	
	理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	決算報告書（平成 23 年度～平成 27 年度）	
	監事監査報告書（平成 23 年度～平成 27 年度）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	文化言語学部シラバス（平成 27 年度、平成 28 年度）	
	生活科学部シラバス（平成 27 年度、平成 28 年度）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	「尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的と目標の設定について」（平成 27 年 11 月 27 日開催評議会資料・平成 27 年 12 月 18 日開催尚絅学園理事会・評議員会資料）	
【資料 1-1-2】	「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子）	

【資料 1-1-3】	大学ホームページ（大学概要） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline	
【資料 1-1-4】	平成 27 年度学生便覧（文化言語学部）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-5】	平成 27 年度学生便覧（生活科学部）	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-6】	「SHOKEI CAMPUS GUIDE 2016」（入試広報誌）	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	「尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念・目的と目標の設定について」（平成 27 年 11 月 27 日開催評議会資料・平成 27 年 12 月 18 日開催尚絅学園理事会・評議員会資料）	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-2-2】	「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-3】	「温故革進」（学校法人尚絅学園紹介冊子）	
【資料 1-2-4】	大学ホームページ（大学概要） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-2-5】	尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	「尚絅」（学校法人尚絅学園紹介冊子）	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-3-2】	平成 28 年度事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-3-3】	平成 27 年度事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 1-3-4】	「温故革進」（学校法人尚絅学園紹介冊子）	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 1-3-5】	学園広報誌「礎」（vol.18 125 周年記念特集号）	
【資料 1-3-6】	「SHOKEI CAMPUS GUIDE 2016」（入試広報誌）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-3-7】	大学ホームページ（大学概要） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 1-3-8】	大学ホームページ（学長挨拶） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/message	
【資料 1-3-9】	平成 27 年度文化言語学部学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-10】	平成 27 年度生活科学部学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-3-11】	尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 1-3-12】	「尚絅学園におけるグランドデザインの策定について」に関する資料	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 28 年度文化言語学部学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 28 年度生活科学部学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-1-3】	募集要項 2016、AO 入試募集要項 2016	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大学ホームページ（アドミッション・ポリシー） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	平成 27 年度文化言語学部学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-2】	平成 27 年度生活科学部学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	大学ホームページ（ディプロマ・ポリシー） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/diploma_policy#ad01	
【資料 2-2-4】	大学ホームページ（カリキュラム・ポリシー） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu/curriculum_policy#ad02	
【資料 2-2-5】	尚絅大学文化言語学部履修規程	
【資料 2-2-6】	平成 27 年度文化言語学部教務委員会議事要録（平成 27 年 10	

	月 1 日)	
【資料 2-2-7】	平成 27 年度文化言語学部教授会議事要録（平成 28 年 1 月 14 日）	
【資料 2-2-8】	尚絅大学・尚絅大学短期大学部における学外学修に関する申し合わせ	
【資料 2-2-9】	平成 27 年度 PROG テストの結果分析及び活用事例について（平成 28 年 3 月文化言語学科会議配付資料）	
【資料 2-2-10】	教員採用試験対策講座等に関する資料（文化言語学科会議資料 平成 27 年 5 月 14 日、平成 27 年 8 月 6 日）	
【資料 2-2-11】	文化言語学部教職課程委員会資料（平成 27 年 11 月 5 日）	
【資料 2-2-12】	司書課程・司書教諭課程ガイダンス資料（平成 27 年 4 月 3 日 前期オリエンテーション配付資料、平成 27 年 9 月 24 日後期オリエンテーション配付資料）	
【資料 2-2-13】	平成 27 年度オープンクラス・ウィーク報告書	
【資料 2-2-14】	尚絅大学生活科学部履修規程	
【資料 2-2-15】	平成 27 年度生活科学部シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-16】	平成 27 年度生活科学部教授会議事要録（平成 27 年 6 月 11 日）	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	平成 27 年度文化言語学部各種委員会・クラス担任一覧	
【資料 2-3-2】	平成 27 年度文化言語学部文化言語学科会議議事要録	
【資料 2-3-3】	平成 27 年度文化言語学部オリエンテーション日程	
【資料 2-3-4】	平成 27 年度卒業研究及び卒業作品研究題目一覧	
【資料 2-3-5】	平成 27 年度第 3 回文化言語学部文化言語学科会議議事要録	
【資料 2-3-6】	平成 27 年度文化言語学部シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-7】	平成 27 年度文化言語学部教員一覧	
【資料 2-3-8】	平成 27 年度生活科学部校務（平成 27 年 4 月 9 日生活科学部教授会資料 4）	
【資料 2-3-9】	平成 27 年度生活科学部シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-10】	平成 27 年度助手配置案（平成 27 年 4 月 9 日生活科学部教授会資料 4）	
2-4. 単位認定・卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	平成 27 年度文化言語学部シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-2】	平成 27 年度生活科学部シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-4-3】	厳格な成績評価（学生の質問・意義申立て）に関する資料	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	平成 27 年度文化言語学部シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-2】	平成 27 年度生活科学部シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-5-3】	平成 27 年度文化言語学部「就職指導」計画表	
【資料 2-5-4】	平成 27 年度生活科学部「進路指導」計画表	
【資料 2-5-5】	平成 27 年度生活科学部「進路指導」出席状況	
【資料 2-5-6】	平成 27 年度「夏季キャリアガイダンス」及び「春季キャリアガイダンス」プログラム	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	「平成 27 年度学生生活に関する実態調査」調査票	
【資料 2-6-2】	平成 27 年度学生支援委員会議事要録（平成 27 年 11 月 25 日、平成 27 年 12 月 17 日）	
【資料 2-6-3】	平成 27 年度教務関連施策検討会議議事要録（平成 27 年 12 月 17 日、平成 28 年 2 月 5 日）	
【資料 2-6-4】	平成 27 年度文化言語学部教務委員会議事要録	
【資料 2-6-5】	平成 27 年度文化言語学部教授会議事要録	
【資料 2-6-6】	平成 27 年度文化言語学科会議議事要録（平成 28 年 3 月 10 日）	
【資料 2-6-7】	平成 27 年度 FD 推進部会議事要録	
【資料 2-6-8】	平成 27 年度授業改善アンケート実施要領	
【資料 2-6-9】	授業改善アンケート集計結果の公開に関する資料	

【資料 2-6-10】	平成 27 年度生活科学部教授会議事要録	
【資料 2-6-11】	授業改善アンケート集計結果の公開に関する資料	【資料 2-6-9】と同じ
【資料 2-6-12】	授業改善アンケート集計結果の公開の学内 Web サーバー http://skw.sk.shokei-gakuen.ac.jp/FD/	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	平成 27 年度保健室・カウンセリング室における文化言語学部学生相談状況の報告	
【資料 2-7-2】	疲労蓄積度調査	
【資料 2-7-3】	平成 27 年度学生支援講座一覧	
【資料 2-7-4】	平成 27 年度文化言語学部クラブ長会議議事録	
【資料 2-7-5】	平成 27 年度クラブ・同好会活動報告書	
【資料 2-7-6】	「平成 27 年度学生生活に関する実態調査」調査票	【資料 2-6-1】と同じ
【資料 2-7-7】	平成 27 年度学生生活に関する実態調査集計結果	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	尚絅大学教員採用選考規程	
【資料 2-8-2】	尚絅大学教員昇任選考規程	
【資料 2-8-3】	尚絅学園大学教員人事評価規程	
【資料 2-8-4】	評価者訓練に関する資料	
【資料 2-8-5】	授業改善アンケート集計結果	
【資料 2-8-6】	平成 27 年度オープンクラス・ウィーク報告書	【資料 2-2-13】と同じ
【資料 2-8-7】	FD 研修会資料	
【資料 2-8-8】	尚絅大学・尚絅大学短期大学部教務連絡協議会規程	
【資料 2-8-9】	尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 2-8-10】	平成 27 年度教務連絡協議会議事要録（平成 27 年 10 月 28 日）	
【資料 2-8-11】	平成 27 年度教養教育会議議事要録	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	平成 27 年度学生生活に関する実態調査集計結果	【資料 2-7-7】と同じ
【資料 2-9-2】	学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 2-9-3】	テレビ会議システムの導入について（会議資料）	
【資料 2-9-4】	尚絅基幹ネットワーク構成図	
【資料 2-9-5】	大学・学園ホームページリニューアルに係る学内ウェブサーバー管理から学外ウェブサーバーへの移行について（会議資料）	
【資料 2-9-6】	尚絅学園のネットワークにおける統合アカウント管理システムの導入と電子メールサーバーの更新について	
【資料 2-9-7】	尚絅大学図書館規則	
【資料 2-9-8】	尚絅大学図書館運営委員会規程	
【資料 2-9-9】	尚絅大学図書館運営委員会部会規約	
【資料 2-9-10】	平成 27 年度図書館運営委員会議事要録	
【資料 2-9-11】	平成 27 年度図書館本館部会議事要録	
【資料 2-9-12】	平成 27 年度図書館分館部会議事要録	
【資料 2-9-13】	尚絅大学図書館資料選定会規約	
【資料 2-9-14】	尚絅大学資料収集方針	
【資料 2-9-15】	尚絅大学図書館資料除籍取扱い規	
【資料 2-9-16】	尚絅大学図書館利用規程	
【資料 2-9-17】	尚絅大学図書館社会人利用規程	
【資料 2-9-18】	尚絅大学図書館ホームページ http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/library	
【資料 2-9-19】	本館利用案内	
【資料 2-9-20】	分館利用案内	
【資料 2-9-21】	平成 27 年度文化言語学部履修者数一覧	
【資料 2-9-22】	平成 27 年度生活科学部履修者数一覧	

基準3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料3-1-1】	学校法人尚絅学園寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料3-1-2】	尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画	【資料1-2-5】と同じ
【資料3-1-3】	平成28年度事業計画書	【資料F-6】と同じ
【資料3-1-4】	「尚絅学園におけるグランドデザインの策定について」に関する資料	【資料1-3-12】と同じ
【資料3-1-5】	学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程	
【資料3-1-6】	尚絅学園決裁権限規程	
【資料3-1-7】	平成27年度個人情報保護委員会議事要録	
【資料3-1-8】	平成27年度衛生委員会議事要録	
【資料3-1-9】	危機管理規程	
【資料3-1-10】	コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）	
【資料3-1-11】	アクションプラン	
【資料3-1-12】	安全衛生管理規程	
【資料3-1-13】	学校法人尚絅学園公益通報に関する規程	
【資料3-1-14】	尚絅学園ハラスマント等防止規程	
【資料3-1-15】	個人情報保護方針	
【資料3-1-16】	尚絅学園ソーシャルメディア利用のガイドライン	
【資料3-1-17】	学園ホームページ（事業報告・財務状況） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/disclosure	
【資料3-1-18】	大学ホームページ（大学評価） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhyoka	
【資料3-1-19】	学園ホームページ（学園の取材・放送情報） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/media-keisai	
【資料3-1-20】	大学ホームページ（情報公表） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure	
【資料3-1-21】	学園広報誌「礎」（vol.22 2015年春夏号）	
3-2. 理事会の機能		
【資料3-2-1】	平成27年度理事会議事録	
【資料3-2-2】	尚絅学園理事会付議事項に関する規程	
【資料3-2-3】	尚絅学園常勤理事会規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料3-3-1】	尚絅大学評議会規程	
【資料3-3-2】	尚絅大学文化言語学部教授会規程	
【資料3-3-3】	尚絅大学生活科学部教授会規程	
【資料3-3-4】	学長・学長補佐会議規程	
【資料3-3-5】	尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料3-4-1】	尚絅学園常勤理事会規程	【資料3-2-3】と同じ
【資料3-4-2】	平成27年度委員会等編成表	
【資料3-4-3】	尚絅学園事務部門会議規程	
【資料3-4-4】	尚絅大学評議会規程	【資料3-3-1】と同じ
【資料3-4-5】	学園ホームページ（長期ビジョンと中長期行動計画） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/files/gakuen/vision.pdf	
【資料3-4-6】	学園ホームページ（事業報告・財務状況） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/disclosure	【資料3-1-17】と同じ

【資料 3-4-7】	学園広報誌「礎」(vol.22 2015年春夏号)	【資料 3-1-21】と同じ
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	尚絅大学学則	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-5-2】	尚絅学園事務組織規程	
【資料 3-5-3】	平成 27 年度委員会等編成表	【資料 3-4-2】と同じ
【資料 3-5-4】	尚絅学園決裁権限規程	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-5-5】	研修体系に関する資料	
【資料 3-5-6】	自己申告制度に関する資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 3-6-2】	中期財務計画	
【資料 3-6-3】	平成 28 年度予算書	
【資料 3-6-4】	尚絅学園大学教員人事評価規程	
【資料 3-6-5】	尚絅学園事務職員人事評価規程	
【資料 3-6-6】	尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程	
【資料 3-6-7】	寄附金募集要項	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人尚絅学園経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人尚絅学園経理規程施行細則	
【資料 3-7-3】	尚絅学園固定資産及び物品調達規程	
【資料 3-7-4】	学校法人尚絅学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 3-7-5】	学校法人尚絅学園資金運用管理規程	
【資料 3-7-6】	尚絅学園旅費規程	
【資料 3-7-7】	尚絅学園決裁権限規程	【資料 3-1-6】と同じ
【資料 3-7-8】	学校法人尚絅学園文書取扱・管理規程	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-7-9】	平成 28 年度予算書	【資料 3-6-3】と同じ
【資料 3-7-10】	平成 27 年度決算報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-7-11】	平成 27 年度理事会議事録	【資料 3-2-1】と同じ
【資料 3-7-12】	学校法人尚絅学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-7-13】	監事監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 3-7-14】	理事会・評議員会開催状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 3-7-15】	独立監査人の監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	尚絅大学学則	【資料 F-2】と同じ
【資料 4-1-2】	尚絅大学・尚絅大学短期大学部 FD・評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	尚絅大学自己点検・評価実施部会規程	
【資料 4-1-4】	大学自己点検・評価シート担当部局一覧表	
【資料 4-1-5】	自己点検・評価シート様式	
【資料 4-1-6】	平成 19(2007)年度自己評価報告書	
【資料 4-1-7】	平成 22(2010)年度自己評価報告書	
【資料 4-1-8】	平成 24(2012)年度自己点検報告書	
【資料 4-1-9】	平成 26(2014)年度自己点検評価書	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		

【資料 4-2-1】	平成 27 年度評議会議事要録（平成 27 年 9 月 25 日）	
【資料 4-2-2】	尚絅大学・尚絅大学短期大学部大学企画委員会規程	【資料 3-3-5】と同じ
【資料 4-2-3】	平成 19(2007)年度自己評価報告書	【資料 4-1-6】と同じ
【資料 4-2-4】	平成 22(2010)年度自己評価報告書	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 4-2-5】	平成 24(2012)年度自己点検報告書	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 4-2-6】	平成 26(2014)年度自己点検評価書	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 4-2-7】	大学ホームページ（大学評価） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/daigakuhvoka	【資料 3-1-18】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 24(2012)年度自己点検報告書	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 4-3-2】	大学自己点検・評価シート担当部局一覧表	【資料 4-1-4】と同じ
【資料 4-3-3】	大学自己点検・評価シート様式	【資料 4-1-5】と同じ

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携		
【資料 A-1-1】	尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 A-1-2】	尚絅地域連携推進センター規程	
【資料 A-1-3】	尚絅地域連携推進センター運営委員会規程	
A-2. 大学の有する知的資源の社会への還元		
【資料 A-2-1】	菊陽町包括連携協定書	
【資料 A-2-2】	合志市包括連携協定書	
【資料 A-2-3】	大津町町議会包括連携協定書	
【資料 A-2-4】	平成 27 年度地域連携推進センター運営委員会議事要録	
【資料 A-2-5】	平成 27 年度尚絅地域連携推進センター活動報告書	
【資料 A-2-6】	尚絅食育研究センター規程	
【資料 A-2-7】	尚絅食育研究センター運営委員会規程	
【資料 A-2-8】	平成 27 年度食育研究センター運営委員会議事要録	
【資料 A-2-9】	平成 27 年度食育研究センター活動報告書	
【資料 A-2-10】	平成 27 年度尚絅ボランティア支援センター運営委員会議事要録（平成 28 年 3 月 16 日）	
【資料 A-2-11】	平成 27 年度尚絅ボランティア支援センター運営委員会議事要録（平成 27 年 11 月 24 日）	
【資料 A-2-12】	子育て研究センター研究誌『児やらい』第 13 卷（活動報告）	
【資料 A-2-13】	自治体との地域連携会議の議事録	
【資料 A-2-14】	平成 27 年度尚絅公開講座講義録	
【資料 A-2-15】	平成 27 年度公開講座委員会議事要録（平成 28 年 3 月 25 日）	
【資料 A-2-16】	「尚絅大学文化言語学部公開講座」に関する資料（全体）	
【資料 A-2-17】	「尚絅大学文化言語学部公開講座」に関する資料（年度別）	
【資料 A-2-18】	平成 27 年度国際交流委員会議事要録	
【資料 A-2-19】	「平成 27 年度くまもと県民カレッジリレー講座『キャンパスパレア』」パンフレット	
【資料 A-2-20】	「進学ガイダンスセミナー2015」パンフレット	